

平成 29～33 年度

埼玉県男女共同参画 基本計画

男女共同参画社会の実現

～男女が共に個性と能力を発揮でき、人権が尊重された埼玉～



男女が共に個性と能力を発揮でき、 人権が尊重された埼玉の実現を 目指して



埼玉県では、平成12年3月に全国に先駆け「埼玉県男女共同参画推進条例」を制定しました。この条例に基づき、「埼玉県男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に進めてきました。

この結果、県の審議会などにおける女性委員の割合が、平成12年度の23.3%から平成27年度には38.2%に向上するなどの成果を上げています。

今後、我が国は、急激な高齢化や生産年齢人口の減少による社会活力の低下など、今まで経験したことのない局面を迎えます。これまで以上の知恵と工夫によって誰もが活躍できる社会を築くため、男女が性別にかかわらずなく、自らの意思に基づき、その個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」の実現が、一層重要になっています。

そこで、社会経済情勢の変化や国の第4次男女共同参画基本計画、平成27年8月に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」などを踏まえ、平成33年度を目標年度とした「埼玉県男女共同参画基本計画」を新たに策定しました。この計画では、経済社会における女性の活躍が更に広がるよう、施策の柱として、新たに「埼玉版ウーマノミクスプロジェクトの推進」を掲げています。

男女共同参画社会の実現には、県や市町村の取組はもとより、県民や事業者の皆様一人一人が、男女共同参画を身近な問題として考え、共に取り組んでいく必要があります。県民の皆様には、更なる御理解と御協力をお願い申し上げます。

計画策定にあたりましては、埼玉県男女共同参画審議会において、幅広い観点から熱心に御議論いただきました。また、県民の皆様から多くの貴重な御意見をお寄せいただきました。御協力いただきました方々に心から御礼申し上げます。

平成29年3月

埼玉県知事 上田清司

目次

第1章 計画の基本的な考え方 4

1	計画策定の趣旨	4
2	計画の位置付け	4
3	計画の期間	5
4	計画の内容	5
5	計画の目標	5
6	計画を推進するための基本的な視点	5
7	条例の基本理念と計画の基本目標	7
8	男女共同参画に関する埼玉県の特徴	8
9	計画の体系	14
10	計画の推進指標	16

第2章 計画の内容 18

基本目標Ⅰ	あらゆる分野の意思決定に男女が共に参画する	18
施策の柱 1	政策や方針の立案及び決定への男女共同参画	18
基本目標Ⅱ	経済社会における女性の活躍が更に広がる	25
施策の柱 2	埼玉版ウーマノミクス*プロジェクトの推進	25
施策の柱 3	経済社会における男女共同参画の推進	32
基本目標Ⅲ	家庭や地域で男女が共にいきいきと参画する	37
施策の柱 4	家庭における男女共同参画の推進	37
施策の柱 5	誰もが地域でいきいきと生活できる支援	43
基本目標Ⅳ	災害に強い地域を男女が共につくりあげる	52
施策の柱 6	男女共同参画の視点に立った防災対策の推進	52
基本目標Ⅴ	男女の固定的な性別役割分担*や偏見をなくす	56
施策の柱 7	男女の固定的な役割分担意識の解消	56
施策の柱 8	メディア・自治体の情報提供における男女共同参画の理解の促進	62
基本目標Ⅵ	男女共同参画の意識をはぐくむ	66
施策の柱 9	男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	66
基本目標Ⅶ	女性に対するあらゆる暴力を根絶する	71
施策の柱 10	女性に対する暴力の防止と被害者支援	71
基本目標Ⅷ	男女の異なる健康上の問題を踏まえ、 生涯にわたる健康づくりを支援する	80
施策の柱 11	生涯を通じた女性の健康支援	80

参考資料

1	計画策定の経緯	90
2	計画の推進体制図	93
3	男女共同参画をめぐる動き	94
4	関係法令	101
	男女共同参画社会基本法	101
	埼玉県男女共同参画推進条例	104
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	106
	配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律	111
	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約*	117
5	用語の解説	122

○グラフの集計は、小数点以下第 2 位を四捨五入し、小数点以下第 1 位まで表記してあります。このため、各回答率 (%) を足し上げても 100.0% とならない場合があります。

○文中に * を付した語句については、122 ページ以降の「用語の解説」を御参照ください。

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

本県では、全国に先駆けて平成12年3月に埼玉県男女共同参画推進条例（以下「条例」という。）を制定し、条例に基づく初の基本計画として、平成14年2月に「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」を策定しました。平成24年7月には「埼玉県男女共同参画基本計画」を策定し、「男女共同参画社会の実現－男女が共に個性と能力を発揮でき、人権が尊重された埼玉－」を目標として男女共同参画推進に係る施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

国においては、平成27年8月に、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律*（以下「女性活躍推進法」という。）が成立し、平成27年12月に「第4次男女共同参画基本計画」を閣議決定しました。

このような中、県では現行計画の計画期間の終了に当たり、これまでの成果を踏まえるとともに、今後、人口の減少、人口構造の変化、そして社会変化のスピードの加速などの新たな課題に男女共同参画の視点から対応するため、新たに計画を策定するものです。

2 計画の位置付け

- (1) 男女共同参画社会基本法第14条及び条例第12条に基づき、知事が策定する県の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。
- (2) 女性活躍推進法第6条第1項に規定する県における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画です。
なお、計画の基本目標Ⅱに係る部分について、女性活躍推進法第6条第1項に基づく「都道府県推進計画」として、位置付けます。
- (3) 男女共同参画をめぐる国連の動向や国の第4次男女共同参画基本計画を踏まえるとともに、本県の総合計画である埼玉県5か年計画*との整合を図り、県の部門別計画として策定する計画です。
- (4) 県民からの意見や男女共同参画審議会からの答申を受け、県民、事業者、民間団体及び市町村などと連携して施策の推進に取り組むための計画です。

3

計画の期間

平成29年度(2017年度)から平成33年度(2021年度)までの5年間

4

計画の内容

条例の基本理念に基づき、以下の内容を定めます。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
- (2) 男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

5

計画の目標

男女共同参画社会の実現

—男女が共に個性と能力を発揮でき、人権が尊重された埼玉—

6

計画を推進するための基本的な視点

計画の目標である男女共同参画社会の実現に向けて、計画を推進するための4つの基本的な視点を設定します。

(1) あらゆる分野で男女の人権を尊重する

人々の意識や行動、習慣などの中には、いまだに女性に対する差別や偏見、性別による固定的な役割分担などが見受けられ、また、夫・パートナーなどからの暴力やセクシュアル・ハラスメント*、性犯罪などの女性に対する暴力も深刻な問題となっています。

このような男女が置かれている状況から、教育や労働、メディアなどのあらゆる分野で、男女の人権を尊重していくことが必要です。

(2) 男女が社会の対等な構成員として、共に個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ活力のある社会をつくる

男女が性別にかかわらずなく、自らの意思に基づき、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野へ参画することは活力ある社会づくりにおいて非常に重要です。

社会的・文化的に形成された性別(ジェンダー*)は、社会の制度・慣行の中に存在し、無意識のうちに固定的な性別役割分担をつくり出し、次の世代へと引き継がれていきます。

このため、働く場・学校・地域・家庭など、あらゆる分野において、男女のあり方や社会システムに存在する偏見を見直していくことが求められています。

(3) 男女が共に家庭・仕事・地域において調和のとれた生活を築く

本県では、女性の労働力率*が出産・子育て期に大きく低下する、いわゆるM字カーブ*の底が深いという特徴があります。そこで、就業の継続を願う女性が仕事を続けられるような環境の整備を行い、男性が家事・育児・介護などの家庭生活や地域活動に参画できるように、男性の働き方について見直す必要があります。

男女が相互に協力し、社会的支援を受けながら、より良いパートナーシップを築き、家庭生活と職業生活・地域活動とのバランスのとれたライフスタイルを実現していくことが必要です。

(4) 国際社会の取組の動向を踏まえ男女共同参画を推進する

国では、国連をはじめとする国際的な女性の地位向上に係る動きと連動して、男女共同参画に係る施策を推進してきました。

埼玉県としても、国際社会の一員として、条例の基本理念である「国際的協力」に沿って、国際的な連携や協力の下に、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約や国連の動向を踏まえながら、男女共同参画に係る施策を推進していくことが必要です。

●社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）の視点●

人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

条例の6つの基本理念に基づき、計画の目標である「男女共同参画社会の実現」に向け、「8つの基本目標」を設定しました。

また、6つの基本理念と8つの基本目標及び4つの基本的な視点の関係を次のとおり整理しました。

条例の基本理念

- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会における制度や慣行についての配慮
- 3 政策や方針の立案及び決定への共同参画
- 4 家庭生活における活動と社会生活における活動の両立
- 5 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利*の尊重
- 6 国際的協力



計画の基本目標

- I あらゆる分野の意思決定に男女が共に参画する
- II 経済社会における女性の活躍が更に広がる
- III 家庭や地域で男女が共にいきいきと参画する
- IV 災害に強い地域を男女が共につくりあげる
- V 男女の固定的な性別役割分担や偏見をなくす
- VI 男女共同参画の意識をはぐくむ
- VII 女性に対するあらゆる暴力を根絶する
- VIII 男女の異なる健康上の問題を踏まえ、生涯にわたる健康づくりを支援する

男女共同参画の推進

計画を推進するための基本的な視点

- 1 あらゆる分野で男女の人権を尊重する
- 2 男女が社会の対等な構成員として、共に個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ活力のある社会をつくる
- 3 男女が共に家庭・仕事・地域において調和のとれた生活を築く
- 4 国際社会の取組の動向を踏まえ男女共同参画を推進する

目 標

男女共同参画社会の実現

—男女が共に個性と能力を発揮でき、人権が尊重された埼玉—

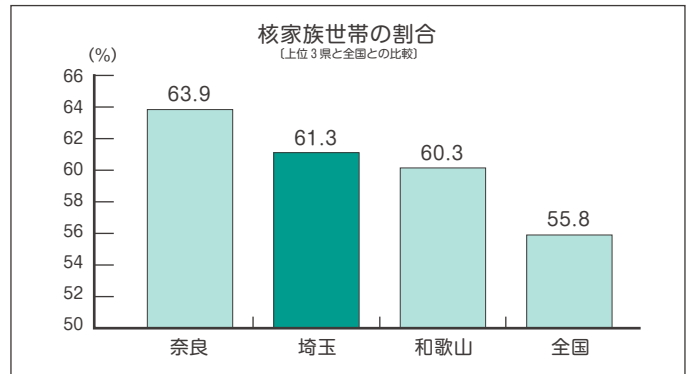
8

男女共同参画に関する埼玉県の特徴

家庭では

1 核家族世帯の占める率が全国で2番目に高い

埼玉県の一般世帯数に占める核家族世帯の割合は、61.3%と全国(55.8%)より5.5ポイント高く、全国2位となっています。



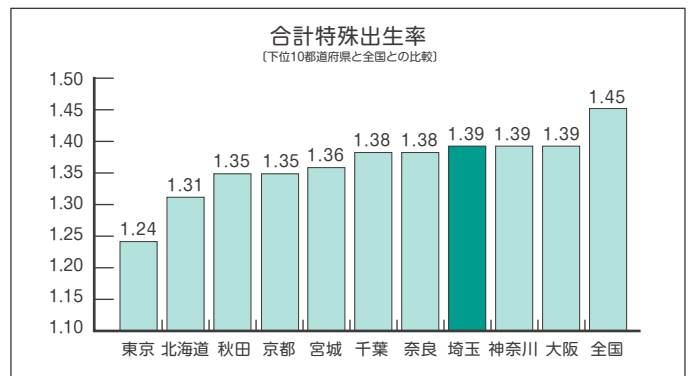
資料：総務省「国勢調査」平成27年

2 合計特殊出生率※が全国で8番目に低い

埼玉県の合計特殊出生率は、1.39と全国(1.45)に比べ低く、全国で8番目に低くなっています。

※合計特殊出生率

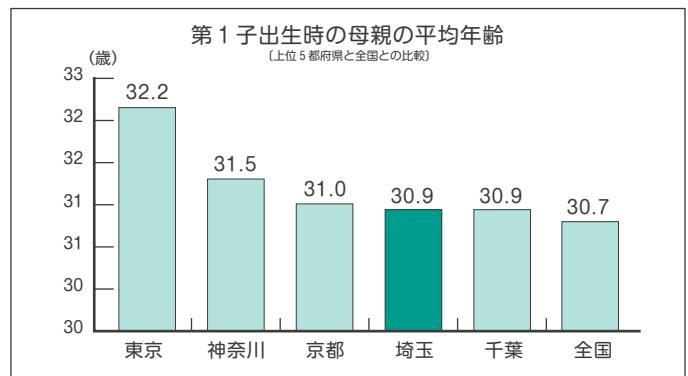
15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年齢別出生率で一生の間に子供を生むとした場合の子供の数。



資料：厚生労働省「人口動態統計」平成27年

3 第1子出生時の母親の平均年齢は全国で4番目に高い

第1子出生時の母親の平均年齢は、30.9歳で全国平均30.7歳を上回り、全国4位となっています。

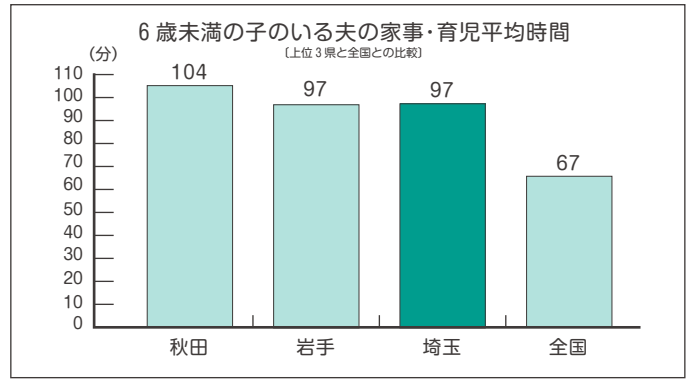


資料：厚生労働省「人口動態統計」平成27年

4 6歳未満の子のいる夫の家事・育児平均時間は全国で2番目に長い

6歳未満の子のいる夫の家事・育児平均時間は1日あたり97分で全国平均67分を上回り、全国2位となっています。

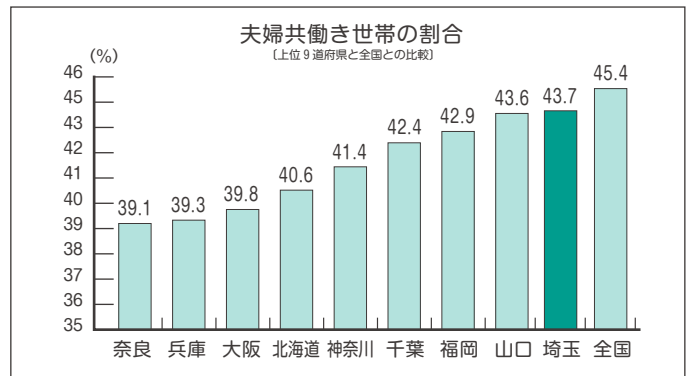
(注)「夫婦と子供の世帯」に限定した夫の1日当たりの「家事」、「介護・看護」、「育児」及び「買い物」の合計時間(週全体平均)



資料：総務省「社会生活基本調査」平成23年

5 夫婦共働き世帯の割合は全国で9番目に低い

夫婦と子供から成る世帯のうち、夫と妻が有業の世帯の割合は、43.7%で全国で9番目に低くなっています。

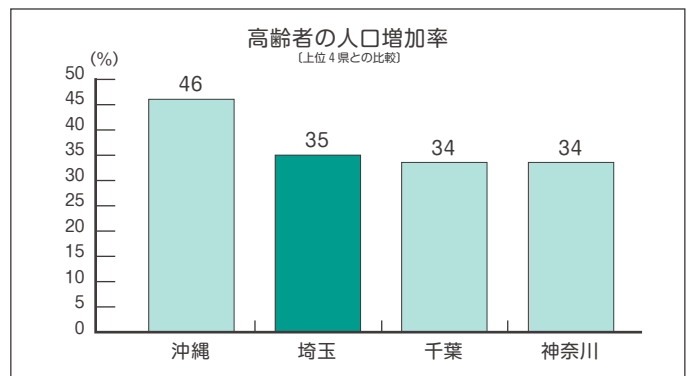


資料：総務省「就業構造基本調査」平成24年

6 高齢者(65歳以上)の人口増加率が全国で2番目に高い

65歳以上の高齢者の人口は、平成22年の147万人から、平成37年に198.2万人で、51.2万人増加する見通しです。増加率は、35%と全国で2番目に高くなっています。

また、75歳以上の後期高齢者の人口の増加率は100%と全国一高くなっています。

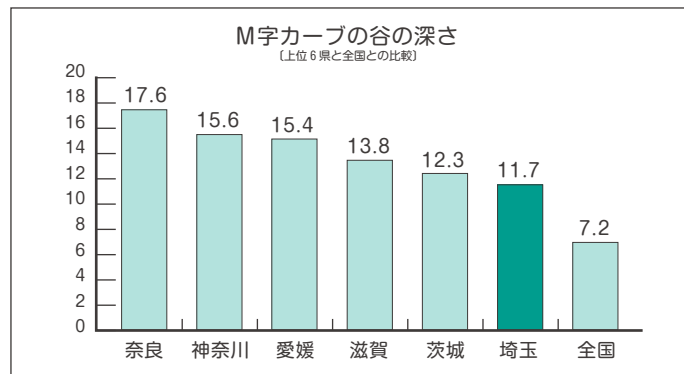


資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(平成25年3月推計)

働く場では

1 M字カーブの谷の深さが全国で6番目に深い

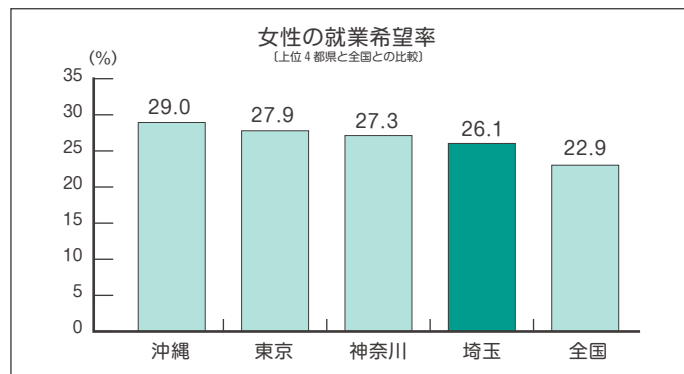
女性の就業率が出産、子育て期に大きく低下する、いわゆるM字カーブの谷の深さは11.7ポイントで、全国で6番目に深く、全国(7.2ポイント)より深くなっています。



資料：総務省「国勢調査」平成27年(抽出速報集計)

2 女性の就業希望率が全国で4番目に高い

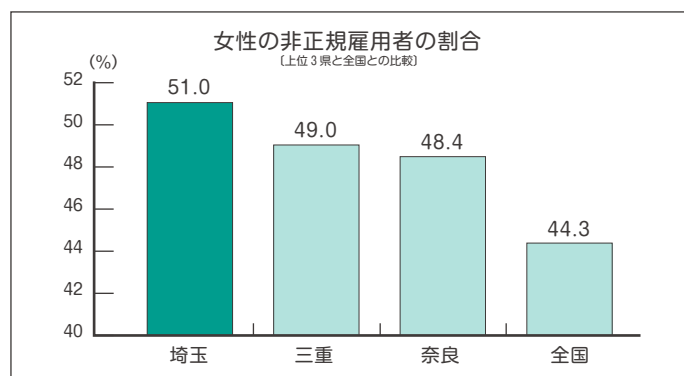
埼玉県に就業していない女性163万人に占める就業希望者の割合は、26.1% (42万5千人)と全国で4番目に高く、全国(22.9%)に比べ、3.2ポイント高くなっています。



資料：総務省「就業構造基本調査」平成24年

3 女性の非正規(パート・アルバイト)雇用者の割合が全国一高い

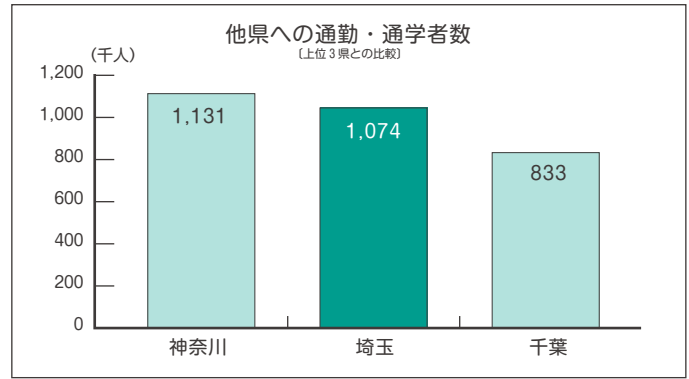
埼玉県に女性雇用者のパート・アルバイト比率は51.0%と、全国一高くなっています。



資料：総務省「就業構造基本調査」平成24年

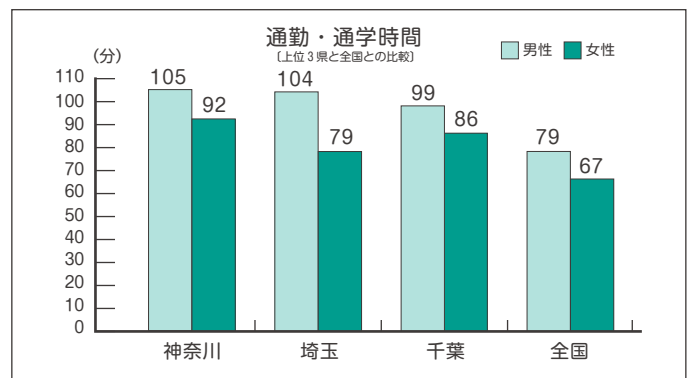
4 他県への通勤・通学者数が全国で2番目に多く、通勤・通学時間も長い

他県への15歳以上の通勤・通学者数は1,074千人で、全国で2番目に多く、都道府県別人口に占めるその割合も16.5%と全国1位となっています。



資料：総務省「国勢調査」平成27年

通勤・通学時間は男女ともに長く、男性は104分で神奈川県に次いで全国2位、女性は79分で神奈川県、千葉県、奈良県、東京都に次ぎ、全国5位となっています。



資料：総務省「社会生活基本調査」平成23年

(注)1日当たりの通勤・通学時間(平日に通勤・通学している10歳以上の人の平均)



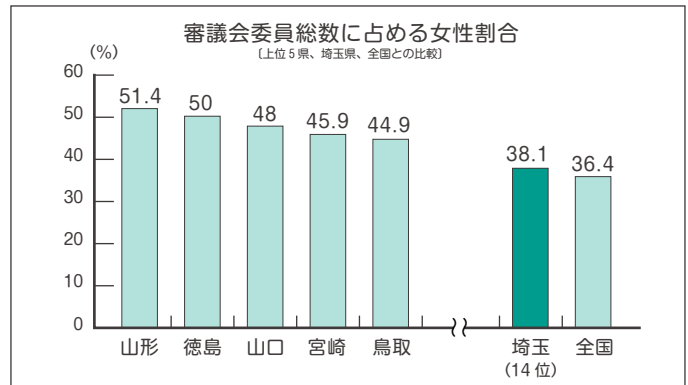
地域では

1 審議会等委員への女性の登用

審議会等委員に占める女性の割合は、38.1%（平成28年4月1日現在）で、全国14位となっています。

全国の割合は36.4%となっています。

なお、法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等委員への女性の登用率は36.6%で全国6位となっています。

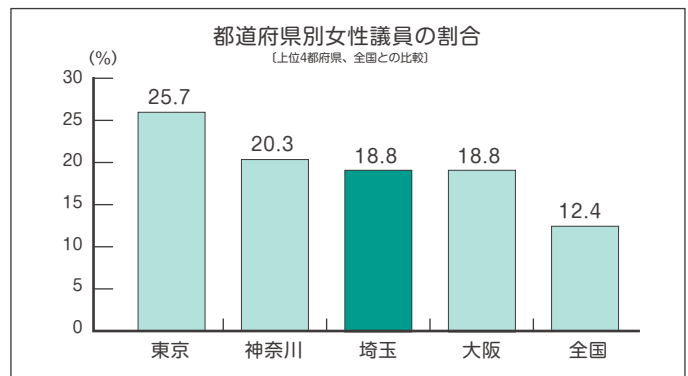


資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」平成28年度

2 県内における女性議員の割合は全国で3番目に高い

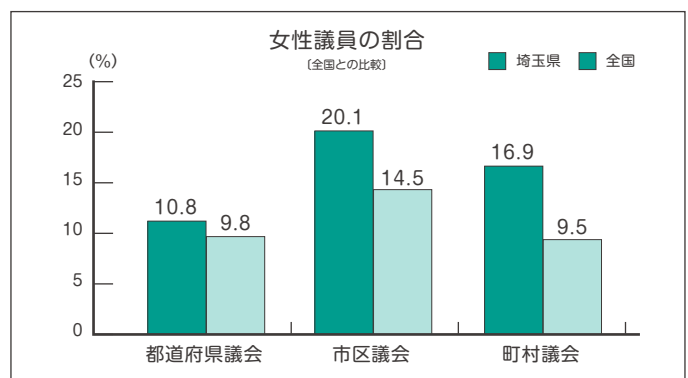
県及び市区町村議員の女性の割合は、18.8%（平成27年12月31日現在）で、全国3位となっています。

なお、全国の割合は12.4%となっています。



資料：内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」平成28年度

- ① 県議会における女性議員の割合
10.8%（93人中10人） 全国17位
- ② 市区議会における女性議員の割合
20.1%（958人中193人） 全国4位
- ③ 町村議会における女性議員の割合
16.9%（307人中52人） 全国3位

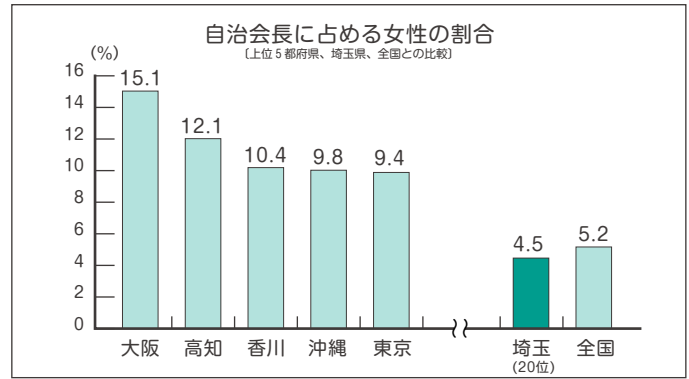


資料：内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」平成28年度

3 自治会長に占める女性の割合

自治会長に占める女性の割合は、4.5%（平成28年4月1日現在）で、全国20位となっています。

なお、全国割合は5.2%となっています。

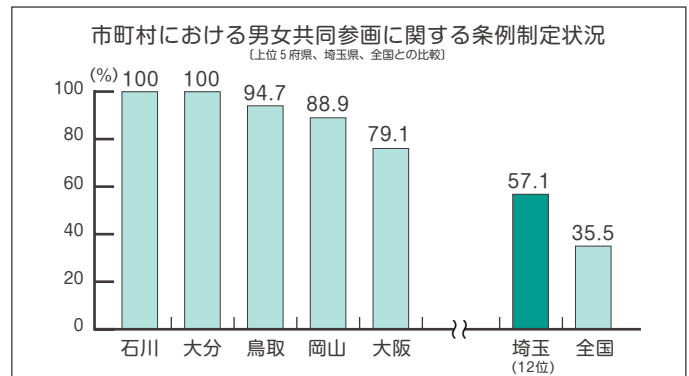


資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」平成28年度

4 県内市町村における男女共同参画に関する条例制定状況

県内市町村の男女共同参画に関する条例制定率は、57.1%（平成28年4月1日現在）で、全国12位となっています。

なお、全国割合は35.5%となっています。



資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」平成28年度

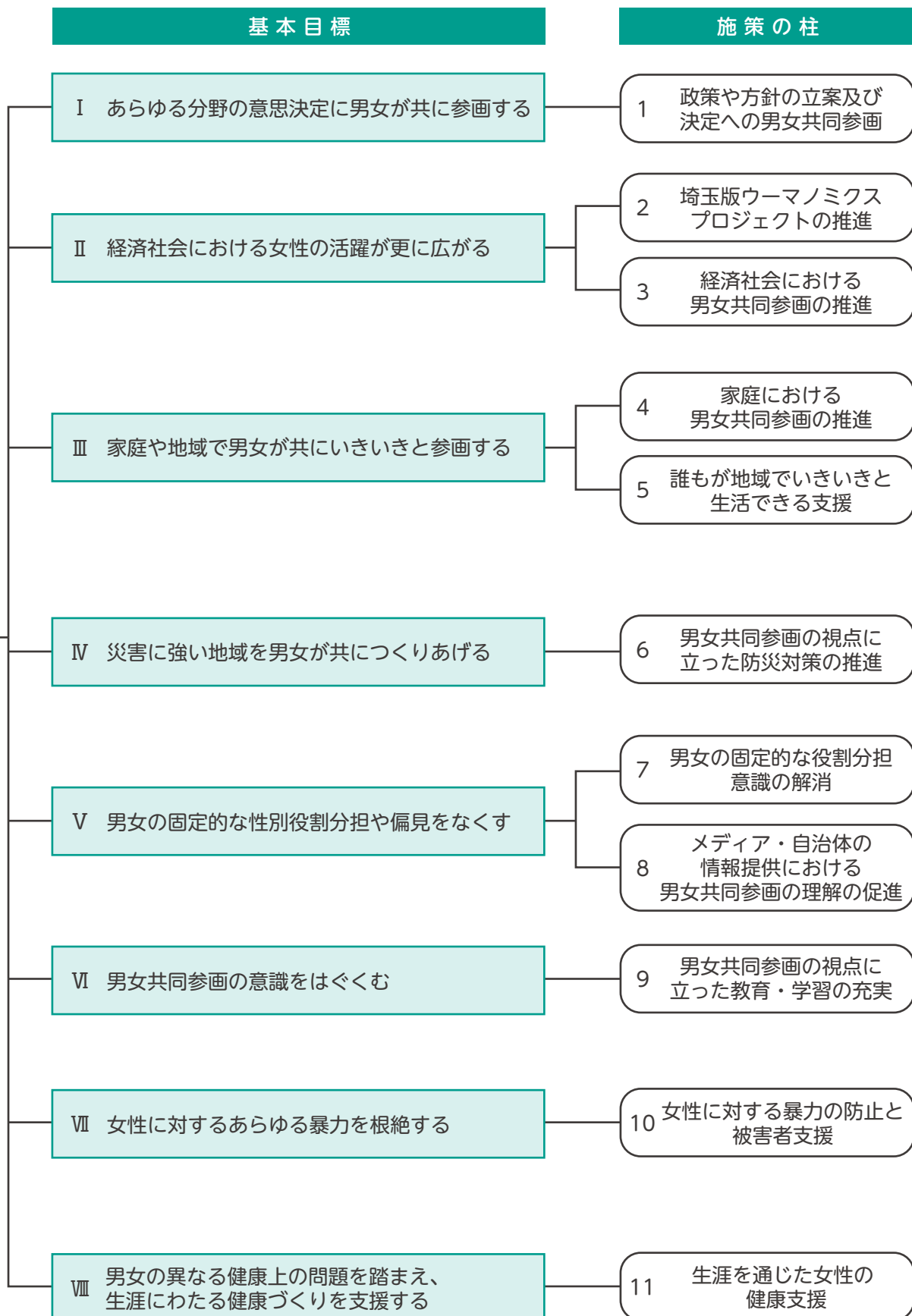


9

計画の体系

男女共同参画社会の実現

男女が共に個性と能力を發揮でき、人権が尊重された埼玉



施策の基本的な方向

- (1) 県における政策・方針決定過程への男女共同参画の推進
- (2) 市町村、事業所・各種団体における政策方針決定過程への男女共同参画の促進
- (3) 積極的格差是正措置の具体化
- (4) 女性の人材に関する情報の収集・提供

- (1) 働きやすい環境の整備
- (2) 女性の就業・起業支援
- (3) 女性の活躍を応援する気運づくり

- (1) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保の促進
- (2) ライフイベントに対応した柔軟な働き方に向けた支援

- (1) 家庭生活における男女共同参画の促進
- (2) 子育ての社会的支援
- (3) 介護の社会的支援
- (4) 家庭と仕事・地域活動の両立支援
- (5) 男性の家庭・子育て・介護・地域活動への参画の促進

- (1) 高齢者がいきいきと活躍し、安心して生活できる支援
- (2) 困難を抱えた女性などの自立支援
- (3) 障害者、外国人などの特別な配慮を必要とする人への支援
- (4) 地域活動における男女共同参画の推進
- (5) 男女共同参画に関する国際理解・国際交流・国際協力の推進

- (1) 防災分野における女性の参画拡大
- (2) 防災訓練や自主防災組織などでの男女共同参画の意識啓発
- (3) 男女共同参画の視点に立った地域防災計画や各種対応マニュアルなどの充実
- (4) 男女共同参画の視点に立った災害時の対応
- (5) 災害復興時における男女共同参画の促進

- (1) 性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた広報・啓発活動の推進
- (2) 男女共同参画に関する法制度や救済制度の活用能力の向上及び相談・情報提供による支援
- (3) 男女共同参画の視点に立った自殺対策の推進
- (4) 男女共同参画に関する情報の収集・整備・提供

- (1) メディアにおける男女の人権、とりわけ女性の人権を尊重する自主的な取組への働きかけ
- (2) 男女の人権、とりわけ女性の人権を侵害する情報に対する県民意識の醸成
- (3) 人権を侵害するような性・暴力表現を扱ったメディアからの青少年などの保護
- (4) 男女共同参画の視点に立った表現の推進

- (1) 男女共同参画の視点に立った男女平等教育の推進
- (2) 男女共同参画の視点に立った家庭教育の促進
- (3) 男女共同参画に向けた生涯学習の推進

- (1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
- (2) 配偶者などからの暴力の防止及び被害者の保護・支援の推進
- (3) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
- (4) 性犯罪への対策の推進
- (5) 売買春への対策の推進
- (6) 人身取引対策の推進
- (7) ストーカー行為などへの対策の推進
- (8) 児童虐待、とりわけ性的虐待における児童に対する対策の推進

- (1) 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利についての考え方の定着
- (2) 生涯を通じた女性の健康保持対策の推進、出産・妊娠等に対する健康支援
- (3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進
- (4) 医療分野における女性の参画促進
- (5) 女性のスポーツ活動支援

10

計画の推進指標

基本目標Ⅰ あらゆる分野の意思決定に男女が共に参画する						
No	推進指標	関係部局	現状値	目標値	指標の定義・説明	目標値の根拠
1	審議会などの委員に占める女性の割合	県民生活部	38.2% (平成27年度末)	40.0% (平成33年度末)	県の各種審議会（法律又は条例により設置されている附属機関及び法律により設置されている委員会・委員）における女性委員の割合。 女性の政策・方針決定への参画度を示す指標であることから、この指標を選定。	県の審議会などの委員は男女の人数をできる限り均衡させることが望ましく、国は平成32年までに女性委員の割合を40%以上60%以下にすることを目指していることを踏まえ、目標値を設定。
2	委員に占める女性の比率が40～60%の審議会などの割合	県民生活部	63.3% (平成27年度末)	75.0% (平成33年度末)	県の各種審議会（法律又は条例により設置されている附属機関及び法律により設置されている委員会・委員）における女性委員の比率が40～60%の審議会などの割合。 女性の政策・方針決定への参画度を示す指標であり、また、より適正な女性の割合を示していることから、この指標を選定。	県の審議会などの委員は男女の人数をできる限り均衡させることが望ましく、40%以上60%以下となる審議会などを全体の4分の3に増やすことを目指して、この目標値を設定。
基本目標Ⅱ 経済社会における女性の活躍が更に広がる						
No	推進指標	関係部局	現状値	目標値	指標の定義・説明	目標値の根拠
3	女性(30～39歳)の就業率	産業労働部	61.1% (平成22年)	69.5% (平成32年)	県内の女性（30～39歳）に占める就業者の割合。 子育て期の女性の就業状況を示す数値であることから、この指標を選定。	平成27年の国勢調査（速報値）の全国平均を目指し、目標値を設定。 ※現状値は平成22年国勢調査に基づく。平成27年国勢調査による速報値（調査票の約100分の1を抽出して集計）は66.7%
基本目標Ⅲ 家庭や地域で男女が共にいきいきと参画する						
No	推進指標	関係部局	現状値	目標値	指標の定義・説明	目標値の根拠
4	保育所等待機児童数	福祉部	1,026人 (平成28年4月1日)	0人 (平成34年4月1日)	保育の必要性が認定され、保育所、認定こども園、小規模保育などの利用申し込みをしているが、利用できていない人数。 利用申し込みをした人がすべて利用できるようにすることを旨とし、この指標を選定。	平成32年4月1日までに待機児童を解消することを旨とし、目標値を設定（平成32年度以降は待機児童数0を維持）。
5	男性県職員の育児休業取得率	総務部	12.2% (平成27年度)	15.0% (平成32年度末)	妻が出産した男性県職員のうち、育児休業を取得した男性県職員の割合。 女性に比べ、男性の育児休業の取得率は官民ともに低いことから、まずは、率先垂範で、男性県職員の育児休業取得を進める必要があることから、この指標を選定。	国の第4次男女共同参画基本計画（平成32年までに地方公務員13%）を上回ることを旨とし、目標値を設定。
6	地域社会活動に参加している60歳以上の県民の割合	県民生活部	43.8% (平成27年度)	50.0% (平成33年度)	県政世論調査で過去1年間に地域社会活動に参加したことが「ある」と答えた60歳以上の県民の割合。 地域で力を発揮する高齢者の状況を示す数値であることから、この指標を選定。	現状値を踏まえ、2人に1人の高齢者が参加することを旨とし、目標値を設定。

基本目標Ⅳ 災害に強い地域を男女が共につくりあげる

No	推進指標	関係部局	現状値	目標値	指標の定義・説明	目標値の根拠
7	自主防災組織の組織率	危機管理 防災部	87.7% (平成26年度末)	96.0% (平成33年度末)	全世帯数に対する自主防災組織が組織されている地域の世帯数の割合。 自主防災組織の増加により地域の防災力が向上することから、この指標を選定。	全国トップ(平成26年度末)の組織率(95.6%)を上回ることを目指し、目標値を設定。

基本目標Ⅴ 男女の固定的な性別役割分担や偏見をなくす

No	推進指標	関係部局	現状値	目標値	指標の定義・説明	目標値の根拠
8	固定的な性別役割分担に同感しない人(全体)の割合	県民生活部	52.3% (平成27年度)	60.0% (平成33年度)	「男は仕事、女は家庭」という固定的な考え方に同感しない人の割合。 男女の固定的性別役割分担意識の解消を目的としていることから、この指標を選定。	施策推進による伸びを見込み、6割以上を目指して、この目標値を設定。

基本目標Ⅵ 男女共同参画の意識をはぐくむ

No	推進指標	関係部局	現状値	目標値	指標の定義・説明	目標値の根拠
9	「親の学習」講座の年間実施回数	教育局	1,320回 (平成27年度)	1,700回 (平成30年度)	埼玉県家庭教育アドバイザーが「親の学習」プログラムを活用して行う「親の学習」講座の年間実施回数。 家庭教育力向上のためには「親の学習」を推進することが重要であることから、この指標を選定。	家庭教育力の向上を図るため、現状値から3割程度増やすことを目指して、この目標値を設定。

基本目標Ⅶ 女性に対するあらゆる暴力を根絶する

No	推進指標	関係部局	現状値	目標値	指標の定義・説明	目標値の根拠
10	配偶者暴力相談支援センター設置市町村数	県民生活部	15市 (平成27年度)	29市 (平成33年度)	「配偶者暴力相談支援センター」を設置している市町村数。 被害者の支援に必要な体制であることから、この指標を選定。	人口10万人以上の市に重点的に働きかけをすることを旨とし、目標値を設定。
11	女性の安全・安心ネットワーク参加団体数	県民生活部	0団体 (平成27年度)	100団体 (平成31年度)	県内の行政・企業・大学等が相互に連携・協力して女性を狙った性犯罪等の撲滅を目指す官学民によるネットワークへの参加団体数。 女性を狙った性犯罪防止を目的としていることから、この指標を選定。	協定事業者、県内大学等を対象に働きかけをすることから、この目標値を設定。

基本目標Ⅷ 男女の異なる健康上の問題を踏まえ、生涯にわたる健康づくりを支援する

No	推進指標	関係部局	現状値	目標値	指標の定義・説明	目標値の根拠
12	健康寿命	保健医療部	男性16.96年 女性19.84年 (平成26年)	男性17.63年 女性20.26年 (平成33年)	65歳に到達した人が健康で自立した生活を送ることができる期間(「要介護2」以上になるまでの期間)。 健康長寿は寿命を延ばすとともに、健康で自立した生活ができるようにするのが目的であること、継続的に客観的評価が可能な数値であることから、この指標を選定。	まち・ひと・しごと創生総合戦略において、平成31年に男17.51年、女20.18年の実現を目指しており、これを更に伸ばすことを目指し、過去5年間(平成22年度～平成26年度)の実績値の伸び(平均 男0.06年、女0.04年)を踏まえ、目標値を設定。

第2章

計画の内容

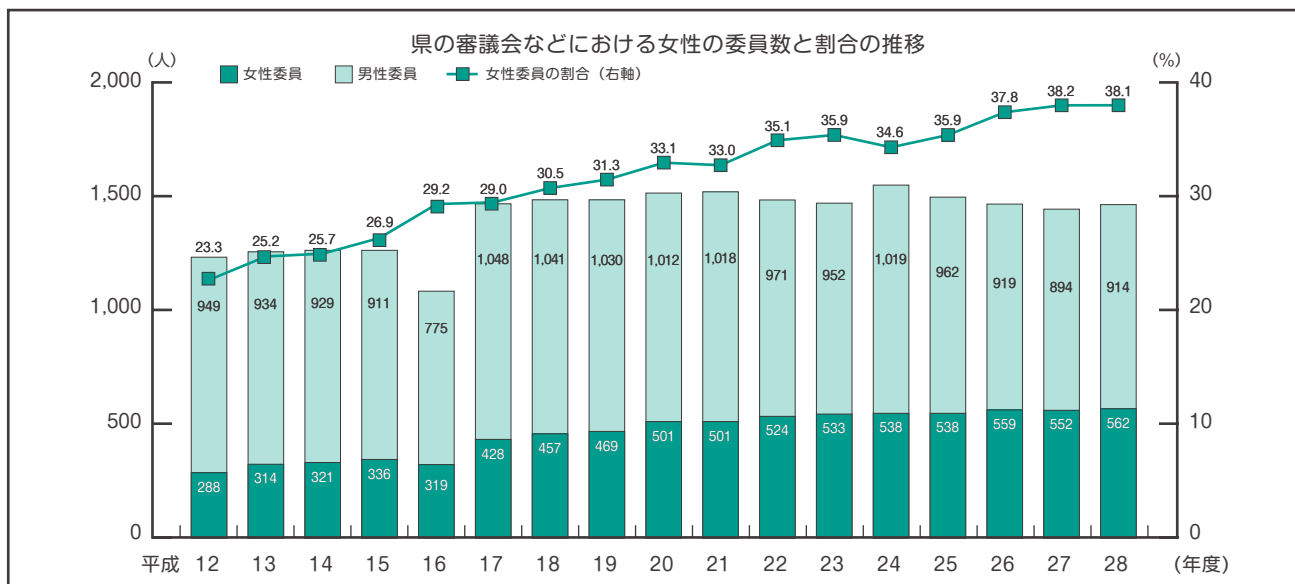
基本目標Ⅰ あらゆる分野の意思決定に男女が共に参画する

施策の柱1 政策や方針の立案及び決定への男女共同参画

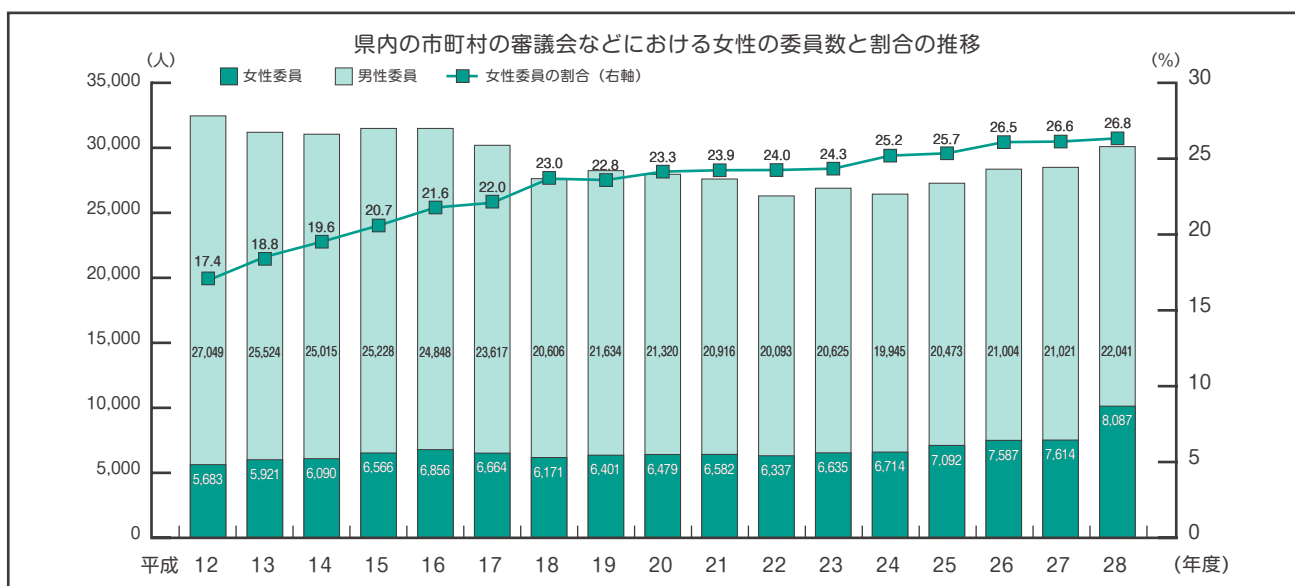
政策や方針の立案及び決定への男女の共同参画は、男女があらゆる分野で利益を享受することができ、共に責任を担う男女共同参画社会の基盤をなすものです。

しかしながら、政策や方針の立案及び決定への女性の参画は十分とは言えません。

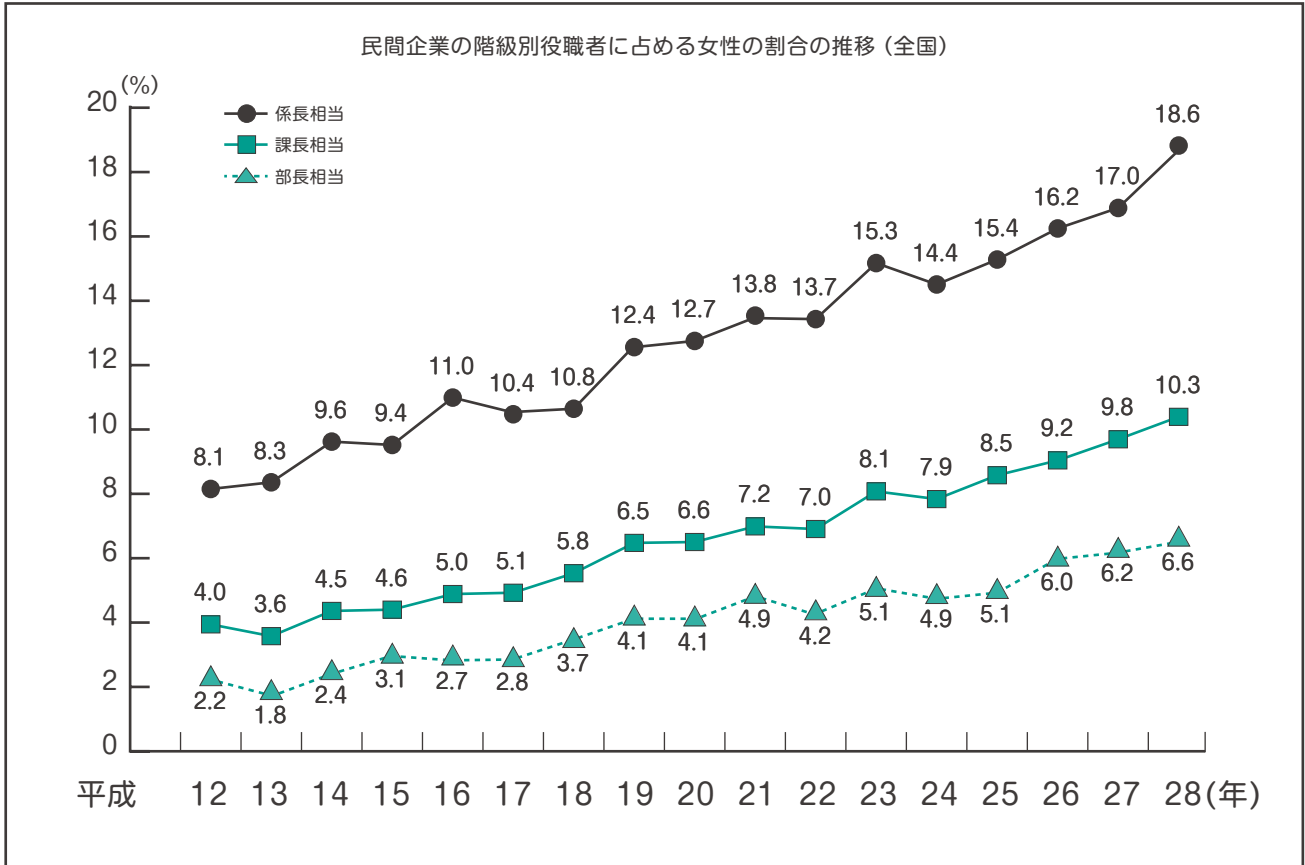
あらゆる分野における女性の参画を拡大していくために、県が率先して女性の活躍を支援し参画を進めるとともに、市町村、事業所及び各種団体などにおける取組を支援します。



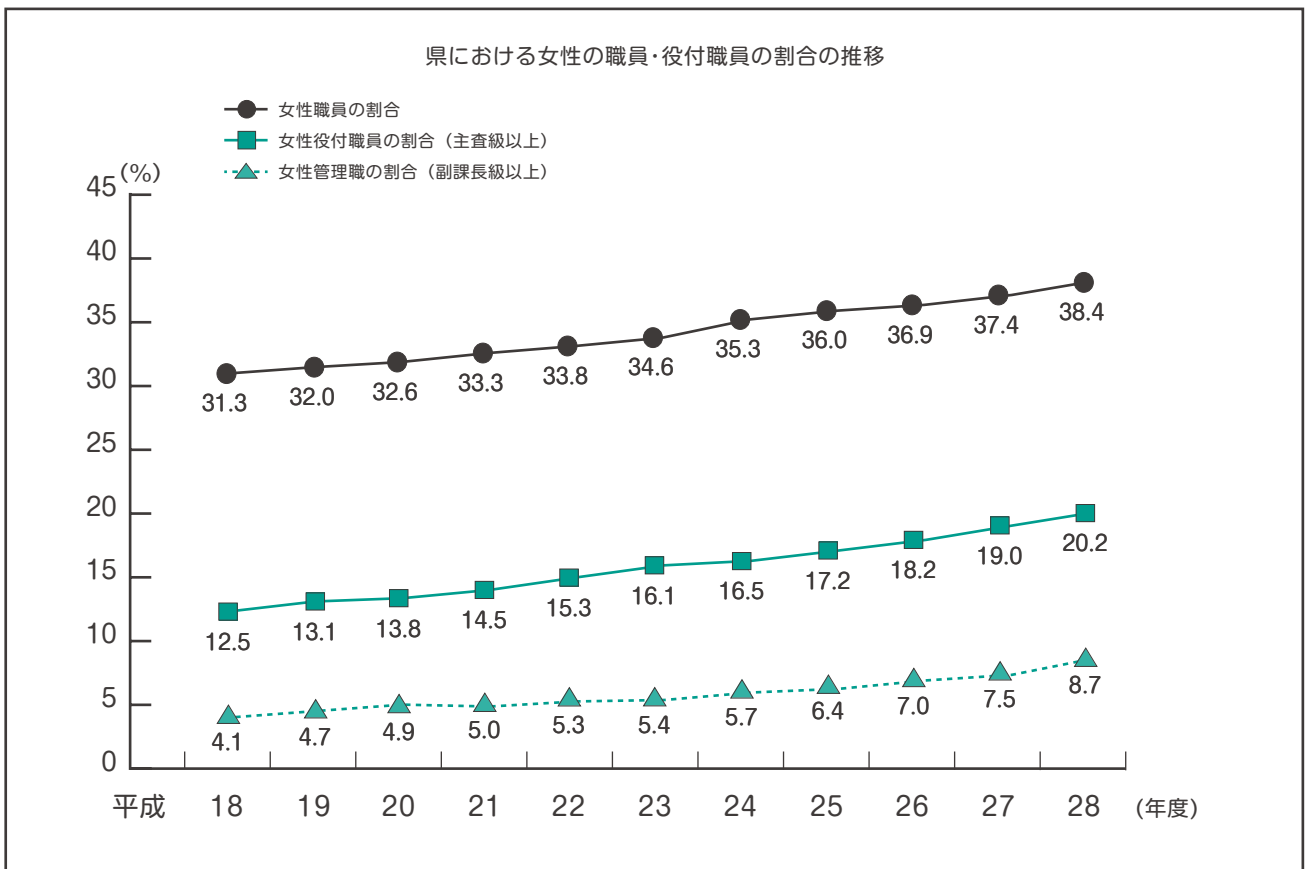
資料：県男女共同参画課調べ(各年4月1日現在)



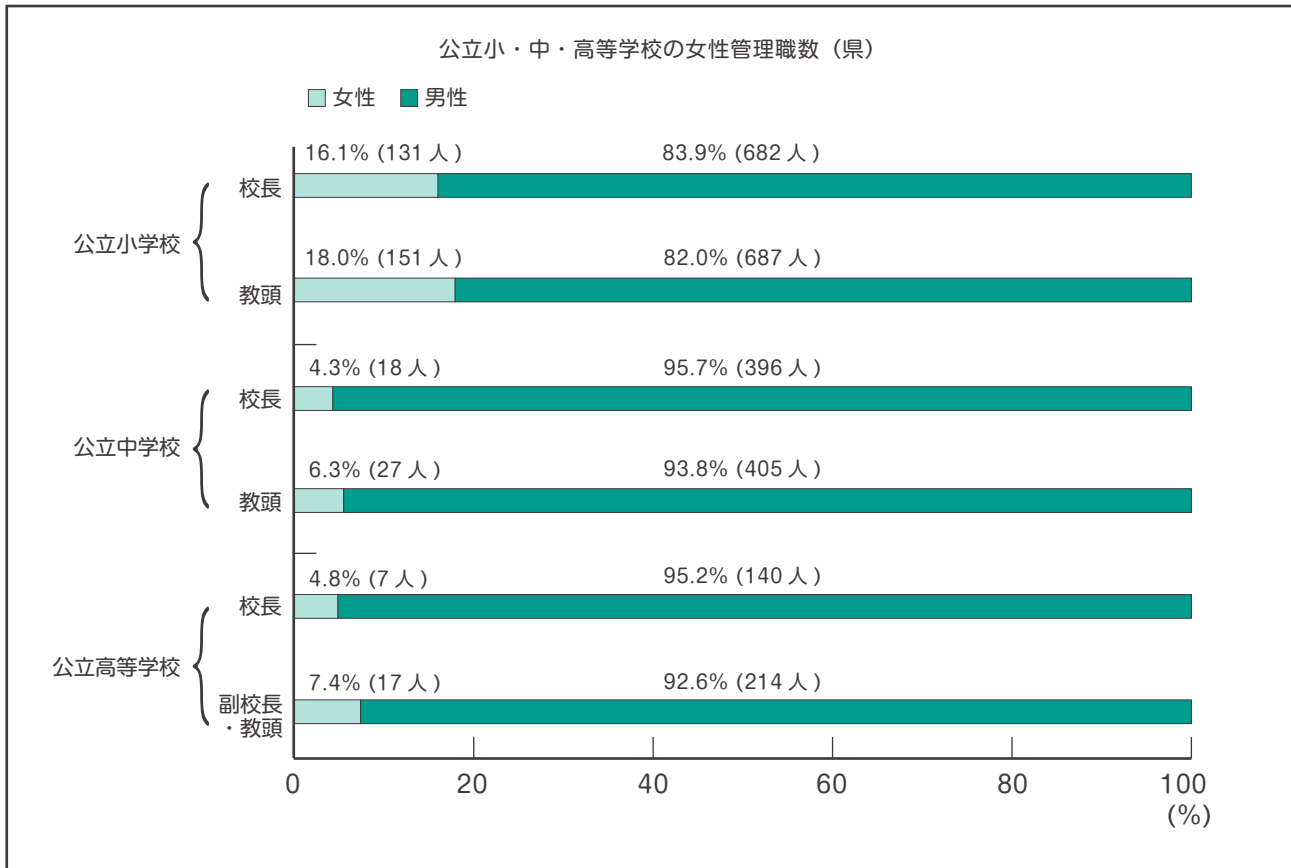
資料：県男女共同参画課調べ(各年4月1日現在)



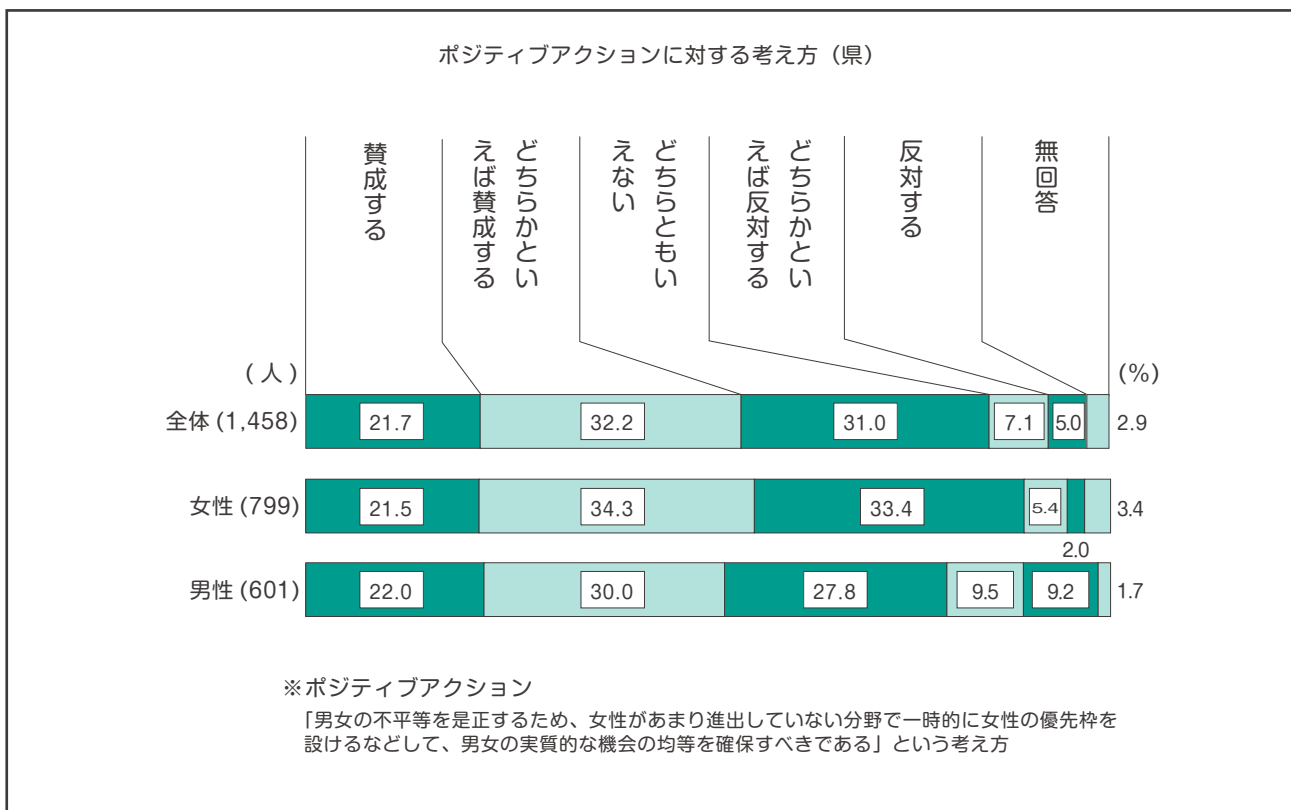
資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」



資料：県人事課調べ（教育局・警察を除く）



資料：文部科学省「学校基本調査」平成28年度



資料：県男女共同参画課「平成27年度男女共同参画に関する意識・実態調査」

施策の基本的な方向

(1) 県における政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

県審議会委員などへの女性の登用の促進、女性の行政職員、教職員、警察職員などの職域拡大や管理職への登用、校長・教頭、事務長などへの女性の登用について、県における取組を進めます。

推進項目

- ① 県審議会委員などへの女性の登用促進（全庁）
 - ア 目標値や公募枠設定による審議会委員などへの女性の登用促進
 - イ 推薦団体への協力要請
 - ウ 女性の研究者や専門職の登用

- ② 県の設置する要綱に基づく協議会委員などへの女性の登用促進（全庁）
 - ア 目標値や公募枠設定による女性の登用促進
 - イ 推薦団体への協力要請

- ③ 管理職をはじめとする職員などへの意識啓発（総務部、全庁）

- ④ 女性の能力を生かした積極的な登用など、女性県職員の活躍の推進
（総務部、教育局、全庁）
 - ア 県職員の管理職における女性の割合を平成37年度末に平成28年度の2倍以上（概ね20%程度）を目安とする登用推進
 - イ 教育局職員の管理職における女性の割合を平成37年度末に概ね20%程度を目安とする登用推進
 - ウ 女性管理職候補者の拡大
 - エ 女性の管理職昇任に向けた意識・能力の向上のための研修の実施

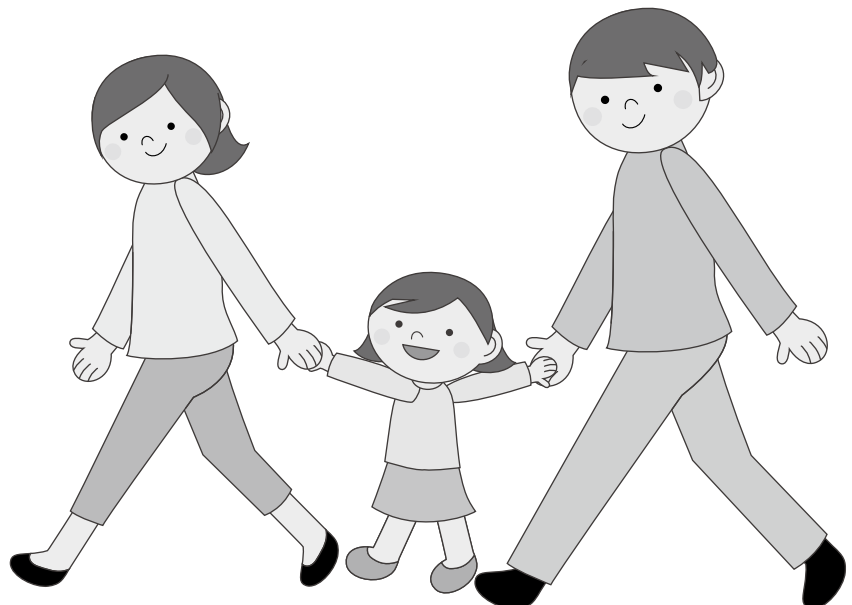
- ⑤ 女性の校長・教頭、事務長などへの積極的登用（教育局）
 - ア 県立学校教職員の管理職における女性職員の登用率を平成32年度末までに14%程度とする登用推進
 - イ 市町村立小・中・特別支援学校教職員の管理職における女性職員の登用率を平成32年度末までに14%程度とする登用推進
 - ウ 女性の管理職としての意識・能力の向上のための研修の実施

●埼玉県女性活躍・子育て応援事業主プラン～埼玉県特定事業主行動計画～●

埼玉県では、女性活躍推進法の施行を受け、次世代育成支援対策推進法*に基づく「新・埼玉県子育て応援事業主プラン」に女性活躍の視点を加え、平成28年4月に「埼玉県女性活躍・子育て応援事業主プラン」を策定しました。

取組内容

- 1 女性の能力を最大限に生かした積極的な登用と支援
- 2 女性管理職登用に向けた職員の意欲と能力の向上
- 3 女性活躍に関する情報発信と女性採用の拡大に向けた職場の魅力発信
- 4 男女の役割にとらわれない意識の醸成と雰囲気づくり
- 5 妊娠・出産・子育てに係る制度の周知と利用の促進
- 6 妊娠中及び出産後の職員への配慮
- 7 育児休業等を取得しやすい環境の整備
- 8 育児休業中の職員への配慮
- 9 育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援
- 10 ワークライフバランスの推進
- 11 仕事と子育ての調和を図るための不安の解消
- 12 男女がともに仕事と介護を両立できる環境の整備
- 13 子育てバリアフリーの推進
- 14 子ども・子育てに関する地域貢献活動の支援



施策の基本的な方向

(2) 市町村、事業所・各種団体における政策方針決定過程への男女共同参画の促進

市町村における女性の職域拡大・管理職への登用や、市町村審議会委員などへの女性の登用が進むよう支援を行います。

あらゆる機会を通じて、女性の登用などについて事業所や各種団体（経済団体、労働団体、地域団体、福祉団体など）へ協力を要請し、社会的気運の醸成を図ります。

その際、積極的格差是正措置*に関する情報提供などにより、実効性のある取組が行われるよう協力を要請します。

推進項目

- ① 研修や情報提供などによる市町村の取組への支援（県民生活部、関係部局）
 - ア 県内市町村状況調査などによる状況把握と結果の提供
 - イ 男女共同参画推進センター（With You さいたま）*などでの学習・研修事業による人材育成を通じた地域での女性の活動促進
 - ウ 男女共同参画推進センター（With You さいたま）での市町村男女共同参画担当職員研修の実施や市町村職員研修への講師派遣
- ② 市町村審議会委員などへの女性の登用促進支援（県民生活部）
- ③ 事業所における女性の管理職や役職などへの登用促進についての啓発（県民生活部、産業労働部、関係部局）
 - ア 多様な働き方実践企業*の認定、男女共同参画を進める事業所の表彰など
 - イ 積極的格差是正措置の普及啓発
- ④ 女性の登用についての各種団体に対する協力要請（県民生活部、全庁）

施策の基本的な方向

(3) 積極的格差是正措置の具体化

条例に規定している積極的格差是正措置の具体的内容を検討し、その成果を施策に反映させていきます。

推進項目

- ① 積極的格差是正措置の調査研究及び普及（県民生活部、関係部局）

施策の基本的な方向

(4) 女性の人材に関する情報の収集・提供

女性の人材の発掘・育成・活用を図るとともに、女性の人材に関する幅広い情報の収集・提供を行います。

推進項目

- ① 女性の人材の発掘と情報提供の充実（県民生活部、農林部、全庁）
 - ア 男女共同参画推進センター（With You さいたま）での女性の人材に関する幅広い情報の収集・提供
 - イ 女性が認定農業者*となるよう促進するとともに、さいたま農村女性アドバイザー*の認定を推進
- ② 女性の人材の育成と活用（県民生活部、教育局、全庁）
 - ア 男女共同参画推進センター（With You さいたま）での学習・研修事業による人材育成及び人材情報の提供
 - イ 男女共同参画アドバイザー*の活用

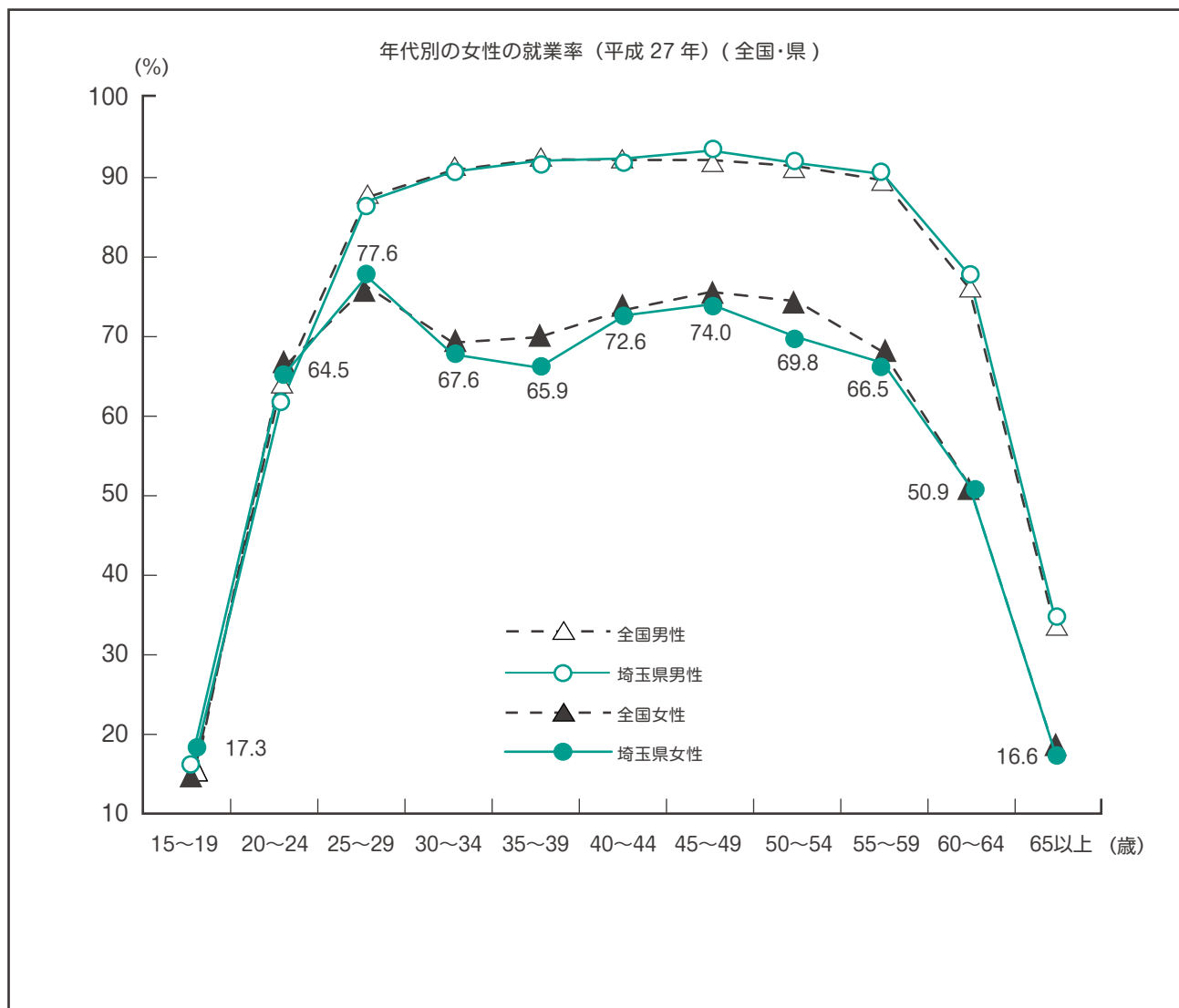


男女共同参画推進センター（With You さいたま）での講座の様子

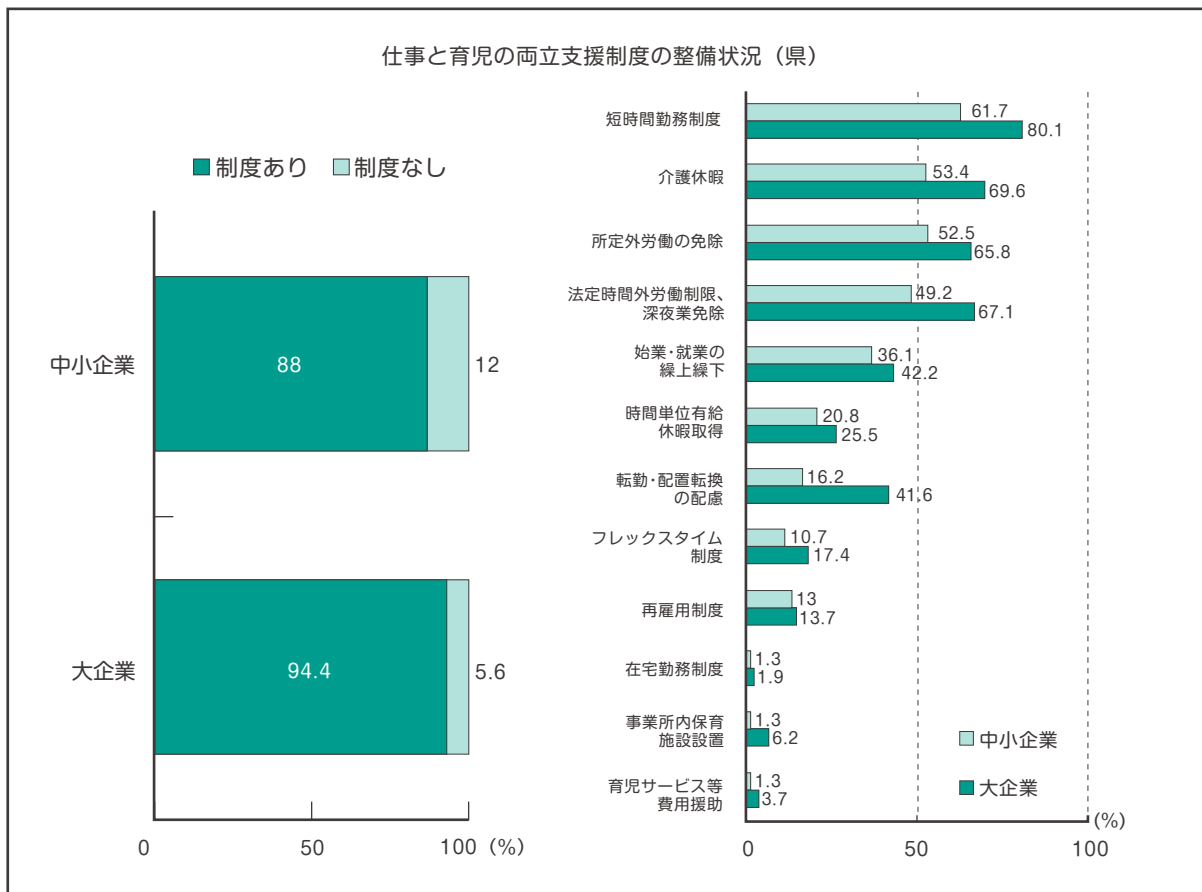
施策の柱2 埼玉版ウーマノミクスプロジェクトの推進

女性の活躍が広がる一方で、仕事と家庭の両立が難しいことを理由に、多くの女性が出産や子育てを機に離職しています。県議会による修正（一部）

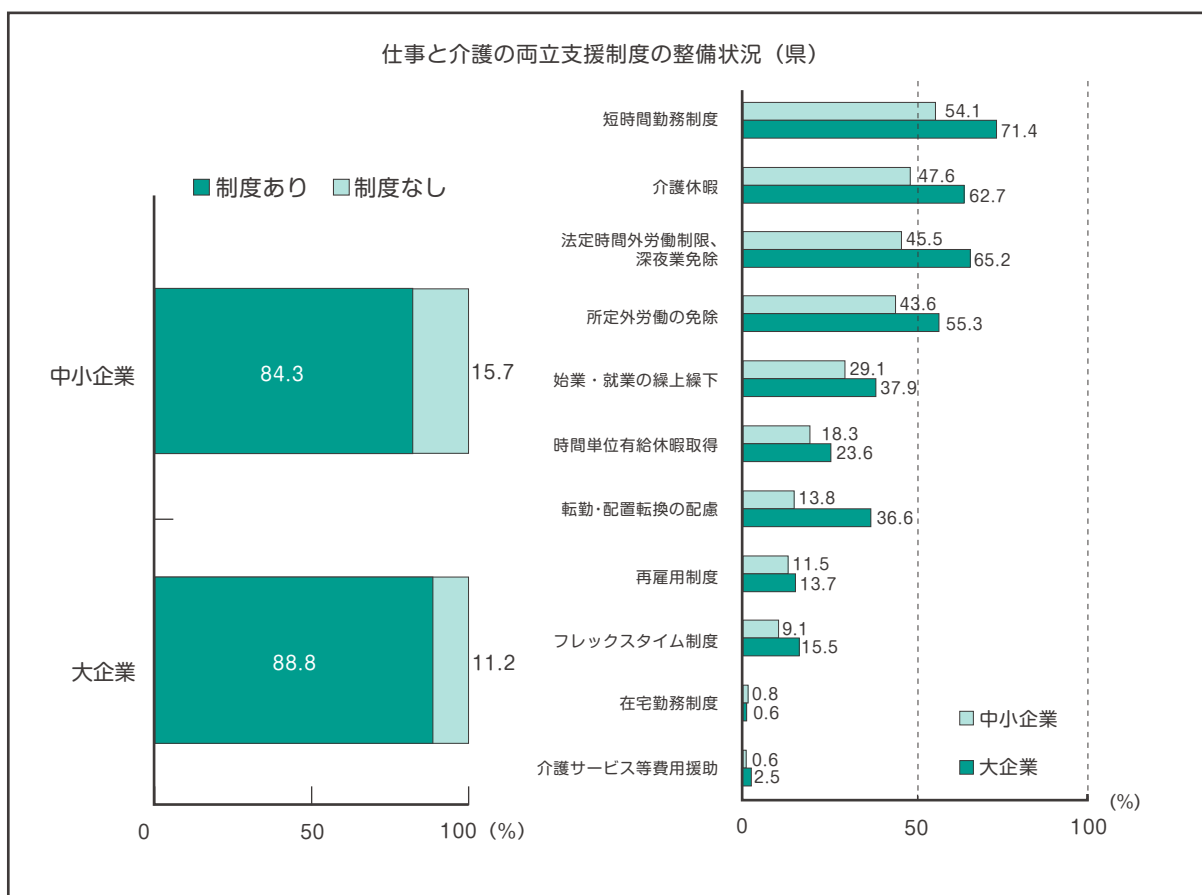
意欲ある女性がその力を存分に生かして活躍できるよう、就業・起業等を支援するとともに、男女が共に仕事と家庭を両立することができる多様な働き方を広げていきます。



資料：総務省「国勢調査」平成27年（抽出速報集計）



資料：県勤労者福祉課「平成28年度埼玉県就労実態調査」



資料：県勤労者福祉課「平成28年度埼玉県就労実態調査」

施策の基本的な方向

(1) 働きやすい環境の整備

仕事と子育て等の両立を支援するため、短時間勤務やフレックスタイムなど多様な働き方により、男女が共に働き続けられる環境づくりを推進します。

推進項目

- ① 企業における仕事と家庭の両立支援の整備促進（福祉部、保健医療部、産業労働部）
 - ア 多様な働き方実践企業の認定（再掲）
 - イ 育児休業・介護休業制度などの普及定着
 - ウ 短時間勤務・フレックスタイムなど仕事と家庭の両立を支援する制度の導入促進
 - エ 次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援対策の推進
 - オ 医療・福祉分野における就業継続・復職支援
 - カ 企業内保育所・病院内保育所の整備促進

- ② 働き方の見直しの推進（産業労働部）
 - ア 所定外労働の削減、男性の育児休業取得などの働き方の見直しに取り組む企業の支援
 - イ 働き方の見直しを行っている企業の実践例の情報提供と経営者及び管理職等の意識啓発
 - ウ 仕事と生活の調和（ワークライフバランス*）の普及啓発

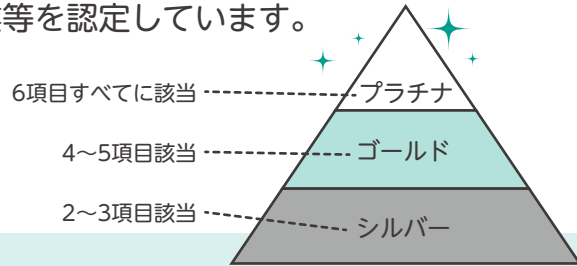
- ③ 企業における女性の活躍に向けた積極的な取組の推進
(総務部、県民生活部、産業労働部、県土整備部、関係部局)
 - ア 女性活躍に取り組む企業に対する専門家派遣による取組支援
 - イ 女性就業者が少ない業界・職種での、女性の就業及び定着に向けた取組支援
 - ウ 女性活躍に取り組む企業の実践例の情報提供
 - エ 女性に対する企業内教育や職業訓練の促進
 - オ 女性活躍推進法に基づく女性の職業生活における活躍の推進
 - カ 男女共同参画を進める事業所の表彰（再掲）
 - キ 女性の活躍推進に積極的かつ主体的に取り組む県内企業などについて、建設工事請負等競争入札参加資格審査*における格付けの優遇及び建設工事における総合評価落札方式*の入札での加点評価の実施

- ④ 保育所等の整備促進（福祉部、保健医療部、産業労働部）
 - ア 保育所、認定こども園、小規模保育事業、企業内保育所、病院内保育所等の整備促進

- ⑤ 放課後児童クラブ*の充実（福祉部）

●多様な働き方実践企業認定制度●

埼玉県では、仕事と子育て等の両立を支援するため、短時間勤務やフレックスタイムなど多様な働き方を実践することで、男女がともに生き生きと働き続けられる環境づくりを行っている企業等を認定しています。



認定項目

- ① 女性が多様な働き方を選べる企業
- ② 法定義務を上回る短時間勤務制度等が職場に定着している企業
- ③ 出産した女性が現に働き続けている企業
- ④ 女性管理職が活躍している企業
- ⑤ 男性社員の子育て支援等を積極的に行っている企業
- ⑥ 取組姿勢を明確にしている企業

※男性の育児休業取得を+(プラス) 評価

●女性の活躍推進に向けた公共調達への活用（内閣府）●

「女性活躍加速のための重点方針2015
(平成27年6月26日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)」(抄)

3. 女性活躍のための環境整備 (2) 長時間労働の削減等の働き方改革
- ③ 女性の活躍推進には、労働生産性の向上等を通じたワーク・ライフ・バランスの実現が重要であることから、企業の取組を促すインセンティブとして、公共調達において、生産性、持続可能性等の高いワーク・ライフ・バランス等を推進する企業について、不正な手段を使った企業の受注を防止することを前提に、より幅広く評価する枠組みの導入による受注機会の増大を図る。

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）」
（「女性活躍推進法」）(抄)

(国等からの受注機会の増大)

第20条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

施策の基本的な方向

(2) 女性の就業・起業支援

女性キャリアセンター*、創業・ベンチャー支援センター埼玉*を中心に意欲や状況に応じたきめ細かな支援を行い、より多くの就業・起業につなげていきます。

推進項目

- ① 女性の就業支援（県民生活部、産業労働部）
 - ア 女性キャリアセンターなどにおける面談相談・電話相談・セミナーの開催
 - イ ハローワーク浦和・就業支援サテライト*女性コーナーにおける就職相談・セミナーの開催
 - ウ 男女共同参画推進センター（With You さいたま）におけるセミナー等の開催
- ② 若年者の就業支援（県民生活部、産業労働部）
- ③ 女性のキャリアアップ支援（県民生活部、産業労働部）
 - ア 女性キャリアセンターなどにおけるセミナーなどの開催
 - イ 企業の経営者・人事担当者に対する働きかけ
 - ウ 埼玉県メンター共有制度の実施
- ④ 多様な職業能力の開発機会の提供（産業労働部）
 - ア 女性の再就職に役立つ多様な資格・技能の取得を支援する職業訓練の実施
 - イ 子育て世代に配慮した託児サービス付き職業訓練の実施
 - ウ 職業訓練の見学、体験機会の提供などによる職業訓練の受講促進
- ⑤ 女性の起業支援（県民生活部、産業労働部）
 - ア 創業・ベンチャー支援センター埼玉における起業相談、セミナーの開催
 - イ 起業支援制度や優良事例の情報提供
 - ウ 融資による開業資金の支援
 - エ 女性起業家・経営者などの交流・連携の促進
- ⑥ 商工業などの自営業に携わる女性への支援（産業労働部）
 - ア 商工会・商工会議所の女性部活動への支援
- ⑦ 農林業における女性の活躍の推進（農林部）
 - ア 女性が認定農業者となるよう促進するとともに、さいたま農村女性アドバイザーの認定を推進（再掲）
 - イ 積極的に経営参画する女性農業者の支援

- ⑧ キャリア教育*の推進（県民生活部、産業労働部、教育局）
 - ア 理工系分野など多様な進路への理解・関心の向上
 - イ キャリア形成のために必要な能力や態度を育成
 - ウ 職場体験活動の充実

施策の基本的な方向

（３）女性の活躍を応援する気運づくり

女性の活躍の場を更に拡大するため、企業や経済団体等と連携しながら、埼玉版ウーマノミクスサイト*の運営などにより、社会全体で女性の活躍を応援するムーブメントを醸成します。

推進項目

- ① 企業と連携した女性活躍を応援する気運づくり（産業労働部）
- ② 女性の活躍を応援するセミナー・イベントの開催（産業労働部）
- ③ 女性活躍に取り組む企業の実践例の情報提供（産業労働部）(再掲)
- ④ 働き方の見直しを行っている企業の実践例の情報提供（産業労働部）
- ⑤ 女性起業家のロールモデルの情報提供（産業労働部）



女性活躍推進セミナーの様子

●女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の概要●

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要。このため、以下を基本原則として、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図る。

- 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること
- 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

基本方針等の策定等

- 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）。
- 地方公共団体（都道府県、市町村）は、上記基本方針等を勘案して、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定（努力義務）。

事業主行動計画の策定等

- 国は、事業主行動計画の策定に関する指針を策定。
- 国や地方公共団体、民間事業主は以下の事項を実施。
（労働者が300人以下の民間事業主については努力義務）

▶ 女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析
【参考】状況把握する事項：①女性採用比率 ②勤続年数男女差
③労働時間の状況 ④女性管理職比率等

▶ 上記の状況把握・分析を踏まえ、定量的目標や取組内容などを内容とする「事業主行動計画」の策定・公表等（取組実施・目標達成は努力義務）

▶ 女性の活躍に関する情報の公表
（省令で定める事項のうち、事業主が選択して公表）

- 国は、優れた取組を行う一般事業主の認定を行うこととする。

女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

- 国は、職業訓練・職業紹介、啓発活動、情報の収集・提供等を行うこととする。
- 地方公共団体は、相談・助言等に努めることとする。
- 地域において、女性活躍推進に係る取組に関する協議を行う「協議会」を組織することができることとする（任意）。

その他

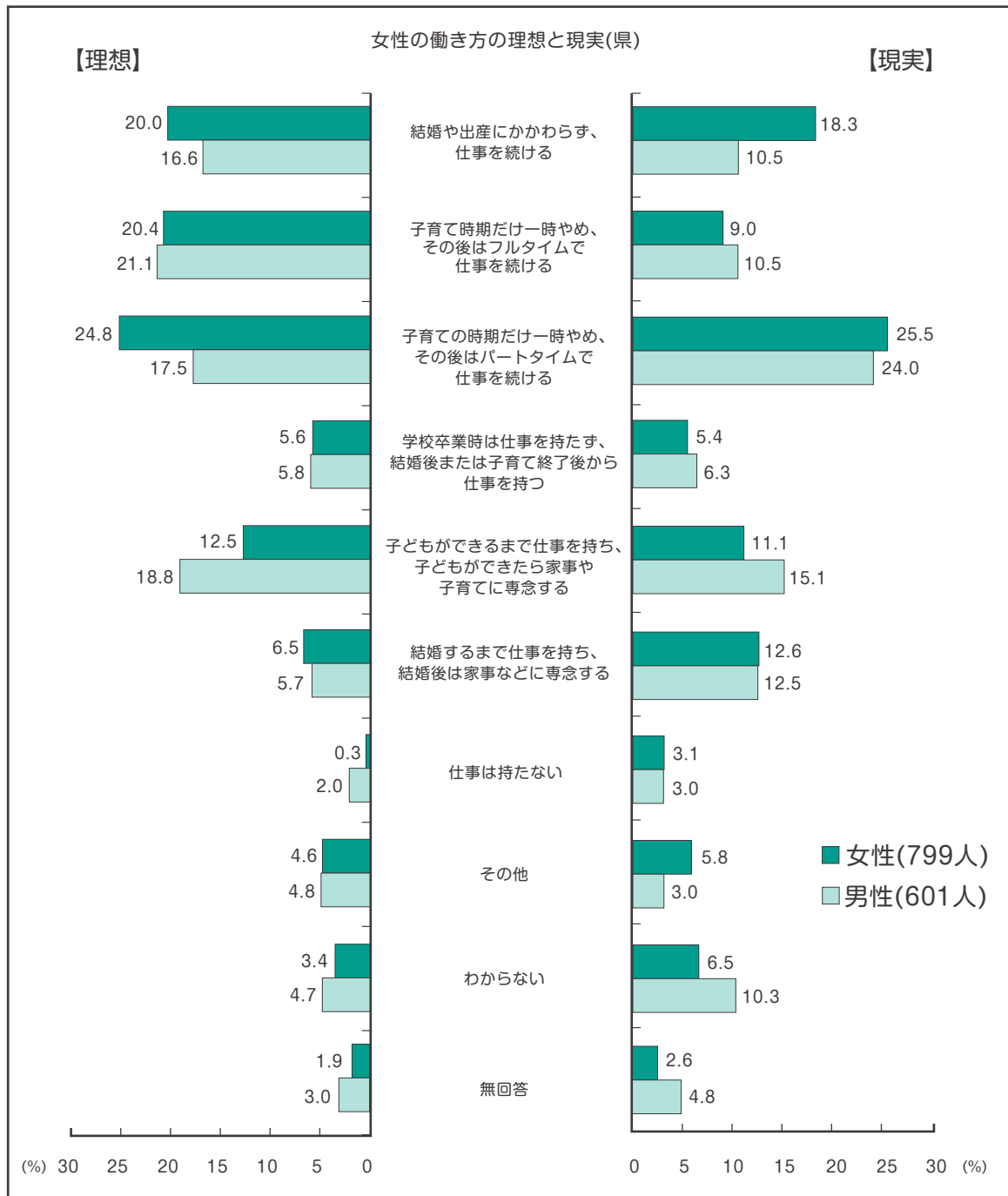
- 平成27年9月4日施行（事業主行動計画の策定については、平成28年4月1日施行）。
- 10年間の時限立法。

「働くこと」は、人々の生活の経済的基盤を形成するとともに自己実現につながり、男女共同参画社会の実現にとって極めて重要な意味を持っています。

女性の働く環境の整備は進んできましたが、賃金、昇進、人事配置などの面で、男女の不平等感は今なお残っています。

また、経済のグローバル化に伴う経済構造の変化により、女性の就業形態も変化し、多くの女性がパートタイマー、派遣社員、契約社員など不安定な雇用形態で働いています。

こうした中で、女性も男性も性別にかかわらず、自らの能力を最大限に発揮し、働く場における女性と男性の格差是正に努め、意欲と能力に応じた均等な待遇を実現していくことが求められています。

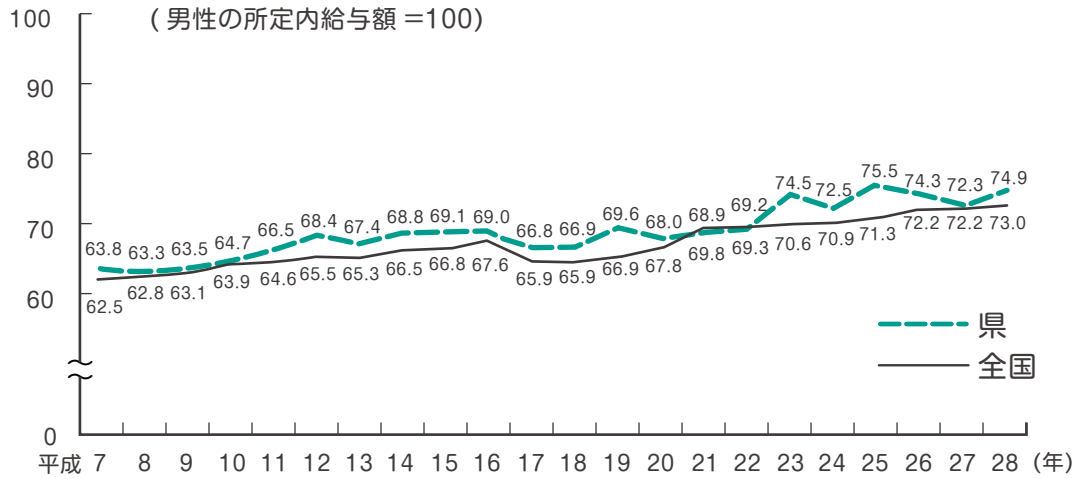


資料：県男女共同参画課「平成27年度男女共同参画に関する意識・実態調査」

男女の賃金格差の推移（全国・県）

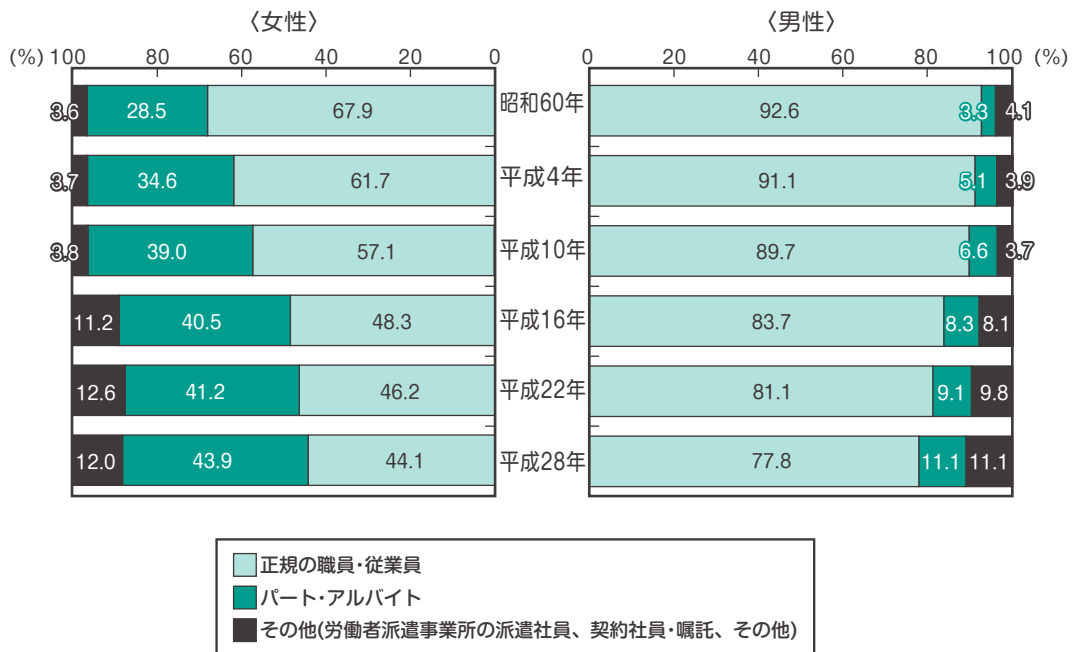
本県における平成28年の男性一般労働者の平均賃金水準(所定内給与額)を100.0(326,400円)とした場合、女性一般労働者の水準は74.9(244,600円)となっている。

※所定内給与額：きまって支給する現金給与額のうち、超過労働給与額を差し引いた額。



資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

雇用形態別にみた役員を除く雇用者の構成割合の推移（全国）



資料：昭和60年から平成10年は、総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月)より、16年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」(年平均)より

施策の基本的な方向

(1) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保の促進

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下「男女雇用機会均等法」という。）の普及に努め、事実上の男女格差をもたらすような採用時の取扱いを改善する取組や、男女間の賃金格差が生じないように、各種の取組を促進し、間接差別*をなくしていくために啓発を行います。

また、農林業における政策・方針決定過程への女性の参画を促進するとともに、女性が男性の対等なパートナーとして経営等に参画できるよう取り組みます。

推進項目

- ① 労働基準法及び男女雇用機会均等法の周知（産業労働部）
 - ア 総合職や一般職といったコース等で区分した雇用管理を行うに当たっての留意事項の周知
 - イ 間接差別の禁止についての啓発
- ② 労働に関する法や制度の周知・相談体制の充実（産業労働部、関係部局）
 - ア 妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い（マタニティ・ハラスメント）*の禁止についての周知
 - イ セクシュアル・ハラスメントに関する雇用管理上の措置義務及びパワー・ハラスメント*などの防止対策の周知
 - ウ 労働基準法や男女雇用機会均等法などの母性保護に関する法律の周知
 - エ 労働相談体制の充実
- ③ 労働情報の収集・分析（産業労働部）
- ④ 農林業における女性の参画の促進（農林部）
 - ア 農業協同組合などの正組合員・役員・農業委員などへの参画を促進するための意識啓発
 - イ 家族経営協定*の締結の促進

施策の基本的な方向

(2) ライフイベントに対応した柔軟な働き方に向けた支援

これまで主に女性は、人生における様々な転機、いわゆるライフイベントに伴う進路変更直面した際に、重要な選択を行い、その選択がその後の人生に大きな影響を与えてきました。

雇用・就業形態の多様化の中で、女性も男性もその価値観やライフスタイルなどに応じて柔軟な働き方を安心して選択できることが重要です。

こうした観点から、パートタイム労働や派遣労働の処遇・労働条件の改善や、在宅就業の健全な発展に向けた支援を行います。

また、起業・NPO活動・ボランティア活動など多岐にわたる女性のチャレンジに対して、個々のライフステージに応じた幅広いニーズに対応しながら積極的に支援します。

推進項目

- ① 多様な就業形態における就業環境の改善（産業労働部）
 - ア 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律*及び事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等に関する措置等についての指針*の周知
 - イ 派遣元事業主や派遣先が講ずべき措置に関する指針*の周知
 - ウ 情報通信機器を活用した在宅勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン*の周知
 - エ 在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン*の周知
 - オ 家内労働者の労働条件の改善の促進
- ② パートタイム労働者など非正規雇用における雇用環境等の整備（産業労働部）
 - ア 非正規雇用者の正規雇用への転換支援
 - イ パートタイム労働者などの非正規雇用者の処遇改善の促進
- ③ NPO活動の促進（県民生活部）
 - ア 税務・会計・運営相談や労務管理などのマネジメントセミナーの開催
 - イ NPO法人や市民活動団体などの情報提供
 - ウ NPO基金*を活用した助成や企業と連携したNPO活動への支援
- ④ 女性の起業支援（県民生活部、産業労働部）(再掲)
- ⑤ 起業・NPO活動・ボランティア活動など女性のチャレンジに関する相談や人的ネットワークを活用した講座、情報提供の実施（県民生活部）

●非正規雇用対策及び働き方改革に関する共同宣言●

平成29年2月埼玉県公労使会議において、「非正規雇用対策及び働き方改革に関する共同宣言」を行いました。

会議を構成する県、埼玉労働局、労働団体、経済団体が、非正規雇用の正社員化や処遇改善などの「非正規雇用対策」、長時間労働の是正や働きがいのある職場づくりなどの「働き方改革」に連携して取り組むことを表明するものです。

宣言内容

非正規雇用対策及び働き方改革の推進に向け、次の取組を連携して進める。

I 公・労・使が共同で行う取組

1 経営者への働きかけ

非正規雇用対策や働き方改革の取組の実効性を高めるため、経営者に対して意識改革・行動変革を進めるよう強く働きかける。

2 労働者への働きかけ

非正規雇用対策や働き方改革の取組を進めていくためには、労働者自らの取組も不可欠であることから、労働者に対して、意識・行動の見直しを進めるよう幅広く働きかける。

3 実態把握・気運醸成

不本意非正規や長時間労働等の実態、効果的な取組事例を調査・分析・公表することにより、非正規雇用対策や働き方改革に関する気運を全県に広める。

4 取組状況の確認

企業等の行う非正規雇用対策や働き方改革の取組が着実に進むよう、定期的に意見交換の場を設け、取組状況の確認を行う。

II 公・労・使がそれぞれの立場から行う取組

1 ストップ！不本意非正規

新卒者などが不本意非正規にならないよう、適切な就職支援やキャリアカウンセリング、労働法制等に関する教育に取り組む。

2 多様な人材の活躍支援と安定雇用の確保

定年年齢の65歳以上への引上げや定年の廃止、育児や介護等を理由とした退職者の正社員復職制度の導入など、意欲と能力のある多様な人材の活躍支援や安定雇用の確保に取り組む。

3 処遇改善で働きがいのある職場づくり

非正規雇用の処遇改善を進めたり、意欲と能力の発揮を促す雇用管理制度を導入するなど、正規雇用、非正規雇用の別なく、誰もが働きがいを実感できる職場づくりに取り組む。

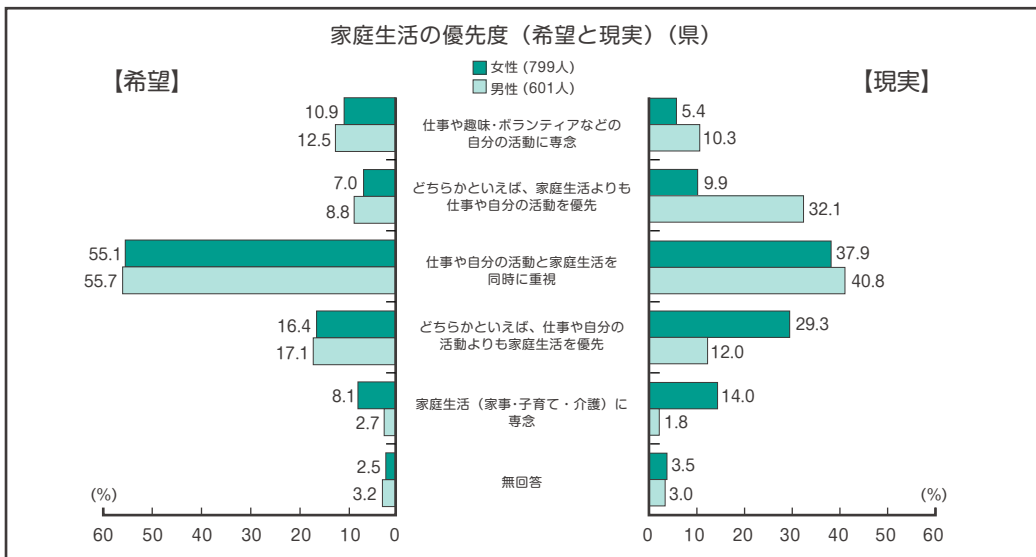
4 正規雇用への登用促進

個々の労働者の意欲や能力に応じて、正規雇用や限定正社員への登用が進むよう取り組む。

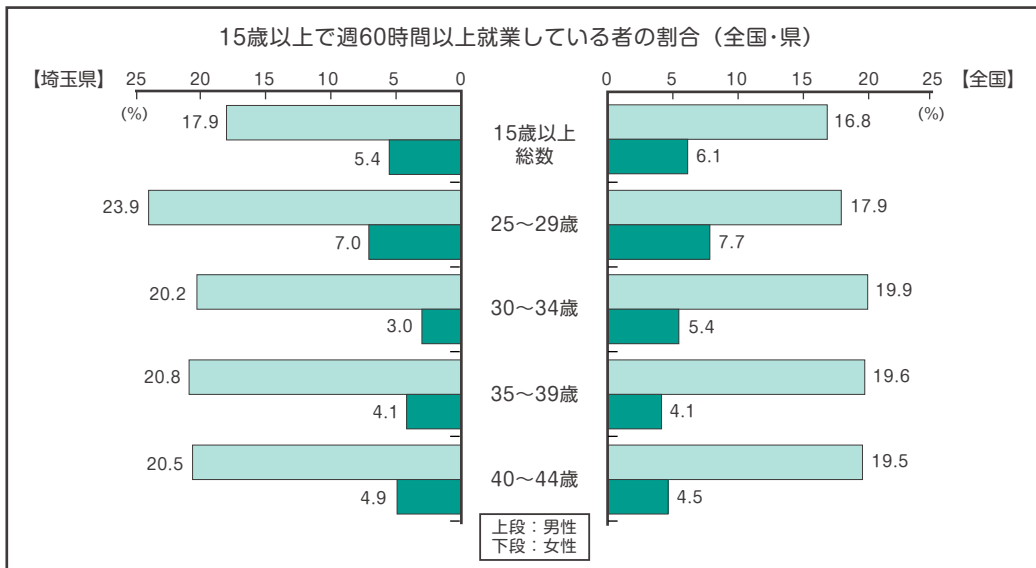
施策の柱 4 家庭における男女共同参画の推進

現在、子育て・介護・家事労働や地域活動の多くは、女性が担っているという状況にあります。特に、本県の場合、女性の年齢階級別労働力率が出産・子育て期に大きく低下する傾向があります。そこで、就業の継続を願う女性が仕事を続けられるような環境整備を行うとともに、男性が子育て・介護・家事労働や地域活動に参画できるよう、男性の働き方を見直す必要があります。

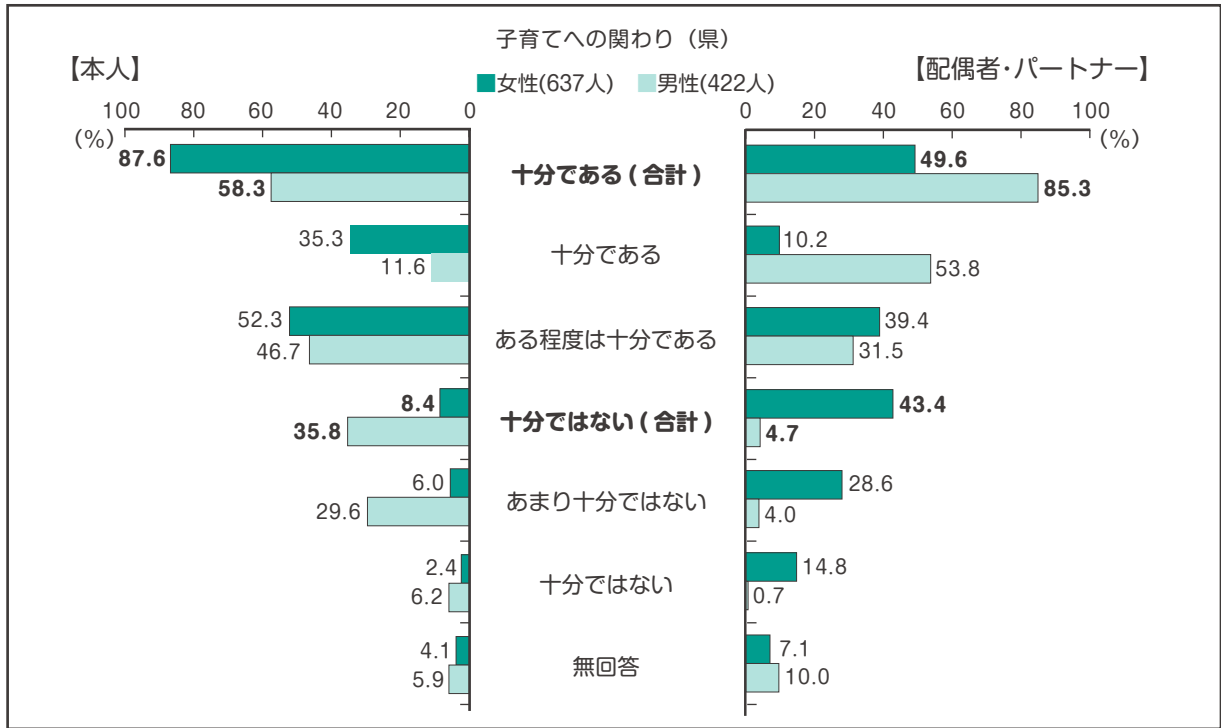
人口減少・超高齢社会が進展する中で、家庭生活と職業生活・地域活動との両立の重要性を働く場や地域社会に浸透させていくことが求められています。また、男女が、性別による固定的な役割分担意識にとらわれず相互に協力し、社会の支援を受けながら、家庭生活と職業生活・地域活動とのバランスのとれたライフスタイルの実現を目指していくことが必要です。



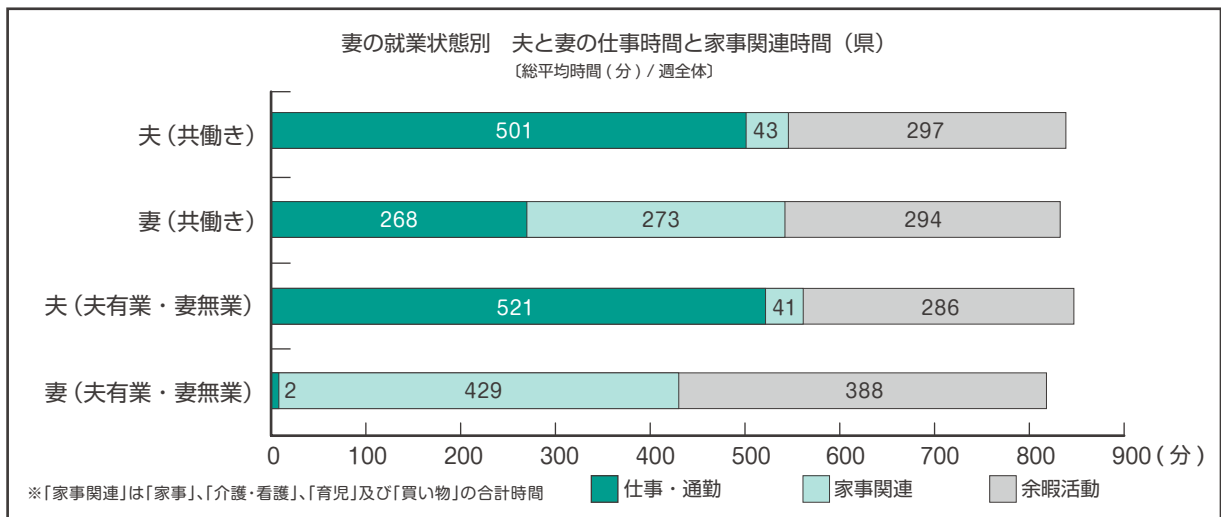
資料：県男女共同参画課「平成27年度男女共同参画に関する意識・実態調査」



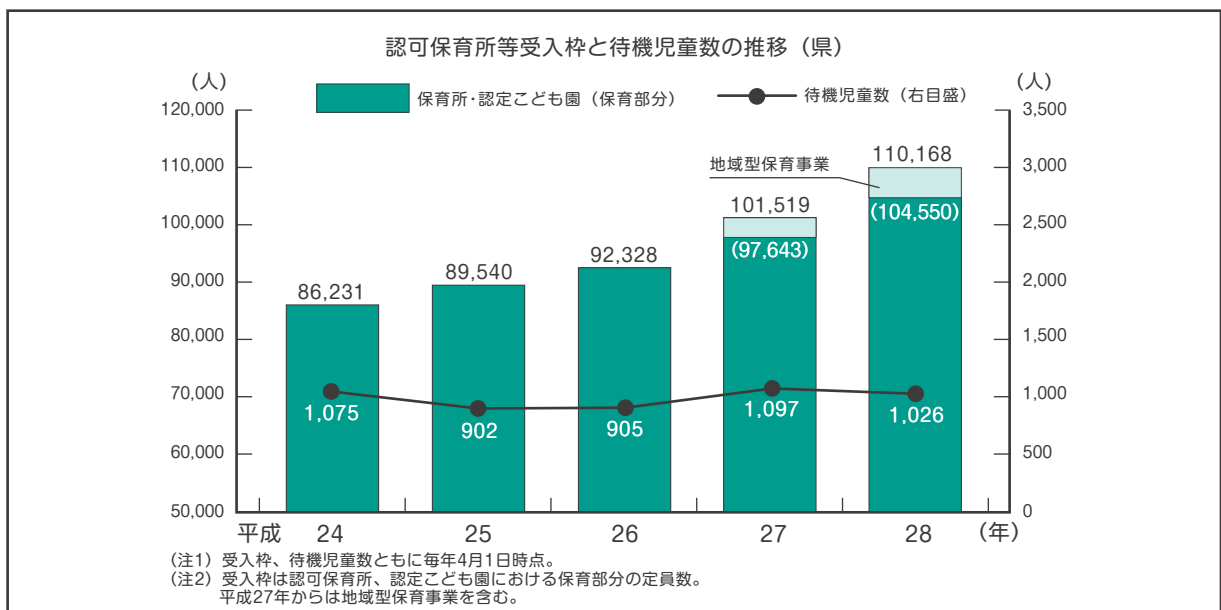
資料：総務省「就業構造基本調査」平成24年



資料：県男女共同参画課「平成27年度男女共同参画に関する意識・実態調査」



資料：総務省「社会生活基本調査」平成23年



資料：「保育所等利用待機児童数調査」（埼玉県）

施策の基本的な方向

(1) 家庭生活における男女共同参画の促進

家庭生活において性別による固定的な役割分担を見直し、ライフスタイルに応じて家族一人一人が自立して家事を行えるよう、講座の開催や意識啓発を行います。

推進項目

- ① 家族一人一人が自立して家事を担うような意識啓発や学習機会の提供
(県民生活部、教育局)
 - ア 男女共同参画推進センター（With You さいたま）での学習・研修事業や情報提供による意識啓発
- ② 子供の教育への父親の参画促進や男性の子育てへの支援（福祉部、教育局）
- ③ 消費生活に関する学習機会の提供（県民生活部）

施策の基本的な方向

(2) 子育ての社会的支援

男女が仕事や地域活動を安心して行うために、待機児童の解消を目指した保育所の整備、放課後児童クラブの充実など、子育てにおける社会的支援を充実します。

推進項目

- ① 保育所等の整備促進（福祉部、保健医療部、産業労働部）(再掲)
- ② 保育所などにおける多様な保育サービスや保育内容の充実（福祉部）
- ③ 幼稚園における子育て支援の充実（総務部）
- ④ 放課後児童クラブの充実（福祉部）(再掲)
- ⑤ 家庭や地域の子育て機能・環境の充実（福祉部）
- ⑥ 保育士などの資質の向上（福祉部、教育局）
 - ア 職場環境の充実、保育の専門性の向上などを目的とした研修の実施
 - イ 潜在保育士の積極活用、復職の支援などを目的とした個別相談や就職説明会の実施

⑦ ひとり親家庭への支援

(県民生活部、福祉部、保健医療部、産業労働部、都市整備部)

ア 子育て・生活支援、就業支援、養育費の確保支援及び経済的支援の総合的な推進

イ ひとり親家庭に対する職業訓練の実施

ウ 男女共同参画推進センター（With You さいたま）における情報の提供、セミナーの開催

⑧ 情報提供や相談体制の充実（県民生活部、福祉部、保健医療部）

ア 地域子育て支援センターの設置促進

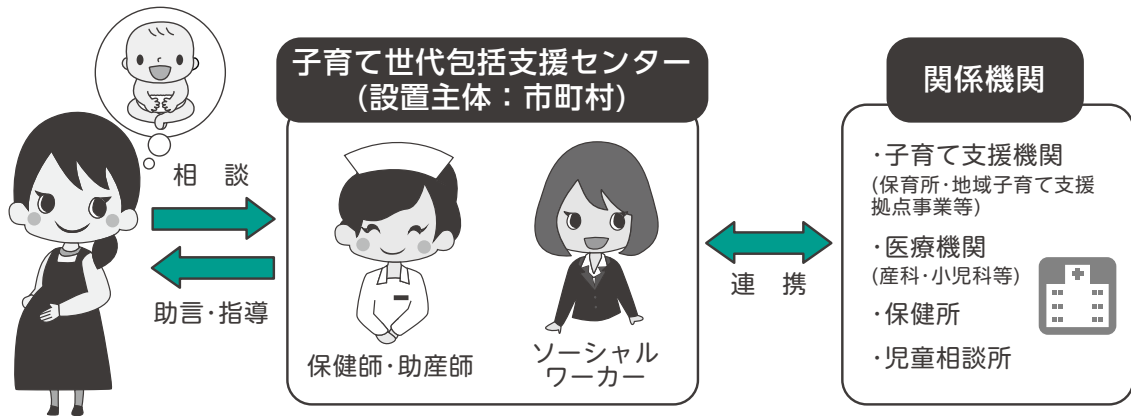
イ 子育て世代包括支援センター*の促進

ウ 児童相談所の相談体制の充実

エ 男女共同参画推進センター（With You さいたま）における子育てに関する情報提供

オ 市町村が実施する利用者支援事業*の促進

子育て世代包括支援センター



【妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の実施】

妊娠前

妊娠期

出産

産後

育児

施策の基本的な方向

(3) 介護の社会的支援

高齢者とその家族が安心して豊かに生活できるよう、介護サービスの充実や介護サービスを担う人材の育成など介護の社会的支援を充実します。

推進項目

- ① 介護保険制度の充実（福祉部、産業労働部）
 - ア 介護保険サービス提供事業者の指導強化
 - イ 介護保険サービスを担う人材の育成
- ② 在宅福祉サービス・施設サービスの充実（福祉部）

施策の基本的な方向

(4) 家庭と仕事・地域活動の両立支援

女性も男性も家庭と仕事・地域活動の両立を図ることの重要性について意識啓発を行い、家庭・働く場・地域において互いに支え合う気運を醸成します。

推進項目

- ① 家庭と仕事・地域活動の両立についての学習機会の提供
 （県民生活部、産業労働部、教育局）
 - ア 男女共同参画推進センター（With Youさいたま）などを活用した学習機会の提供
- ② 働き方の見直しの推進（産業労働部）（再掲）
- ③ 企業における仕事と家庭の両立支援の整備促進
 （福祉部、保健医療部、産業労働部）（再掲）
- ④ 男女共同参画を進める事業所の表彰（県民生活部）（再掲）
- ⑤ 女性活躍に取り組む企業の実践例の情報提供（産業労働部）（再掲）
- ⑥ 交通網の整備などによる通勤時間の短縮の促進（企画財政部、関係部局）

施策の基本的な方向

(5) 男性の家庭・子育て・介護・地域活動への参画の促進

女性が職業生活において活躍するためには、男性の子育て・介護等への参画が重要です。また、男性が子育て・介護等の多様な経験を得ることは、マネジメント力の向上や多様な価値観の醸成などを通じ職務における視野を広げるなど、男性自身のキャリア形成にとっても重要です。

このため、男性に両立支援制度の活用を促すとともに、男性の子育て・介護への参画を促進する必要があります。

また、労働時間の短縮や通勤に要する時間の短縮により、仕事と家庭・地域活動などが両立しやすい環境の整備を図り、ワークライフバランスを推進します。

推進項目

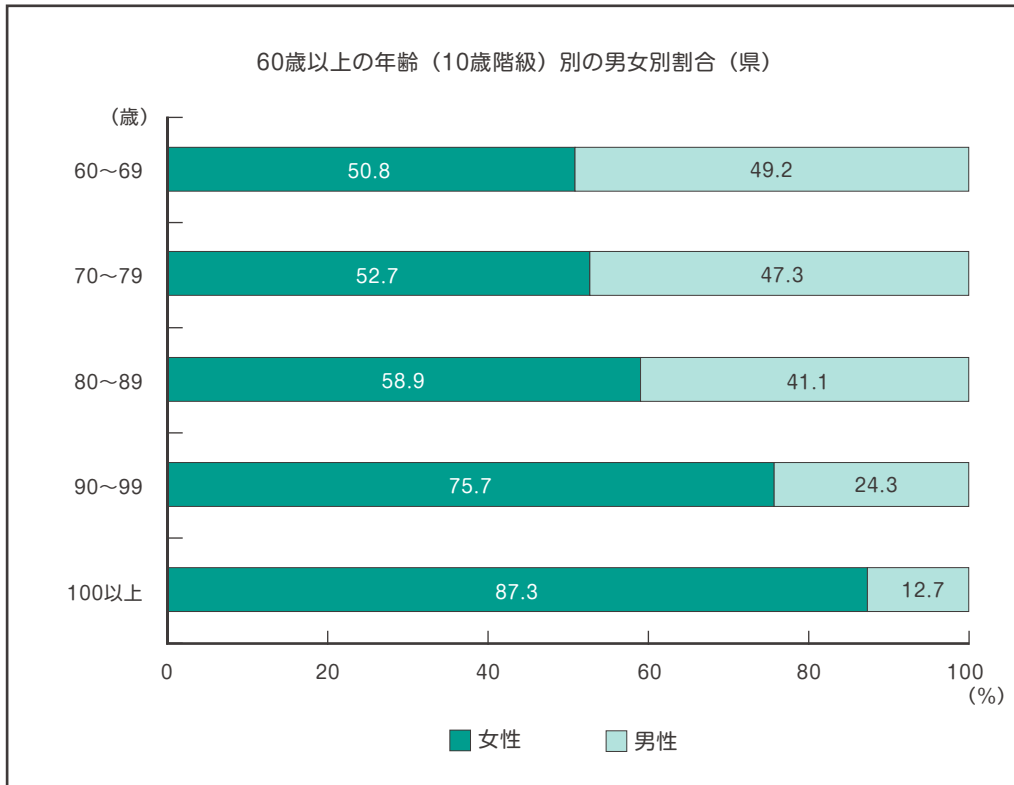
- ① 男性にとっての男女共同参画の意義についての理解促進（県民生活部）
- ② 男性の生活・自活能力向上のための支援（県民生活部、保健医療部）
- ③ 働き方の見直しの推進（産業労働部）(再掲)
- ④ 父親の子育て参加の促進（福祉部）
- ⑤ 女性活躍推進法・次世代育成支援対策推進法による特定事業主行動計画*の推進
(総務部)
 - ア 男性職員の子育てに関する休暇取得促進
 - イ 「子育てのための休暇取得プログラム」の作成
- ⑥ 男性の地域活動参加への意識啓発の推進（県民生活部、教育局）
- ⑦ 男性に対する相談体制の充実（県民生活部）



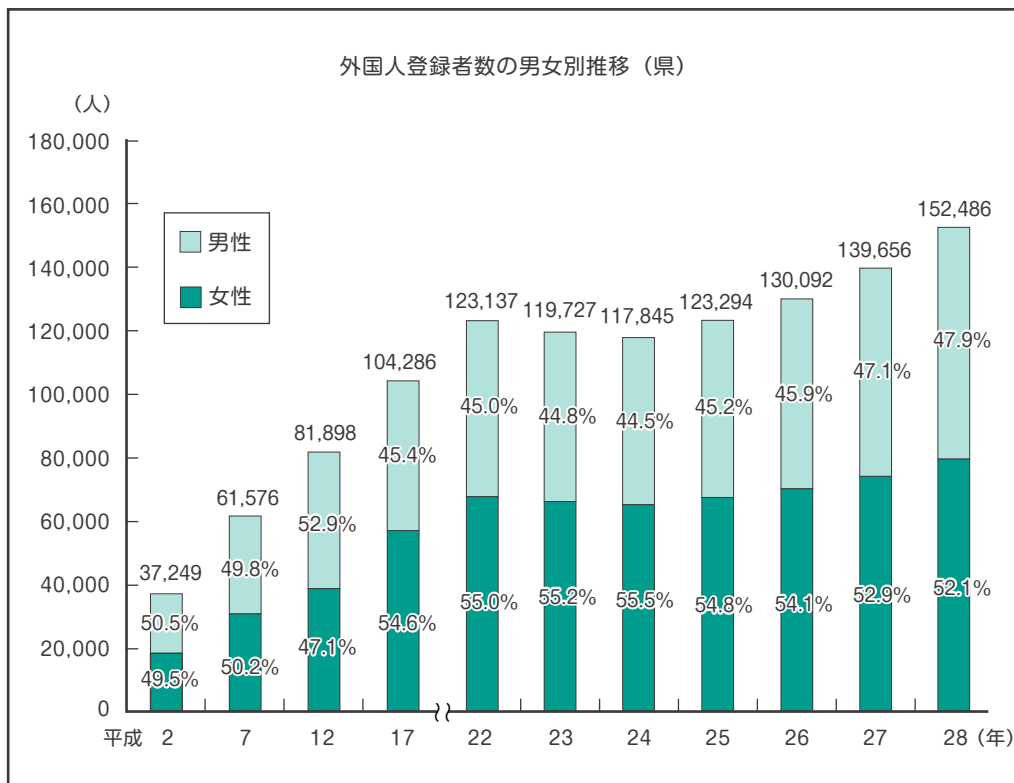
施策の柱 5

誰もが地域でいきいきと生活できる支援

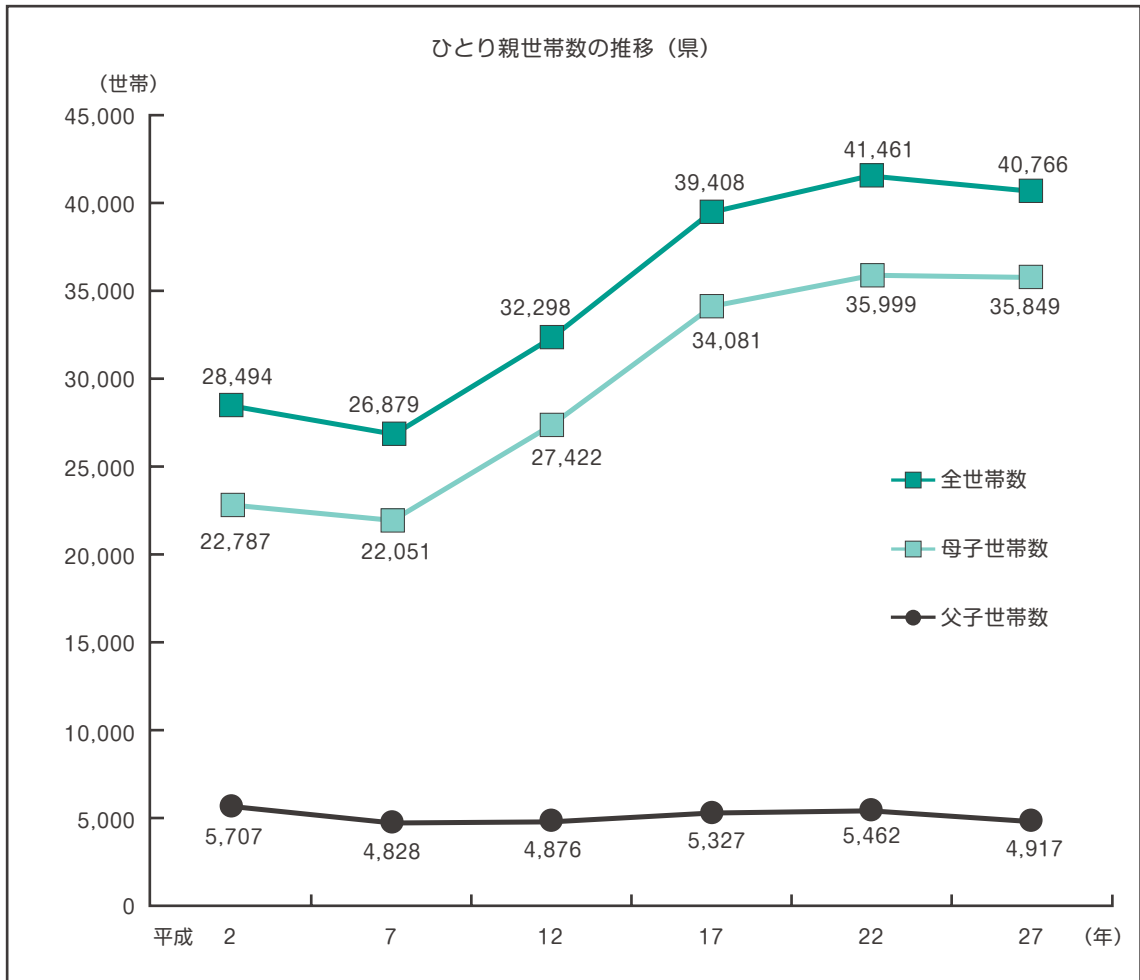
男女がその能力や意欲を発揮しながら社会参画し、充実した生活ができるよう、支援を進める必要があります。また、共にかげがえのない地域社会の一員として相互理解や交流を深め、支え合いながら生活することができる社会環境の整備を進めます。



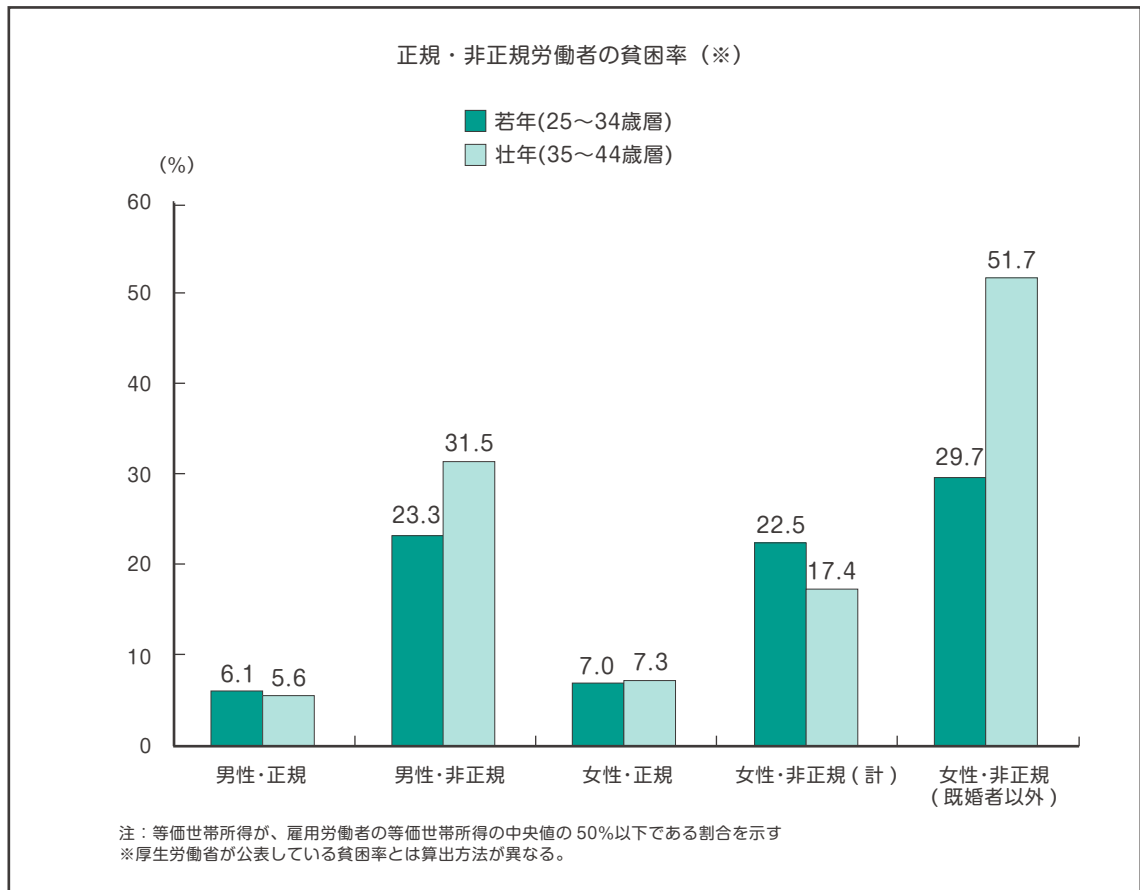
資料：県統計課「埼玉県町（丁）字別人口調査平成29年1月1日現在結果報告」



資料：法務省調べ（各年12月末日現在）



資料：総務省「国勢調査」



資料：独立行政法人労働政策研究・研修機構「労働政策研究報告書No.164 非正規労働者の仕事と生活に関する研究－現状分析を中心として－」（平成26年）

施策の基本的な方向

(1) 高齢者がいきいきと活躍し、安心して生活できる支援

豊富な知識や経験を持つ高齢者が、自分自身の意欲や心身の状態に応じ、社会の担い手として就業やボランティア活動など様々な分野において長く健康で活躍できることを目指します。

高齢者が働ける場を増やすとともに、高齢者がこれまで蓄積した多様な知識、経験等を生かした丁寧なマッチングにより、就業や起業を支援します。

また、高齢者が地域活動やボランティア活動に参加する機会を拡大するため、活動参加へのきっかけづくりや情報発信などを進めます。

あわせて、高齢者が家庭や地域で安心して暮らせる支援体制の整備を行います。

推進項目

- ① 公民館などで実施される高齢者に対する生涯学習活動の促進や、多様な学習・活動ニーズへの対応（教育局）
- ② 高齢者の就労環境の整備（産業労働部）
- ③ 高齢者の起業支援（産業労働部）
- ④ 高齢者の地域活動のきっかけづくりや情報提供（県民生活部、福祉部）
- ⑤ 高齢者の持つ知識や経験の有効活用（県民生活部、福祉部、産業労働部）
- ⑥ 高齢者の健康づくりへの支援及び相談体制の充実（福祉部、保健医療部）
- ⑦ 介護予防の推進（福祉部）
- ⑧ 地域生活を支援する体制の整備（福祉部、保健医療部）
- ⑨ 高齢者の福祉用具利用や住宅改修についての情報提供や相談体制の充実
(福祉部、都市整備部)
- ⑩ 消費者の自立支援のための情報提供（県民生活部）

●アクティブシニアの活躍推進●

生産年齢人口が減少するなか、社会の担い手として女性やシニアの社会参画が大変重要になります。

シニアはこれまで「社会に支えられる」側とされてきましたが、実は65歳以上の約8割は介護の必要のない元気なシニアです。

こうした元気な高齢者（アクティブシニア）が自身の希望に合わせて仕事やボランティアに参加できるようにし、シニアも社会の担い手として活躍する社会を目指します。

推進体制の整備と気運の醸成

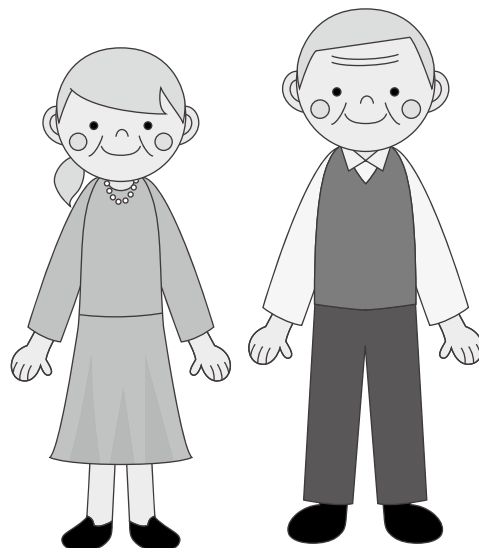
アクティブシニアの活躍推進のための普及活動や事業等の意見をいただき、施策等へ反映いたします。シニアを応援する企業や地域活動を行う団体に対して広く気運の醸成を図っていきます。

企業におけるシニアの活躍の場の拡大

定年や継続雇用の年齢の延長や定年の廃止、無資格・未経験でも可能な業務を切り出して仕事を新たに作るなど、シニアの活躍の場の拡大につながる取組を県内企業等に働きかけることにより、シニア活躍の気運を醸成します。

シニアへの就職の支援

県内にセカンドキャリアセンターを8か所設置し、シニアを含むすべての求職者を支援します。また、シルバー人材センターを支援します。



施策の基本的な方向

(2) 困難を抱えた女性などの自立支援

未婚・離婚の増加などによる単身世帯やひとり親世帯の増加、非正規雇用者の増加などによる雇用不安など、社会環境の変化により若年者から高齢者に至るまで経済的に困難を抱えやすい人が増加しています。特に女性は、出産・育児による就業の中断や非正規雇用が多いこと、男性に比べ平均的に長寿で高齢期の単身生活期間が男性よりも長期になり、貧困など生活上の困難に陥りやすい傾向があります。また、男性の雇用形態は夫婦の出産に対する意識に影響を与えられています。

こうした経済的に困難な女性などに対する相談体制の充実や自立に必要な技能の習得、個人のニーズに合わせたきめ細かな就業情報の提供など自立や就労に対する支援を推進します。あわせて、貧困等の世代間連鎖を断ち切るために、生活困窮者世帯及び生活保護世帯の子供への学習の支援を行います。

また、女性が自らの意識と能力を高め、力をつけ、行動していくことができるよう、女性のチャレンジを支援します。

推進項目

- ① 多様な職業能力の開発機会の提供（産業労働部）(再掲)
- ② 女性の就業支援（県民生活部、産業労働部）(再掲)
- ③ 若年無業女性等への自立支援（県民生活部）
- ④ 若年者への就業支援（産業労働部）
- ⑤ パートタイム労働者など非正規雇用における雇用環境等の整備（産業労働部）(再掲)
- ⑥ ひとり親家庭への支援
（県民生活部、福祉部、保健医療部、産業労働部、都市整備部）(再掲)
- ⑦ 生活困窮者への自立支援（福祉部、関係部局）
- ⑧ 子供への学習支援（福祉部）

●生活困窮者への自立支援●

生活困窮者自立支援制度

平成27年4月から生活困窮者自立支援法が施行され、生活にお困りのかたに対する新たな支援制度がスタートしました。

この制度は、近年の生活保護受給者の増加を踏まえ、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るとともに、生活保護から脱却したかたが再び生活保護に頼ることのないようにすることを目的にしています。

相談内容

生活に困っている、仕事が見つからない、家賃を払えない、住む所がない、家族のことで悩んでいる、将来が不安、病気で働けない、社会に出るのが怖い・・・などの生活全般のお困りごとをご相談ください。

相談窓口では一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。

相談窓口

市については各市が、町村については県が相談窓口を設置しています。

相談窓口



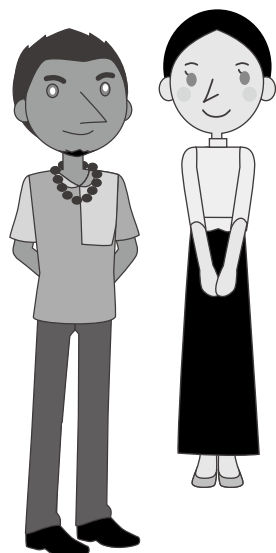
施策の基本的な方向

(3) 障害者、外国人などの特別な配慮を必要とする人への支援

障害者、外国人、妊娠期の女性など、日常生活における自立や社会参画を行う上で様々な制約を受けがちな人たちが、その能力や意欲を發揮しながら社会に参画し、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整備することが求められています。共に生きることこそノーマルであるというノーマライゼーション*の理念の浸透を図るとともに、バリアフリーやユニバーサルデザイン*の視点に立ったまちづくりを積極的に推進します。

推進項目

- ① 障害のある人などを地域全体で支える仕組みづくり
(福祉部、産業労働部、教育局、関係部局)
- ② 県内在住の外国人に対する相談体制の充実 (県民生活部、関係部局)
- ③ 多言語による生活情報の提供 (県民生活部、関係部局)
- ④ 外国人のための日本語学習の啓発と支援 (県民生活部、関係部局)
- ⑤ 外国人留学生への支援 (県民生活部、産業労働部)
- ⑥ 性的マイノリティ (LGBT等)*といった新たな人権問題も含めた学校や地域社会、企業などにおける人権教育・啓発活動の実施 (県民生活部、教育局、関係部局)
- ⑦ 誰もが住みよいまちづくり
(企画財政部、福祉部、県土整備部、都市整備部、関係部局)
- ⑧ ユニバーサルデザインの推進 (県民生活部、全庁)



施策の基本的な方向

(4) 地域活動における男女共同参画の推進

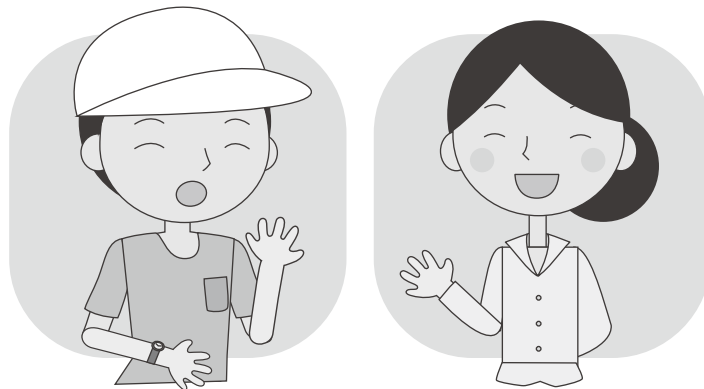
地域の特定の活動が片方の性に偏るなど、性別や年齢等により役割を固定することのないよう、男女共に地域活動への参画を促進し、地域活動における男女共同参画を推進します。

また、自治会、PTA、NPOなど地域における多様な政策・方針決定過程への女性の参画促進を図るとともに、地域活動において男女共同参画の視点が反映されるよう、各団体に対して働きかけます。

あわせて、情報提供などを通じ、地域活動への参画を促進するための環境整備を行います。

推進項目

- ① 自治会、PTA、NPOなど地域における政策・方針決定過程への女性の参画促進
(県民生活部)
- ② 男女共同参画の視点に立った地域活動の推進 (県民生活部)
- ③ NPO活動・ボランティア活動などへの参加促進のための環境整備
(県民生活部、福祉部、関係部局)
- ④ 地域活動参画への機会づくり、学習機会の提供、ネットワーク化などの活動の活性化
(県民生活部、福祉部、関係部局)



施策の基本的な方向

(5) 男女共同参画に関する国際理解、国際交流・国際協力の推進

国際社会における男女共同参画の推進に関する取組や様々な課題についての情報の収集・提供や学習機会の充実を図ります。民間団体や県民における国際交流・国際協力を促進するため、団体への情報提供や団体間のネットワーク化を充実するとともに、民間団体などと協力・連携しながら国際協力を推進します。

推進項目

- ① 男女共同参画に関する国際的情報の収集・提供・普及（県民生活部、関係部局）
 - ア 男女共同参画推進センター（With You さいたま）の活用
- ② 男女共同参画に関する国際的動向についての学習機会の提供（県民生活部、関係部局）
 - ア 男女共同参画推進センター（With You さいたま）における研修・講座などの実施
 - イ 国立女性教育会館*との連携
- ③ 自治体外交・県民主体の国際交流の推進（県民生活部、関係部局）
- ④ 国際交流団体・国際協力団体などによる男女共同参画に関する取組の促進（県民生活部、関係部局）
 - ア 男女共同参画推進センター（With You さいたま）での自主活動・交流支援 事業の活用
 - イ NGO・NPOの国際交流、途上国の女性支援に配慮した国際協力への活動支援
- ⑤ 地球環境の保全に対する国際協力・国際交流の推進（環境部）



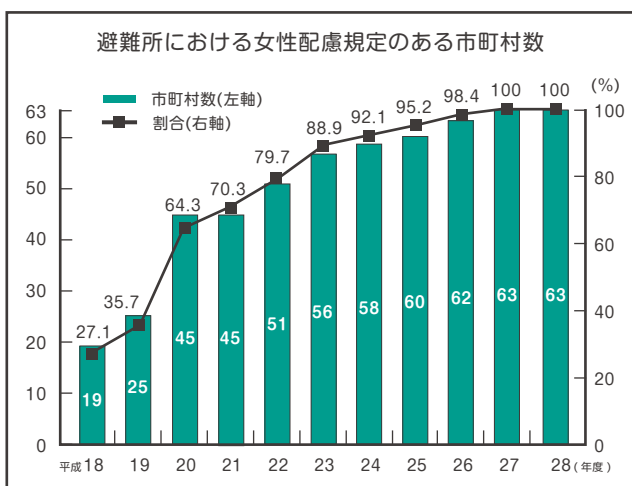
基本目標Ⅳ 災害に強い地域を男女が共につくりあげる

施策の柱6 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

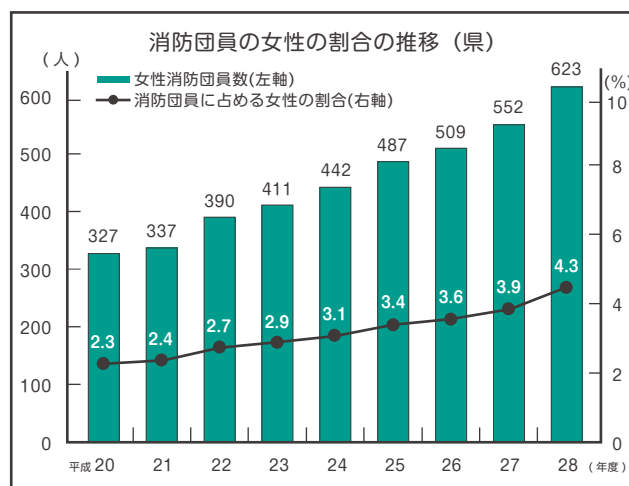
東日本大震災や熊本地震では、様々な場面において男女共同参画の視点が不十分な事例が報告されました。災害時には、平常時における社会の課題が一層顕著になって現れるため、平常時からの男女共同参画社会の推進が、防災復興を円滑に進める基盤となります。

そこで、被災時の避難所における男女のニーズの違いや復興段階における女性をめぐる問題など、男女共同参画の視点に立った防災対策を推進する必要があります。地域防災計画の策定に際しては、男女双方の視点に立った計画の策定や政策・方針決定過程への女性の積極的な参画を促進します。

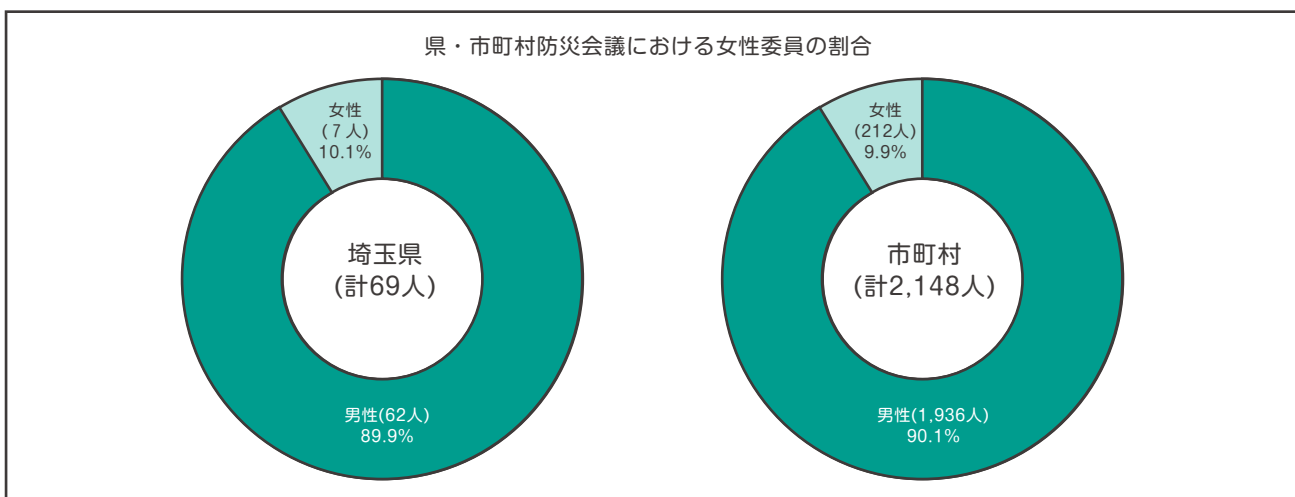
また、防災対策は、行政の取組だけではなく自主防災組織やボランティア組織など地域の様々な団体と協働で取り組む必要があります。このため、これらの団体への女性の積極的な参画を促進します。



資料：県消防防災課調べ



資料：県消防防災課調べ



資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」平成28年度

施策の基本的な方向

(1) 防災分野における女性の参画拡大

地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大します。

推進項目

- ① 自主防災組織及びボランティア組織への女性の参画促進（危機管理防災部）
- ② 市町村における消防吏員の女性の採用・登用促進（危機管理防災部）
- ③ 消防団への女性の入団・活躍促進（危機管理防災部）
- ④ 埼玉県防災会議における女性の登用推進（危機管理防災部）

施策の基本的な方向

(2) 防災訓練や自主防災組織などでの男女共同参画の意識啓発

地域の防災訓練や自主防災組織の活動などにおいて、防災対策における男女のニーズの違いや女性への配慮など男女共同参画の視点を取り入れて意識啓発を行います。

推進項目

- ① 地震対策セミナー、防災出前講座などでの意識啓発（県民生活部、危機管理防災部）
- ② 各種防災訓練への女性の参画促進と女性の視点を取り入れた訓練の実施
（危機管理防災部）
- ③ 女性の視点を取り入れた自主防災組織活動の促進（危機管理防災部）

施策の基本的な方向

(3) 男女共同参画の視点に立った地域防災計画や各種対応マニュアルなどの充実

女性に配慮した地域防災計画の策定や、男女のニーズに広く対応した避難所の設置・運営などのマニュアルの整備・充実を図ります。

推進項目

- ① 地域防災計画の策定過程への女性の参画（危機管理防災部）
- ② 女性に配慮した帰宅困難者対策の構築（危機管理防災部）
- ③ 女性や子育てに配慮した避難所の開設・運営体制の支援
（県民生活部、危機管理防災部、関係部局）
- ④ 市町村の地域防災計画の策定支援（危機管理防災部）

施策の基本的な方向

(4) 男女共同参画の視点に立った災害時の対応

女性に対する暴力の防止や妊婦などに配慮した女性相談窓口の設置を行います。避難所においては、女性の視点を十分に踏まえた設置・運営を行うとともに、県外からの避難者についても女性に配慮した受入れ態勢を構築します。

推進項目

- ① 女性を対象とした相談窓口の設置（県民生活部）
- ② 女性の視点を踏まえた避難所の開設・運営の支援
（県民生活部、危機管理防災部、関係部局）
ア 男女のニーズの違いに配慮した物資の備蓄
- ③ 女性に配慮した県外からの避難者の受入れ態勢の支援
（県民生活部、危機管理防災部、関係部局）

施策の基本的な方向

(5) 災害復興時における男女共同参画の促進

災害復旧事業計画の策定過程や災害復旧活動において女性の参画を促進することにより、男女のニーズを反映した災害復興を推進します。

推進項目

- ① 災害復旧事業計画の策定過程への女性の参画（全庁）
- ② 災害復旧活動における女性の参画（全庁）

●男女共同参画の視点からの防災対策（内閣府）●

男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針（平成25年5月）

<背景>

- 東日本大震災において、衛生用品等の生活必需品が不足したり、授乳や着替えをするための場所がなかったり、「女性だから」ということで当然のように食事準備や清掃等を割り振られた避難所も見られた。
- 平常時から、男女共同参画の視点からの災害対応について、関係者が理解しておくことが重要。

<基本的な考え方>

- 1 平常時からの男女共同参画の推進が防災・復興の基盤となる
- 2 「主体的な担い手」として女性を位置づける
- 3 災害から受ける影響の男女の違い等に配慮する
- 4 男女の人権を尊重して安全・安心を確保する
- 5 民間と行政の協働により男女共同参画を推進する
- 6 男女共同参画センターや男女共同参画担当部局の役割を位置づける
- 7 災害時要援護者への対応との連携に留意する

男女共同参画の視点からの防災研修プログラム

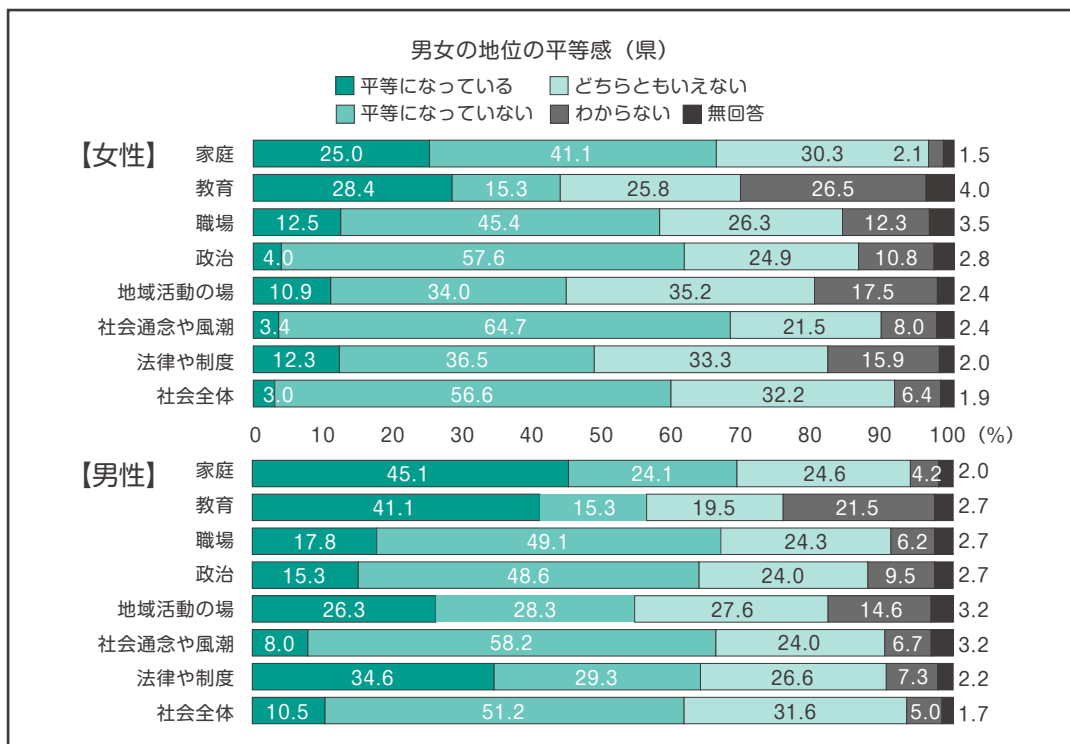
地方公共団体において、防災施策に携わる職員が、男女共同参画の視点をもって施策を企画立案・実施できるよう育成するためのプログラムを平成28年6月に作成しました。

基本目標Ⅴ 男女の固定的な性別役割分担や偏見をなくす

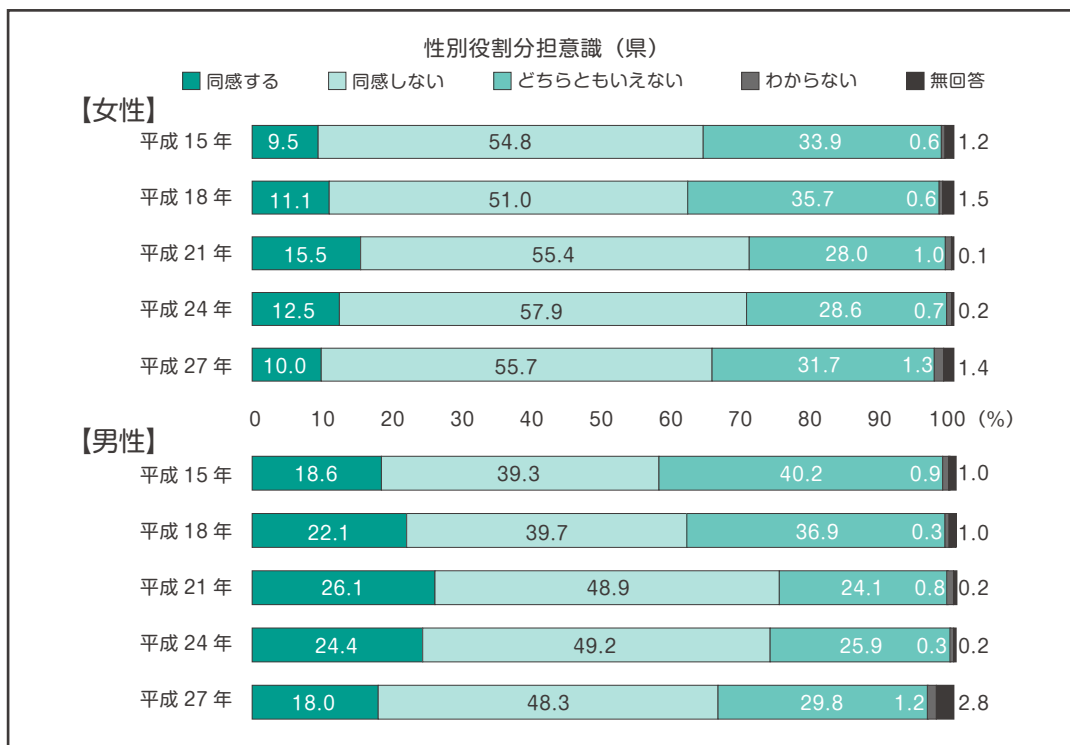
施策の柱7 男女の固定的な役割分担意識の解消

女性も男性も性別にかかわらず、あらゆる分野において個性や能力を發揮して自由に活躍できるよう、社会における制度や慣行の見直し、意識の改革を行う必要があります。

県議会による修正（一部）



資料：県男女共同参画課「平成27年度男女共同参画に関する意識・実態調査」



資料：県男女共同参画課「男女共同参画に関する意識・実態調査」

施策の基本的な方向

(1) 性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた広報・啓発活動の推進

性別による固定的な役割分担意識の解消に向けて、事業者や県民に対して広報・啓発活動を積極的に展開するとともに、事業者や県民による自主的な取組の促進を図ります。その際、各種メディアの幅広い活用を図ります。

推進項目

- ① 働く場・家庭・地域における慣行（社会通念・習慣・しきたり）や法制度などの見直しの促進（県民生活部、全庁）
 - ア 調査などによる実態把握
- ② 男女共同参画の視点からの施策や事業展開の見直し（県民生活部、関係部局）
 - ア 男女共同参画配慮度評価*の実施
- ③ 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発事業の推進（県民生活部、全庁）
 - ア 事業者、行政職員に対する意識啓発
 - イ 男性を対象とする事業の充実
 - ウ 男女共同参画推進センター（With You さいたま）における県民・行政職員・教員・学生などを対象としたプログラムの開発と提供
 - エ 男女共同参画推進の功績に対する表彰制度の実施
 - オ 男女共同参画社会の正しい理解の浸透
- ④ 各種メディアの幅広い活用による広報・啓発活動（県民生活部、全庁）
- ⑤ 事業者・民間団体・県民と連携した広報・啓発活動（県民生活部、全庁）
 - ア 男女共同参画推進センター（With You さいたま）を拠点とする広報・啓発活動

●さいたま輝き荻野吟子賞●



埼玉県では、本県出身で日本で最初の公認女性医師となった「荻野吟子(おぎのぎんこ)」にちなみ、その不屈の精神を今に伝える先駆的な活動をしているなど、男女共同参画の推進に顕著な功績のあった個人や団体、事業所の方々に「さいたま輝き荻野吟子賞」を贈っています。

この表彰制度は、女性と男性が個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画することができる男女共同参画社会づくりを推進するとともに、埼玉の偉人である荻野吟子を顕彰するため、平成17年度から実施しています。

きらきら輝き部門

県内に在住（勤）若しくは県出身又は県内に所在し、先駆的な取組などにより各分野で特に功績が著しく今後の活躍が期待できる個人又は団体

さわやかチャレンジ部門

県内に在住（勤）又は県出身で、各分野にチャレンジし、今後さらなる活躍が期待できる年齢40歳未満の個人

いきいき職場部門

県内に所在し、男女が共同して参画することができる職場づくりに積極的に取り組んでいる事業所

施策の基本的な方向

(2) 男女共同参画に関する法制度や救済制度の活用能力の向上及び 相談・情報提供による支援

男女共同参画に関する法制度や救済制度の積極的な活用を促進するため、誰にでも理解できるように広報を行い、法的識字能力（リーガル・リテラシー）*の向上に向けて学習機会の充実を図ります。その際、高齢者、障害者、外国人など、情報を得にくい人に配慮します。

さらに、相談内容に応じた法制度や救済制度についての助言、情報提供、関係機関との連携などによる総合的な支援を行います。

推進項目

- ① 男女共同参画に関する条約・法律・条例などの周知及び救済制度の活用促進のための学習機会の提供（県民生活部、関係部局）
 - ア 男女共同参画推進センター（With You さいたま）を活用した学習機会の提供
- ② 相談・救済体制の充実（県民生活部、関係部局）
 - ア 男女共同参画推進センター（With You さいたま）における電話・面接相談、弁護士・カウンセラーによる専門相談、若年者が相談しやすいインターネット相談の実施
 - イ 社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）の視点を養う相談担当者の研修の実施
 - ウ 男女共同参画苦情処理制度*の活用

●男女共同参画苦情処理制度●

男女共同参画の推進に関する県の施策等の苦情や夫・パートナーからの暴力、セクシュアル・ハラスメントなどにより人権を侵害された事案について皆さんからの申出を適切かつ迅速に処理するための機関で、知事から委嘱された3人の苦情処理委員が、皆さんに代わって必要な調査を行います。

その結果、必要があると認めるときは、県の機関や関係者に対し助言、意見表明、勧告等を行います。

施策の基本的な方向

(3) 男女共同参画の視点に立った自殺対策の推進

自殺をした人の割合を男女別に見ると、男性が7割で女性が3割となっています。

「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識を女性よりも男性の方が持つ傾向にあり、男性の側で抱えるこうした意識が「男性が主に稼ぐべき」という重圧にもなっていることが考えられます。

こうした男女の役割分担意識が一因となって自殺に追い込まれていく人々を防ぐには、「自殺は防ぐことができる」という基本認識を持てるよう、県民一人一人に普及啓発していくとともに、メンタルヘルス対策を中心とした相談支援体制の充実を図ります。

また、家族等の自殺によりのこされた方々のケアやこれらの方々からの相談への対応を行うとともに、自助グループの活動を支援します。

推進項目

- ① 自殺防止に向けた普及啓発の推進（保健医療部、産業労働部）
 - ア 家族や周囲の人たちが自殺のサインに気付くことができるような教育・広報などの実施
 - イ ストレスチェックの実施など、働く場におけるメンタルヘルスケアの重要性の普及啓発
- ② 現に危機状態にある人への相談支援の充実（県民生活部、保健医療部、産業労働部）
 - ア 働く人のメンタルヘルス相談*の実施
 - イ 事業所への情報提供や研修の実施
 - ウ 失業・多重債務・法律問題などに関する相談体制の充実
 - エ 女性の心の問題に対する地域の保健事業・相談事業の実施
- ③ 自殺対策に取り組んでいる民間団体やボランティア活動への支援、連携
(保健医療部)
- ④ 遺族・周囲の人たち、自殺未遂者などへの支援（保健医療部）
 - ア のこされた人たちや周囲の人たちへの相談体制の整備
 - イ 遺族のための自助グループへの活動支援

施策の基本的な方向

(4) 男女共同参画に関する情報の収集・整備・提供

あらゆる施策に男女共同参画の視点を盛り込む基礎資料とするため、男女共同参画の現況を客観的に把握できるよう、統計の設計や結果の表し方などについて見直しを行い、統計情報などの収集・整備・提供の充実を図ります。

推進項目

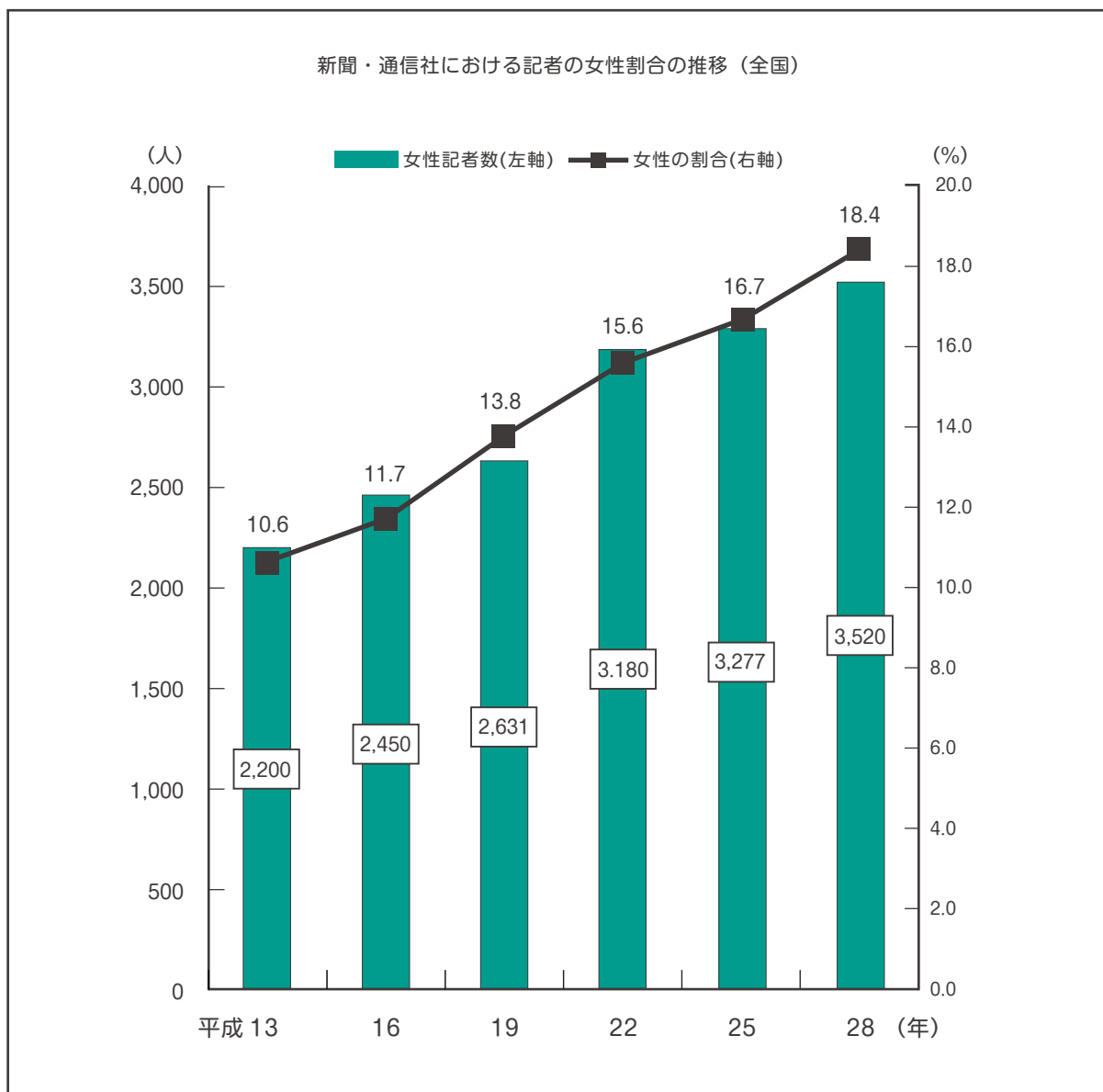
- ① 男女共同参画に関する統計情報や出版物の収集・整備・提供（県民生活部、全庁）
 - ア 男女共同参画推進センター（With You さいたま）を拠点とする情報収集・提供
 - イ 男女共同参画関連施策の推進状況に関する年次報告の作成・公表
- ② 男女共同参画に関する意識調査の実施や女性を取り巻く現状の把握
（県民生活部、関係部局）
 - ア 男女共同参画推進センター（With You さいたま）で行う調査・研究
- ③ あらゆる分野の男女別統計*データの収集など、男女共同参画の視点からの調査方法の見直し（県民生活部、全庁）



新聞・テレビ・ラジオ・雑誌などのメディアが公衆に表示する情報が、県民の意識形成に与える影響は大きく、高度情報化の進展により、その影響は更に拡大するものと予想されています。また、県が発信する情報も同様です。

そこで、公衆に情報を表示する場合、性別による役割分担や女性に対する暴力を助長及び連想させるような表現に十分留意するよう、県が率先して取組を進めるとともに、メディアによる自主的な取組も必要です。

また、公衆に表示される情報について県民自身が批判的に読み解き、自己発信できる能力を養うことが求められています。



資料：内閣府男女共同参画局「女性の政策・方針決定参画状況調べ」

施策の基本的な方向

(1) メディアにおける男女の人権、とりわけ女性の人権を尊重する自主的な取組への働きかけ

性別による固定的な役割分担や女性に対する暴力を助長したり連想させたりするような表現については、十分留意することが求められています。また、男女の人権、とりわけ女性の人権を尊重する視点に立った自主研修を実施し、企画・制作・編集方針決定の場へ女性を参画させるなどするよう、メディアに対し協力を働きかけます。

推進項目

- ① メディアにおける男女の人権、とりわけ女性の人権の尊重に向けた自主的な取組への働きかけ（県民生活部、関係部局）
- ② 情報を制作・発信する側の企画、制作、編集など方針決定の場への女性の参画の促進（県民生活部、関係部局）

施策の基本的な方向

(2) 男女の人権、とりわけ女性の人権を侵害する情報に対する県民意識の醸成

性別による固定的な役割分担や女性に対する暴力を助長又は連想させるような表現の排除に向けた社会的気運の醸成を図るため、広報・啓発や学習機会の充実を図ります。

推進項目

- ① 情報活用能力（メディア・リテラシー*）の学習機会の提供（県民生活部、関係部局）
- ② メディアにおける表現に関する実態把握と社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）の視点からの分析（県民生活部、関係部局）

施策の基本的な方向

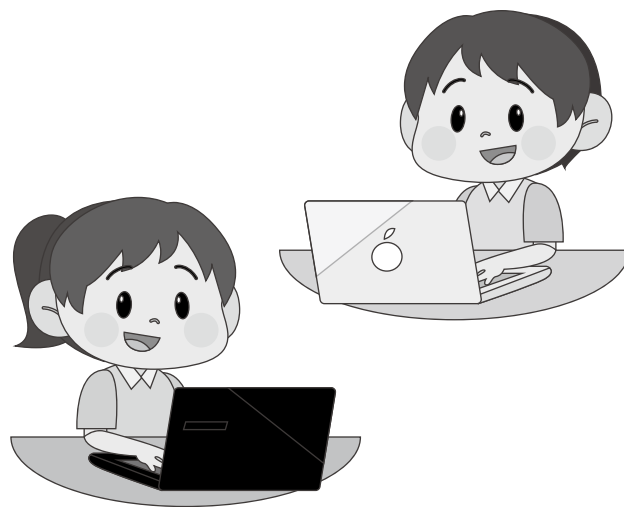
(3) 人権を侵害するような性・暴力表現を扱ったメディアからの青少年などの保護

人権を侵害するようなメディアでの性・暴力表現への対応として、法令等に基づき、対策を講じます。

その際、インターネットなどのメディアへの対応や、児童の権利保護、青少年の健全育成の観点に配慮します。

推進項目

- ① 人権を侵害するような性・暴力表現を扱ったメディアからの青少年などの保護の推進
(県民生活部、警察本部)
 - ア 埼玉県青少年健全育成条例に基づく有害な環境に対する規制・業界への指導
 - イ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（以下「児童買春・児童ポルノ禁止法」という。）に基づく対策の推進
 - ウ インターネットなどを利用したわいせつ事案などの犯罪の取締り



施策の基本的な方向

(4) 男女共同参画の視点に立った表現の推進

性別による固定的な役割分担意識にとらわれない、多様な生き方や働き方を社会に浸透させるために、県が「男女共同参画の視点から考える表現ガイド*」を基に率先して取組を行います。また、他の機関や民間のメディアに対し、こうした県の取組について広く周知します。

推進項目

- ① 男女共同参画の視点に立った県の広報活動における「男女共同参画の視点から考える表現ガイド」の活用と周知（県民生活部、全庁）
- ② 性別による固定的な役割分担意識にとらわれない広報の推進（県民生活部、全庁）

●男女共同参画の視点からの公的機関の広報●

男女共同参画の視点から考える表現ガイド（平成15年3月・埼玉県）

－表現のチェックポイント－

- ① 人数や登場回数が男女どちらかに偏っていませんか
- ② シンボルマークやマスコットが男女どちらかに偏っていませんか
- ③ さまざまな年齢の男女が描かれていますか
- ④ 服・持ち物の色、服のデザインが性別によって固定化されていませんか
- ⑤ 職業、スポーツ、学術、遊び等で男女が固定化されていませんか
- ⑥ 仕事をしているのは男性、家事・育児・介護をしているのは女性になっていませんか
- ⑦ 男性が指導者、女性が相談者など、優劣や上下の関係が男女で固定化されていませんか
- ⑧ 内容に関係なく、人目を引くために女性の姿態、身体の一部や笑顔を使用していませんか
- ⑨ 男女どちらかのみを表す表現、女性であることを強調する表現など男女の扱いが異なる表現をしていませんか

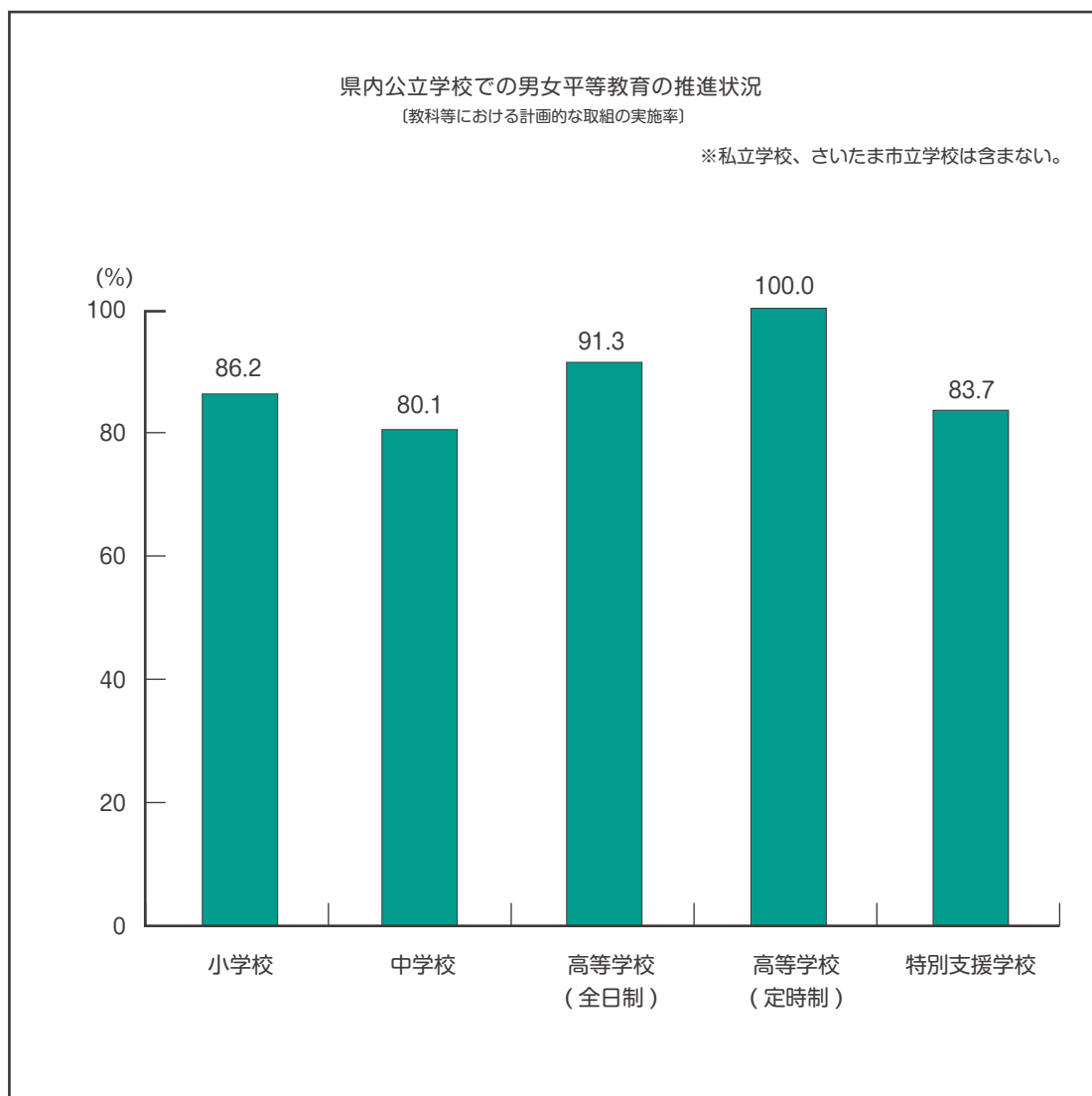
基本目標Ⅵ 男女共同参画の意識をはぐくむ

施策の柱 9 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

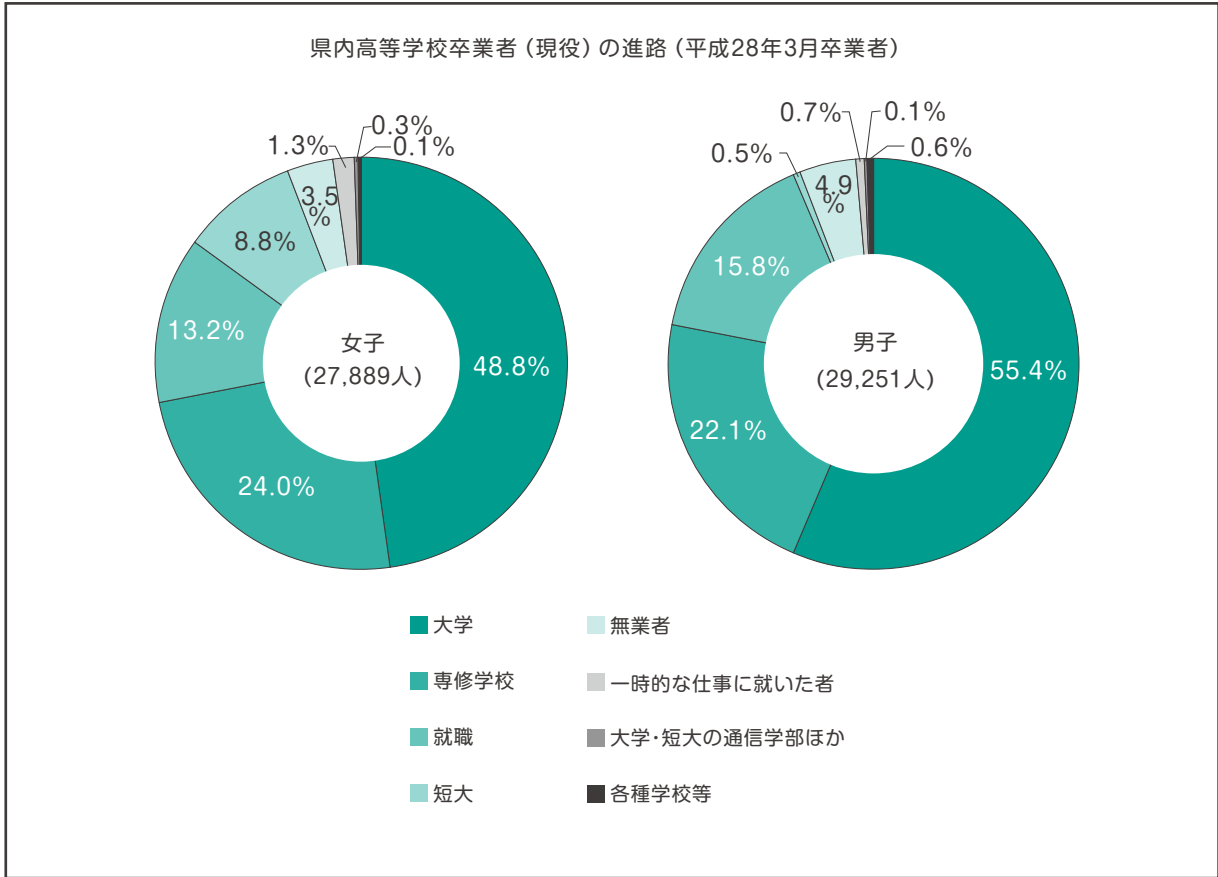
男女共同参画社会の実現のためには、女性も男性も積極的に男女共同参画の意義を理解することが不可欠であり、そのために学校・家庭・地域における教育・学習の果たす役割は大きくなっています。

子供の頃から、男女が共に一人の自立した人間として互いの人格や個性を尊重しあうとともに、性別にかかわらず、一人一人の個性や能力を発揮して自らの意思によって行動できるよう、男女共同参画の視点に立った学校教育を推進します。家庭や地域においても男女共同参画に関する学習機会の充実を図り、子供への接し方も含め、男女共同参画の視点に立った行動を促進していく必要があります。

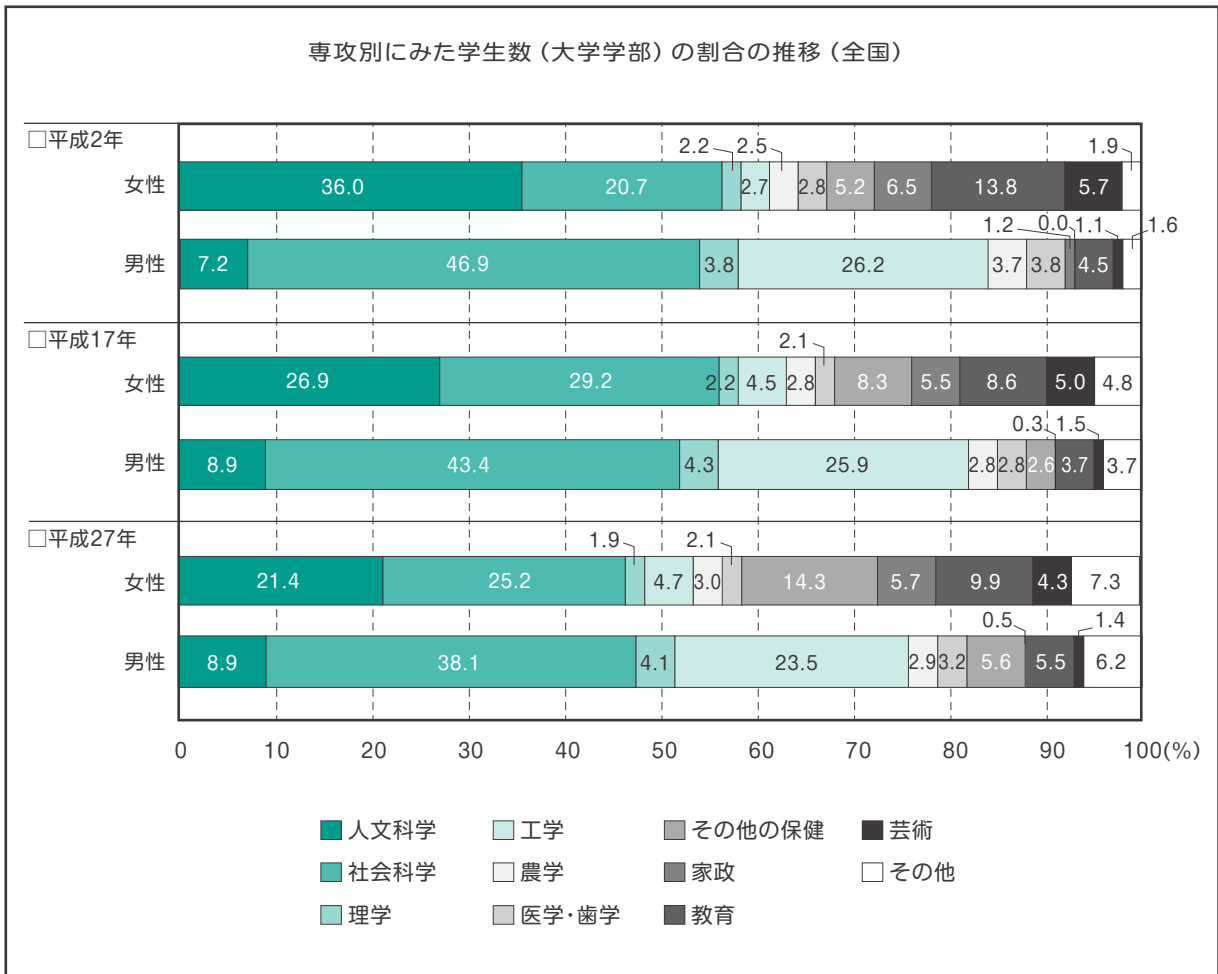
また、女性も男性も各々の個性と能力を生かし、社会のあらゆる分野に参画していくために、生涯学習の充実が重要です。



資料：県人権教育課調べ（平成29年3月現在）



資料：文部科学省「学校基本調査」平成28年度



資料：文部科学省「学校基本調査」

施策の基本的な方向

(1) 男女共同参画の視点に立った男女平等教育の推進

学校教育は、男女共同参画の意識を育てる重要な場であることから、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成を促進するため、男女共同参画の視点に立った教育を推進します。

推進項目

- ① 保育における男女共同参画に関する取組の促進（県民生活部、福祉部、教育局）
 - ア 一日保育体験など、男女が共に子育てに取り組む施策の推進
- ② 学校教育における男女平等教育の推進（総務部、教育局）
 - ア 児童生徒の発達段階に応じた適切な性に関する指導の推進
 - イ 人権感覚育成プログラムの実践による人権感覚の育成
 - ウ 男女平等の重要性、人権の尊重、男女の相互理解と協力、家庭生活や働く場における男女共同参画の大切さなどの教育活動全体を通じた指導の充実
 - エ 男女が協力して家族の一員としての役割を果たし、より良い家庭を築けるような家庭科教育の充実
 - オ 学校の教育活動の様々な場面での性別に基づく固定的な役割分担意識の見直し
 - カ あらゆる暴力行為の防止に向けた指導と意識啓発
- ③ 女性学・ジェンダー学を含む男女共同参画に関する調査・研究などの充実
(県民生活部、関係部局)
- ④ 教職員などに対する意識啓発及び研修の充実（総務部、教育局）
 - ア 男女共同参画の理念、社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）の定義や視点について教職員研修などを通じた正確な理解の浸透
 - イ セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
- ⑤ キャリア教育の推進（県民生活部、産業労働部、教育局）(再掲)

●人権感覚育成プログラム（埼玉県教育委員会作成）●

人権問題を直感的にとらえる感性や人権への配慮が具体的な態度や行動につながる人権感覚の育成を図るための学習プログラムとして刊行したものです。

自尊感情や生命尊重、共感と連帯感、コミュニケーション能力、参加・参画などの「人権感覚育成のための視点」に基づき、参加体験型学習や体験活動を組み入れ、実感を通して学ぶことができるものとなっています。

学校教育編

児童生徒の発達の段階を踏まえ、各教科等の時間に位置付けて、計画的・系統的に指導できるプログラムとなっています。

事例編9「参加・参画」に関するプログラム

- ・ちがいのちがい ～男女共同参画社会について考える～（中学校）
- ・ジェンダー（社会的性別）に気づこう！（高校）

社会教育編

学校の保護者や地域住民を対象としたもので、各学校のPTAや家庭教育学級、公民館での講座等において実施できるプログラムとなっています。

人権課題を解決するために

- ・山田家のある一日 ～社会的性別（ジェンダー）に気づこう～

増補版 学校教育編

教科におけるプログラム活用の促進を図るため、教科のねらいと人権感覚育成のねらいの両方を示してあるプログラムとなっています。

- ・男女共同参画の視点に立ったルール決め（高校）

施策の基本的な方向

（2）男女共同参画の視点に立った家庭教育の促進

子供の頃から男女共同参画の意識を育むためには、家庭教育が大きな役割を果たしています。性別による固定的な役割分担意識にとらわれない家庭教育が促進されるよう、男女共同参画の視点に立った広報・情報提供や学習機会の充実を図ります。

推進項目

- ① 男女共同参画の視点に立った家庭・地域教育の推進（県民生活部、教育局）
 - ア 男女共同参画の視点に立ったPTA活動などの促進
 - イ 「親の学習*」などの家庭教育支援の充実
 - ウ 学校応援団*の推進
 - エ 放課後子供教室*への支援

- ② 家庭教育に関する情報提供や学習機会の充実（教育局）
ア 家庭教育アドバイザーの活用

施策の基本的な方向

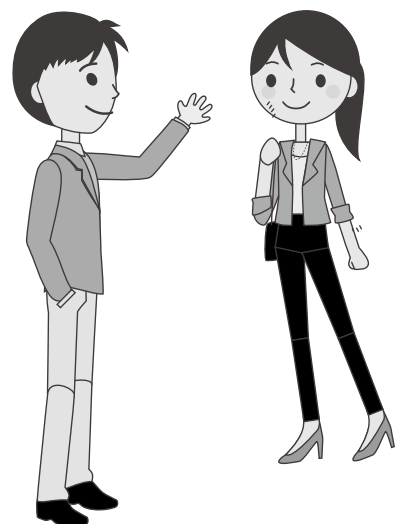
（3）男女共同参画に向けた生涯学習の推進

男女共同参画の意識を広く浸透させるために、男女共同参画に関する学習機会を充実します。

さらに、女性があらゆる分野に参画する力をつけるために、生涯にわたる様々な学習機会の充実を図ります。

推進項目

- ① 男女共同参画に関する学習機会の充実（県民生活部、教育局、関係部局）
ア 男女共同参画推進センター（With You さいたま）などにおけるライフステージに応じた研修や講座の開催
イ IT（情報技術）活用能力の養成機会の提供
- ② 人材の育成（県民生活部、教育局、関係部局）
ア 地域リーダーの育成と活用
イ 男女共同参画推進センター（With You さいたま）などの学習・研修事業による人材育成を通じた地域での男女共同参画の活動促進
- ③ 女性のキャリア形成支援（県民生活部、産業労働部、教育局、関係部局）
ア 男女共同参画推進センター（With You さいたま）などにおける女性のキャリア形成支援
イ 生涯学習ステーション*による人材登録制度の紹介や学習情報の提供

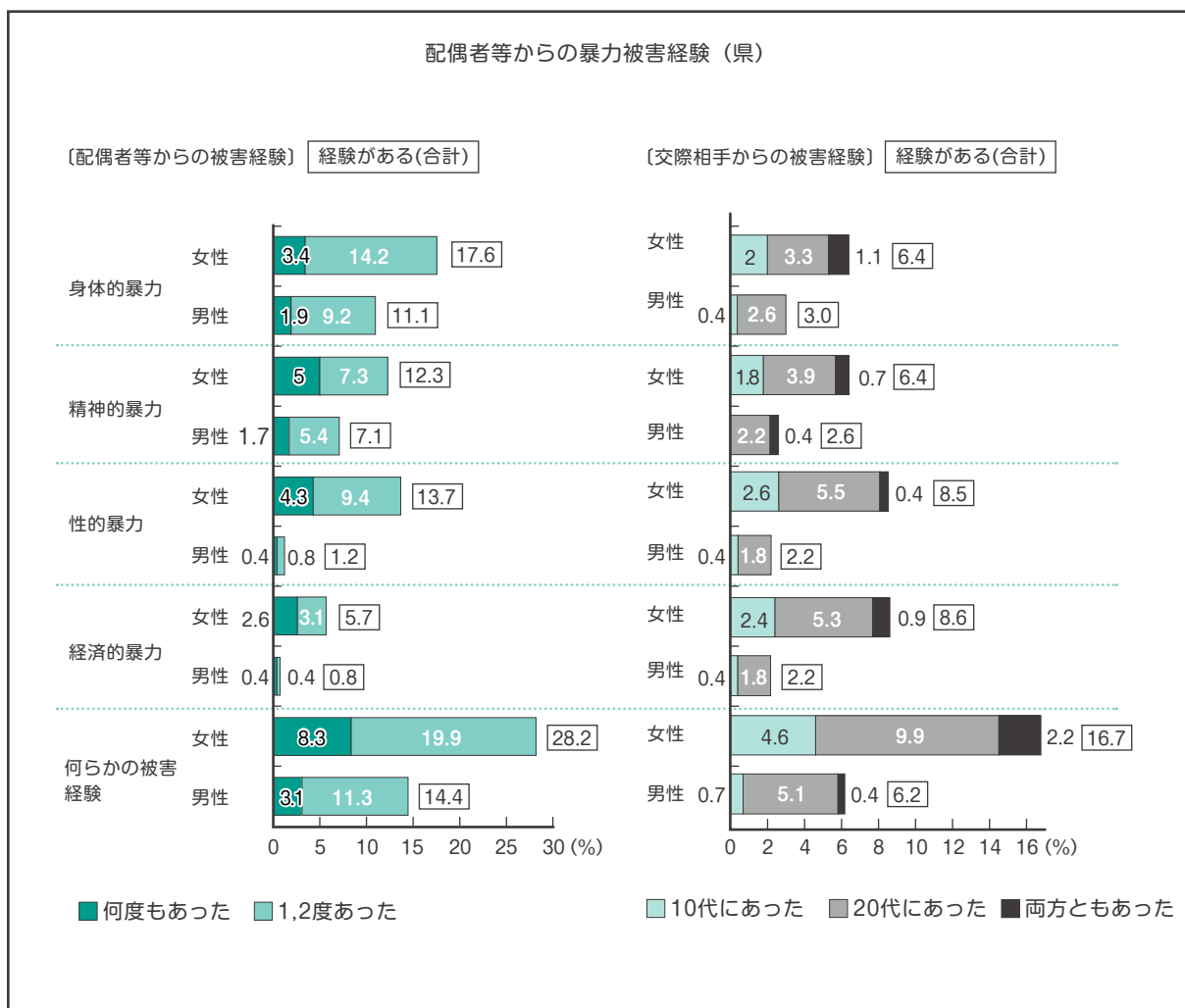


施策の柱 10 女性に対する暴力の防止と被害者支援

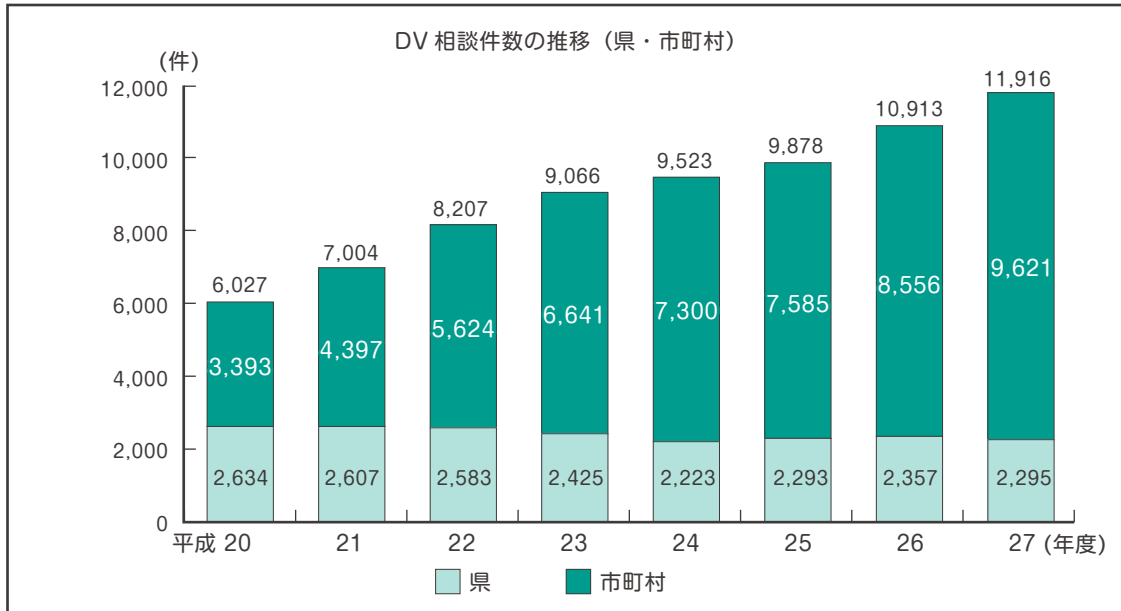
女性に対する暴力は、人権を侵害し、男女共同参画の推進を阻害する重大な社会的・構造的問題であるにもかかわらず、潜在化しやすく、社会の理解も不十分で個人的問題や家庭内の問題として容認されてきました。そこで、女性に対する暴力は人権問題であり、性別による固定的な役割分担、経済力の格差、上下関係など今日の社会において男女が置かれている状況などに根ざした構造的問題であるとの認識を広く浸透させ、女性に対する暴力を許さない社会意識を醸成する必要があります。

また、女性に対する暴力の潜在化を防止し、安心して被害を訴えることができる環境づくりをはじめ、女性の人権の尊重の視点に立って、幅広い取組を進める必要があります。

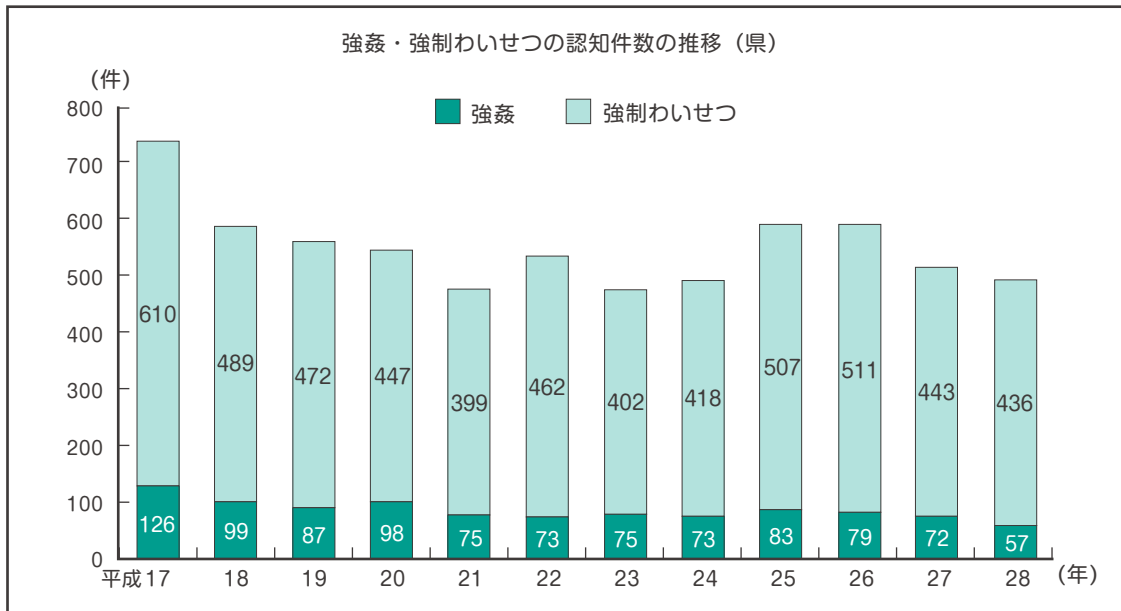
あわせて、子供に対する性犯罪や人権侵害が多発している現状から、子供の権利への配慮が求められています。



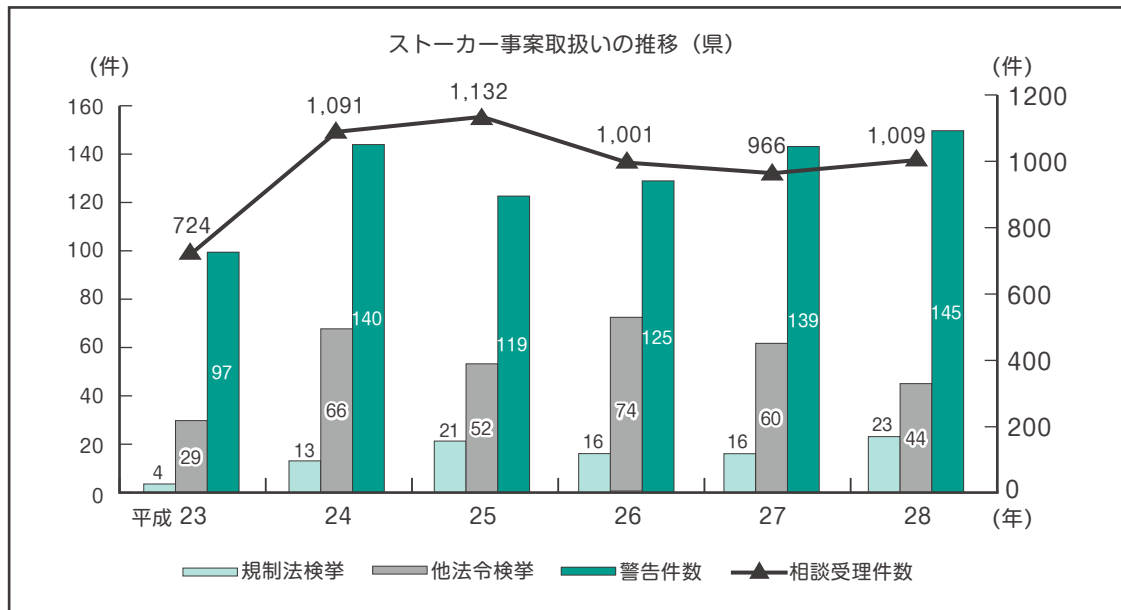
資料：県男女共同参画課「平成27年度男女共同参画に関する意識・実態調査」



資料：県男女共同参画課調べ



資料：警察のあゆみ



資料：警察のあゆみ

施策の基本的な方向

(1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

女性に対する暴力は犯罪であり、決して許されないものであるとの認識を広く社会に徹底するために意識啓発を行います。

また、被害者が相談しやすい環境を整備するとともに、配偶者暴力相談支援センター*、警察、一時保護施設、福祉事務所、男女共同参画推進施設など関係機関と連携し、女性に対する暴力に対処するための体制整備を進めます。

さらに、女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくりを進めていきます。

あわせて、子供に対する性犯罪や人権侵害が多発している現状から、子供の権利への配慮が求められています。

推進項目

- ① 女性に対する暴力根絶のための意識啓発
(総務部、県民生活部、教育局、警察本部、関係部局)
 - ア 学校教育における暴力行為の防止に向けた指導
 - イ フォーラム、防犯講習、地域や企業などにおける研修会の開催
 - ウ リーフレットや各種広報媒体、メディアを活用した意識啓発
- ② 相談しやすい体制の整備 (県民生活部、福祉部、警察本部、関係部局)
 - ア 関係相談窓口への女性の配置など相談体制、カウンセリングの充実
 - イ 研修、人材の確保
 - ウ 地域の理解の促進
- ③ 関係機関の連携 (県民生活部、福祉部、警察本部、関係部局)
 - ア 関係機関連携会議や合同研修会の開催
- ④ 被害者などへの支援や情報提供 (県民生活部、福祉部、警察本部、関係部局)
 - ア 被害者に対する相談や支援に関する情報提供の実施
 - イ 子供の家庭内暴力などからの立ち直り支援を通じた被害者と子供の支援
 - ウ 民間被害者援助団体と連携した被害者ケア
 - エ 適切な自衛・対応策の教示
 - オ 医療、司法など専門機関との連携・協力
 - カ 男女共同参画苦情処理制度の活用 (再掲)
- ⑤ 暴力の発生を防ぐ環境づくり (総務部、県民生活部、教育局、警察本部)
 - ア パトロール、防犯ビデオ・防犯機器の貸出し、講習会の開催、防犯指導などの防犯対策の強化
 - イ 犯罪情報や防犯情報の発信

- ウ わいせつな雑誌、コンピュータソフト、インターネット上の情報などの業者による自主規制の促進
- エ 人権の尊重と暴力の防止に向けた学校教育の推進

- ⑥ 女性に対する暴力に関する調査研究（県民生活部）
 - ア 被害実態の把握及び加害者の研究
- ⑦ 子供の権利を救済するための機関の活動の推進（福祉部）

施策の基本的な方向

（２）配偶者などからの暴力の防止及び被害者の保護・支援の推進

配偶者などからの暴力（いわゆるDV）が重大な社会的・構造的問題であるとの認識について意識啓発を行います。

また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律*の周知を図るとともに、配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（以下「DV防止基本計画」という。）に基づき、相談から、保護、自立支援に至るまでの総合的な対策を図ります。

なお、家庭内で暴力がふるわれている場合、子供に対して大きな影響があるため、子供への配慮も必要です。

推進項目

- ① 暴力事件に対する検挙及び措置（警察本部）
- ② 配偶者暴力相談支援センター・警察・一時保護施設・福祉事務所・男女共同参画推進施設などの取組の推進及び関係機関の連携
（県民生活部、福祉部、教育局、警察本部、関係部局）
 - ア 市町村によるDV防止基本計画の策定への支援
 - イ DV対策関係機関連携会議*や合同研修会の開催
- ③ 相談体制の充実（県民生活部、福祉部、警察本部、関係部局）
 - ア 配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所、けいさつ総合相談センター*、犯罪被害者相談センター*などにおける相談による対応
 - イ 特別な配慮を必要とする人への対応
 - ウ 相談担当職員の資質向上及び二次的被害*の防止のための研修の実施
 - エ 市町村の相談事業の充実支援及び相互連携
- ④ 一時保護の充実（県民生活部、福祉部、警察本部、関係部局）
 - ア 適切かつ効果的な一時保護の実施

イ 一時保護施設の人員体制の充実、県域を越えた保護施設の広域利用の促進、一時保護委託の拡充

ウ 民間シェルター*への支援・育成

⑤ 被害者とその子供の自立支援

(県民生活部、福祉部、産業労働部、都市整備部、教育局、関係部局)

ア 県営住宅の一時的な居住先としての提供

イ 就職セミナーなどの開催、職業相談、求人情報の提供

ウ 専門機関の支援による継続的な心のケアの実施体制の検討

エ 児童福祉施設における子供と親の心のケア対策

オ 生活保護の適用による自立支援

カ 子供の円滑な就学のための情報提供及び市町村教育委員会への支援

⑥ DV防止に係る広報・意識啓発(県民生活部、教育局、警察本部、関係部局)

ア DV防止フォーラムやセミナー・防犯講習などの開催

イ 広報紙やホームページなどを活用した広報・啓発活動の実施

ウ 交際相手からの暴力(デートDV)防止啓発の推進

⑦ 加害者への対応(警察本部、関係部局)

●びーらぶプログラム●

DV被害を受けた女性とその子どもが
同時並行で学べる
心理教育プログラム「びーらぶ」

同じような経験をした
女性・子どもと **一緒に**
プログラムに参加
します

母親のプログラムでは
グループでの話し合いや
ワークの体験から
自己肯定感を高めます

安心・安全な場で
暴力的でない
関係の作り方を
学んでいきます

子どもの
プログラムでは
自由遊びや **おやつ**
の時間もあります!

母親と子どもは
それぞれ
同じテーマの
プログラムを
うけます

埼玉県では、DV被害を受けた母子の心のケアにおいて効果が認められている心理教育プログラム「びーらぶ」を実施しています。

このプログラムでは、暴力についての情報提供を受けたり、その対処スキル等を学んだりすることができます。

なお、県では全県下でのプログラム実施に向けて、認定インストラクターを養成しました。

※「びーらぶ」は、暴力を受けた子供たちや女性たちに「あなたたちは、社会から愛されている大切な存在」というメッセージを届けたいと願ってつけられたものです。

施策の基本的な方向

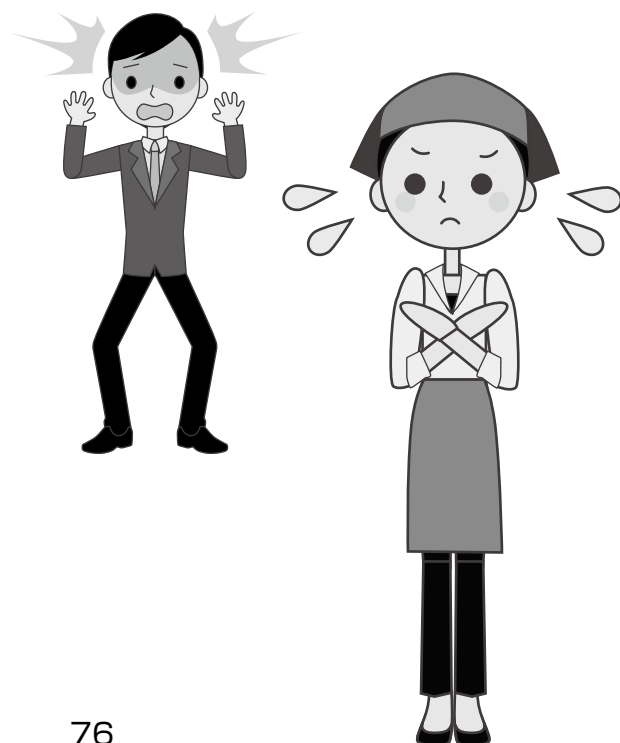
(3) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

セクシュアル・ハラスメントは、個人としての尊厳を不当に傷つけ、能力発揮を妨げるものであり、社会的に許されない行為であるとの認識を浸透させるため、意識改革を進めます。

また、雇用の場をはじめ、あらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメント防止に向けた取組を進めます。

推進項目

- ① 企業など雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
(総務部、県民生活部、産業労働部、教育局、警察本部)
 - ア 男女雇用機会均等法の普及と労働相談の実施
 - イ セクシュアル・ハラスメント防止推進員などの配置による県庁内の相談体制の整備
- ② 教育の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進 (総務部、教育局)
 - ア 教職員などに対する意識啓発及び研修の充実
 - イ 相談体制の充実
- ③ その他の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の促進
(県民生活部、福祉部、関係部局)
 - ア 地域社会、医療・社会福祉施設などにおける相談体制の充実
- ④ 男女共同参画苦情処理制度の活用 (県民生活部) (再掲)



施策の基本的な方向

(4) 性犯罪への対策の推進

性犯罪の被害者は、暴力により身体的・精神的に大きな被害を受けるとともに、第三者の心ない言動によっても精神的に大きな傷を負います。

そのため、加害者の責任を厳正に追及していくとともに、被害者が安心して被害を届け出られる環境づくりやその精神的ケアを進めます。

推進項目

- ① 性犯罪への厳正な対処（警察本部）
 - ア 性犯罪等の前兆となる不審者からの声かけ事案等に対する行為者の特定、検挙、指導・警告措置など先制・予防的活動の強化
- ② 性犯罪の防止に向けた意識啓発（県民生活部、福祉部、教育局、警察本部）
 - ア 官学民による女性の安全・安心を守るためのネットワークの形成
 - イ 企業や大学等との連携による女性社員や女子学生向け防犯講話等の実施
 - ウ 女性を狙った犯罪発生情報等の発信
- ③ 安心して被害を届け出られる環境づくり（警察本部）
 - ア 女性警察官による性犯罪捜査協力の推進
 - イ 被害者の負担軽減及び二次的被害の防止
- ④ 相談体制の充実（県民生活部、警察本部）
 - ア 彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センター*（性暴力等犯罪被害専用相談電話アイリスホットライン）における相談による対応
- ⑤ 被害者などへの支援や情報提供（県民生活部、警察本部）
 - ア 産婦人科医療機関と連携した被害者ケア
 - イ 捜査状況及び加害者の処分状況などの連絡
 - ウ 公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センター*による被害者支援

●アイリスホットライン（性暴力等犯罪被害専用相談電話）●

性犯罪・性暴力被害者に、被害直後からの総合的な支援（産婦人科医療、相談・カウンセリング等の心理的支援、捜査関連の支援、法的支援等）を可能な限り一か所で提供することにより、被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図るとともに、警察への届出の促進・被害の潜在化防止を目的としています。

埼玉県では、「相談センターを中心した連携型」として、支援を実施しています。県（県民生活部防犯・交通安全課）、警察（警務部警務課被害者支援室）、民間（公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センター）でワンストップ相談窓口を組織しています。

電話相談・来所面接相談（要予約）

性犯罪の被害に遭われた方や、
そのご家族の相談に応じます。

直接的なサポートと情報提供

必要に応じたサポート（警察・病院・関係機関
への付き添いなど）や情報の提供をしています。

TEL 048-839-8341

月～金（年末年始及び祝日除く）午前8時30分から午後5時まで

施策の基本的な方向

(5) 売買春への対策の推進

女性の尊厳を傷つけ女性の人権を侵害する売買春は、決して許されるものではありません。売買春の根絶に向けて関係法令を厳正に運用するとともに、広く「買春は恥ずべき行為」との意識啓発を行います。

さらに、売春防止法に基づき要保護女子の早期発見と保護・社会復帰支援を行います。特に児童買春やその被害児童について対策を講じます。

推進項目

- ① 売買春及び児童買春の根絶に向けた取締りの強化（警察本部）
- ② 女性と子供の人権の尊重についての意識啓発（県民生活部、福祉部、教育局、警察本部）
- ③ 売買春からの女性の保護・支援（県民生活部、福祉部）
- ④ 相談体制の充実（県民生活部、福祉部）

施策の基本的な方向

(6) 人身取引対策の推進

人身取引*は、重大な人権侵害です。被害者の大半は女性や子供で、人権擁護の観点からも迅速かつ的確な対応が求められています。

人身取引の防止と被害者の保護のため、関係法令を厳正に運用するとともに、女性の人権を尊重する意識啓発、加害者の取締り、被害者保護などの対策を推進します。

推進項目

- ① 関係法令の適切な運用（県民生活部、警察本部）
- ② 適切な相談対応（県民生活部、警察本部）
- ③ 被害者の保護・支援（県民生活部、警察本部）
- ④ 外国人被害者への支援（県民生活部、警察本部）
 - ア 多言語リーフレットの配付
 - イ 国籍国の大使館、入国管理局との連絡調整

施策の基本的な方向

(7) ストーカー行為などへの対策の推進

ストーカー行為等の規制等に関する法律*（以下「ストーカー規制法」という。）などを適切に運用することによって、被害者が早期に相談できるよう必要な措置を講じます。関係機関が被害者の立場に立った迅速かつ適切な対応・支援に努めるとともに、ストーカー規制法などに係る広報を行います。

推進項目

- ① ストーカー行為などへの厳正な対処（警察本部）
- ② 相談体制の充実（警察本部）
- ③ 被害者の保護・支援、情報提供及び防犯対策（県民生活部、警察本部）
- ④ ストーカー規制法及び埼玉県迷惑行為防止条例*の普及啓発（警察本部）

施策の基本的な方向

(8) 児童虐待、とりわけ性的虐待における児童に対する対策の推進

児童買春や児童ポルノは、発達過程にある児童の心身に有害な影響を与えます。年齢に不相応な過度な性的刺激は性暴力であり、適切な取組が必要です。

また、児童虐待は、重篤な場合には生命の危機に至るほか、人間関係の基礎となる養育者との愛情関係を損ない、心身の発達の遅れや精神的不安定をもたらすなど、子供の健全な育成を阻害する深刻なものであり、虐待の防止や対応に当たって様々な関係機関の機能及び連携を強化する必要があります。

推進項目

- ① 児童買春・児童ポルノ禁止法に基づく取締りの強化（警察本部）
- ② 児童虐待防止対策の総合的な推進（福祉部）
- ③ 出会い系サイトなどの児童の利用禁止に関する児童や保護者に対する啓発
（県民生活部、教育局、警察本部）

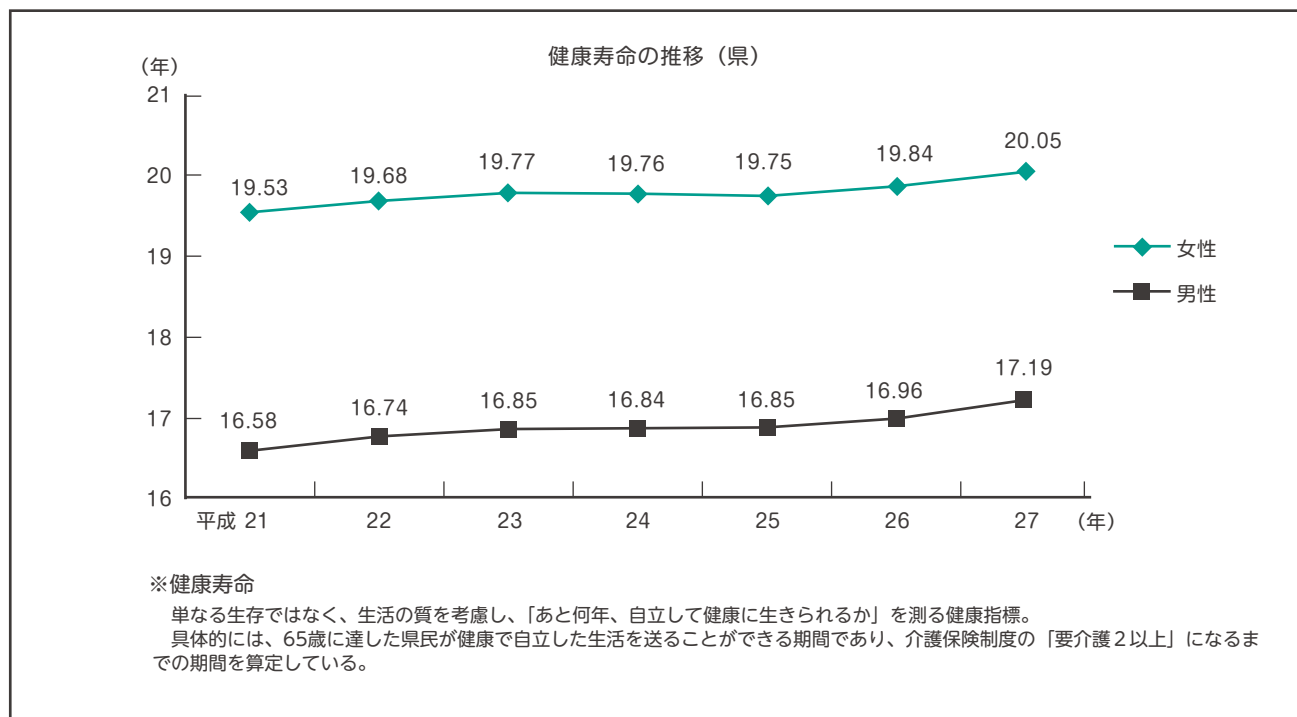
基本目標Ⅷ 男女の異なる健康上の問題を踏まえ、生涯にわたる健康づくりを支援する

施策の柱 11 生涯を通じた女性の健康支援

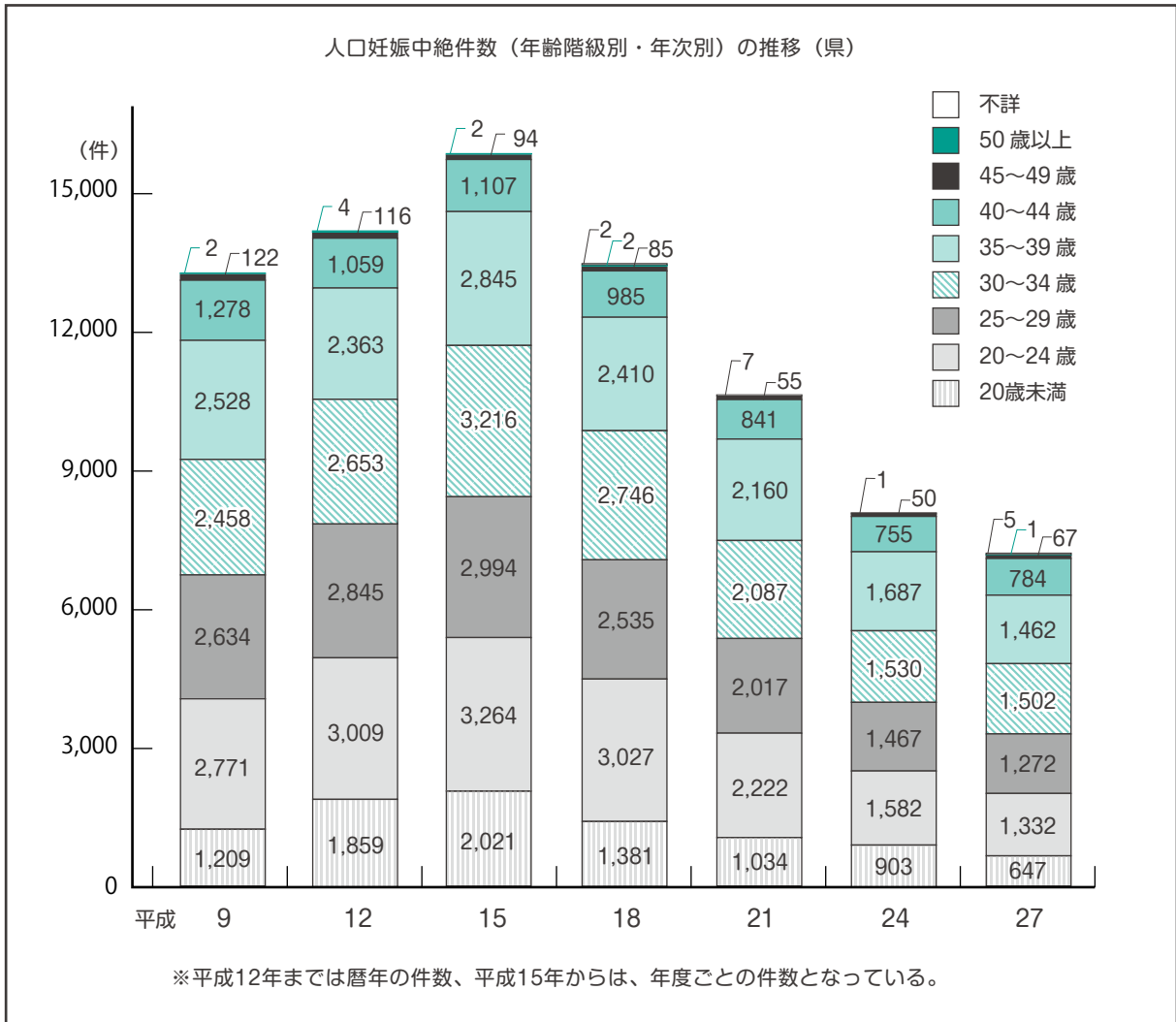
女性も男性も、いつ、何人の子供を産むか、産まないかなどについての自由を有し、そのために必要な健康についてのサービスや情報を受けることを生涯にわたり権利として尊重されることは、男女共同参画の大きな前提です。

とりわけ、女性は妊娠や出産をする可能性があることから、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面します。さらに、社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）による男女の支配・従属関係など、現在男女が置かれている状況が背景となって、男性主導の避妊や性行動を生み出し、結果として望まない妊娠や性感染症*などによって女性の健康と権利がおびやかされています。

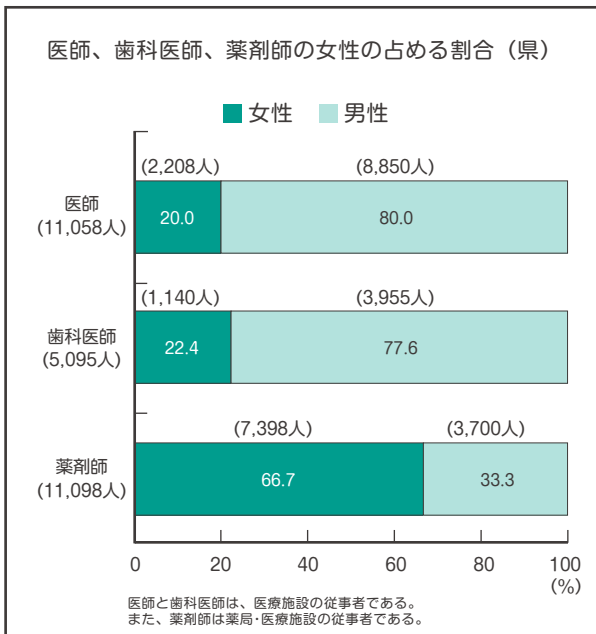
そのため、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利についての考え方の定着に努めるとともに、生涯を通じた男女の健康を支援するための総合的な対策の推進を図ることが必要です。



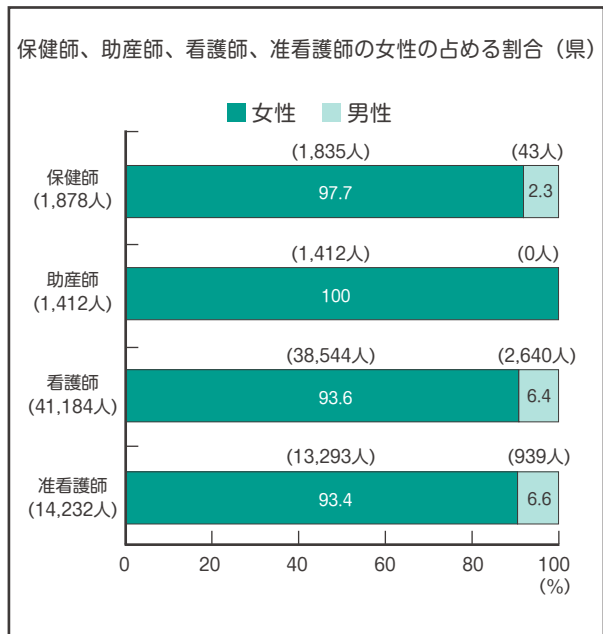
資料：県衛生研究所調べ



資料：埼玉県保健統計年報



資料：厚生労働省「平成26年医師・歯科医師・薬剤師調査」



資料：県医療人材課調べ（平成26年12月31日）

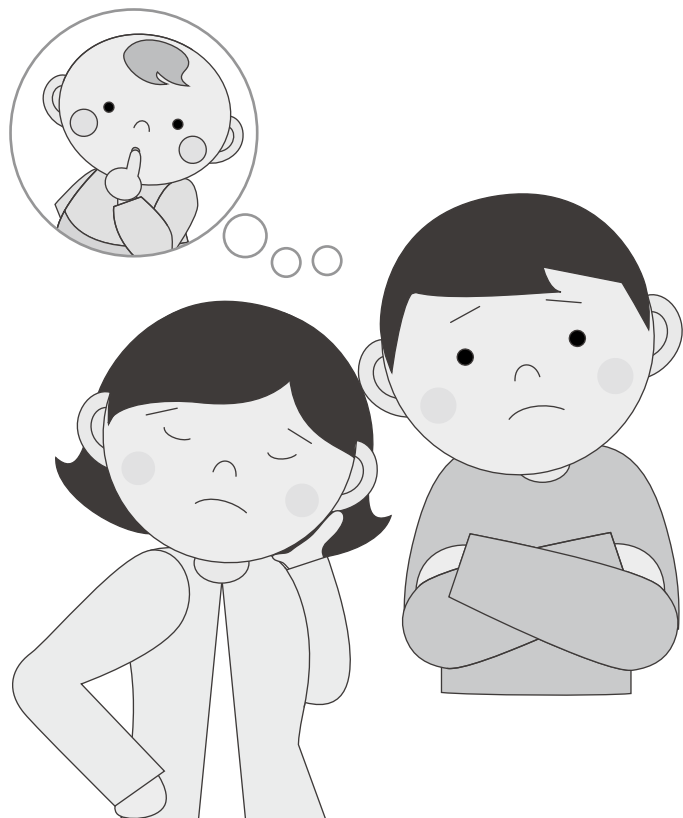
施策の基本的な方向

(1) 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利についての考え方の定着

生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利についての考え方を広く社会に浸透・定着させ、この考え方に基づいた取組の促進を図ります。

推進項目

- ① 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利についての啓発・相談体制の実施
(県民生活部、保健医療部)
- ② 新たな生殖技術に対応した、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重の視点に立った情報提供（保健医療部、関係部局）
 - ア 不妊に悩む夫婦などに対する相談の実施
- ③ 教育・学習機会の充実（保健医療部、教育局）
 - ア 地域における健康教育の実施
 - イ 児童生徒の発達段階に応じた適切な性に関する指導の推進（再掲）
 - ウ 効果的な性に関する指導について、指導者研修会を実施
 - エ 医療保健従事者への研修の実施



施策の基本的な方向

(2) 生涯を通じた女性の健康保持対策の推進、出産・妊娠等に対する健康支援

男女がその健康状態に応じて的確に自己管理を行うことができるようにするための健康教育、相談体制を確立するとともに、女性については、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期など各ライフステージに応じた総合的な健康保持対策を推進します。

特に、妊娠中及び出産後も継続して働く女性が増えていることから、働く女性の母性保護と健康管理について留意します。

推進項目

- ① 生涯を通じた健康保持・増進のための事業などの充実（県民生活部、保健医療部）
 - ア ライフステージに対応した健康診査、女性特有の心身の健康に関する相談、健康づくりの実施
 - イ 市町村の指導者養成講座の開催など、地域における主体的な健康づくりへの支援
- ② 思春期における保健対策の推進（県民生活部、保健医療部、教育局）
 - ア 児童生徒の発達段階に応じた適切な性に関する指導の推進（再掲）
 - イ 妊娠・出産に関する正しい知識（避妊や不妊、性感染症など）の普及啓発（中学生・高校生等に向けた教育を含む。）県議会による修正（一部）
 - ウ 喫煙防止、飲酒防止、薬物乱用防止の啓発活動・教育の推進
 - エ 食に関する指導を通じた心身ともに健康な児童生徒の育成
- ③ 妊娠・出産期における女性の健康支援（保健医療部）
 - ア 月経障害、不妊への対応
 - イ 高齢出産や妊娠中に働く女性への対策
 - ウ 妊婦や乳幼児の健康についての情報提供の実施
 - エ 母子の生命や身体への影響の大きい周産期の医療体制の整備
- ④ 成人期、高齢期における健康づくりの推進（保健医療部）
 - ア 健康長寿埼玉プロジェクト*など健康づくりの取組支援
 - イ 生活習慣病（子宮がんや乳がんなどの悪性新生物、心疾患、脳血管疾患）、骨粗しょう症などへの対策
 - ウ 更年期障害への対応
- ⑤ 生涯を通じた男女の健康に関する調査・研究（保健医療部）

施策の基本的な方向

(3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進

性感染症は、男女の健康に甚大な影響をもたらすものであることから、正しい知識の普及啓発をはじめ総合的な対策を行います。

また、喫煙、飲酒による胎児や生殖機能への影響について情報提供を行います。

薬物乱用は、本人の身体及び精神の健康をむしばむだけでなく、家庭崩壊や犯罪の原因になるなど安全な社会の基盤を揺るがしかねない行為であるため、薬物対策を行います。

学校教育においては、性に関する問題行動や薬物乱用の防止など、学校保健に関する現代的課題に対応する教育を推進します。

推進項目

- ① 性感染症対策の推進（保健医療部）
- ② 児童生徒の発達の段階に応じた適切な性に関する指導の推進（教育局）(再掲)
- ③ 薬物乱用対策の推進（県民生活部、福祉部、保健医療部、教育局、警察本部）
- ④ 喫煙・飲酒による胎児や生殖機能への影響に関する情報提供（保健医療部）

施策の基本的な方向

(4) 医療分野における女性の参画促進

医療従事者については、既に女性の割合が高い業種もあり、ワークライフバランスの確保、就業継続・再就業支援を進めるとともに、生涯にわたる女性の健康づくりを支援するためにも、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を働きかけます。

特に、看護師の職場環境の改善に取り組む医療機関などを支援し、離職の防止や職場への定着を進めるとともに、復職を支援します。

推進項目

- ① 医療機関や医療関係団体等における意思決定過程の場への女性の登用促進（保健医療部）
- ② 女性医師に対する就業支援策の推進（保健医療部）
- ③ 医師等に対するキャリア形成の支援（保健医療部）
- ④ 看護師の定着・就業の支援（保健医療部）
- ⑤ 離職した看護師の復職支援（保健医療部）

施策の基本的な方向

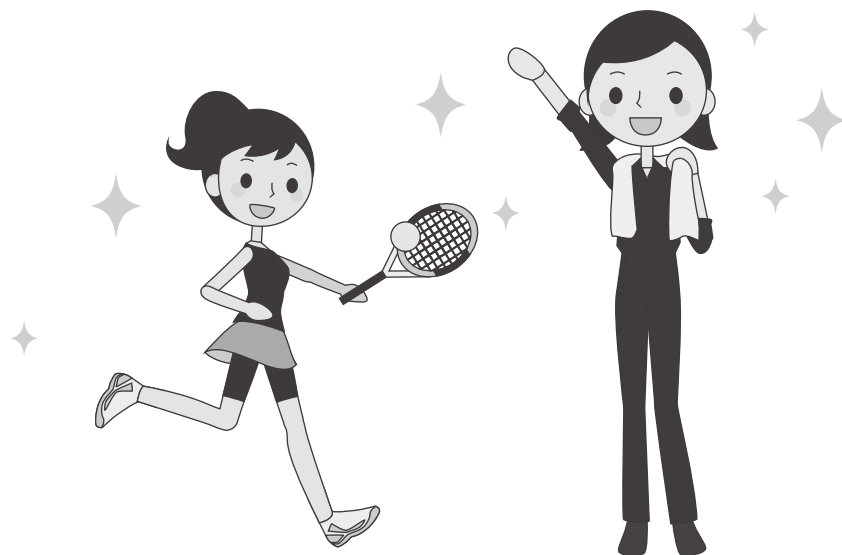
(5) 女性のスポーツ活動支援

女性の生涯を見通した健康な体づくりには、運動習慣の問題が関連します。そのため、スポーツ参加を促進するための環境整備を行います。

また、男女の健康状況や運動習慣が異なることから、女性アスリート特有の課題に対応した競技環境を整備する必要があります。

推進項目

- ① 一人一人のライフステージに応じたスポーツ活動の推進（県民生活部）
- ② 多様なスポーツの推進（県民生活部）
- ③ 手軽にスポーツが始められる環境づくり（県民生活部）
- ④ ジュニア期からの選手育成を基盤とする競技力向上の体制づくり（県民生活部）
- ⑤ スポーツ科学による女性アスリート支援（県民生活部）
- ⑥ 女性アスリートに対するセクシュアル・ハラスメントの防止（県民生活部）
- ⑦ 女性スポーツ指導者の育成（県民生活部）
- ⑧ 運動部活動における女子生徒への適切な支援（教育局）



●東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会●

埼玉県内開催競技・会場

①バスケットボール

(オリンピック)
さいたまスーパーアリーナ
【さいたま市】

②サッカー

(オリンピック)
埼玉スタジアム2002
【さいたま市】

③ゴルフ

(オリンピック)
霞ヶ関カンツリー倶楽部
【川崎市】

④射撃

(オリンピック・パラリンピック)
陸上自衛隊朝霞訓練場
【朝霞市・和光市・新座市】



●ラグビーワールドカップ2019™●

開催期間

平成31(2019)年9月20日(金)～11月2日(土)

試合会場

熊谷ラグビー場など日本全国12会場

参加チーム数

20チーム

試合形式

- ①予選プール 5チーム × 4プール (プール内総当たり戦) : 計40試合
 - ②決勝トーナメント 準々決勝、準決勝、3位決定戦、決勝 : 計8試合
- 総計48試合



TM © Rugby World Cup Limited 2015

経済・社会環境の変化や県の特性を踏まえながら、社会のあらゆる分野において男女共同参画を推進していくために、県、市町村、県民、事業者及び民間団体が、それぞれの立場から主体的に取り組んでいくとともに、互いに連携・協力しながら、取組を展開していくことが必要です。

1

総合的な推進体制

(1) 庁内推進体制による全庁的な推進

幅広い分野にわたる男女共同参画の推進に向けて、関係各課が有機的に連携しながら、総合的かつ計画的に施策を推進することができるよう、企画・調整や進行管理を行う男女共同参画推進会議とその実務を担当する幹事会などの機能的な運営に努めます。また、各課に男女共同参画推進員を設置し、職員への研修などを積極的に行います。

(2) 男女共同参画審議会の意見の反映

知事の諮問に応じ、男女共同参画審議会が男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策や重要事項について調査・審議した結果や、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況についての同審議会の意見を、積極的に施策へ反映させていきます。

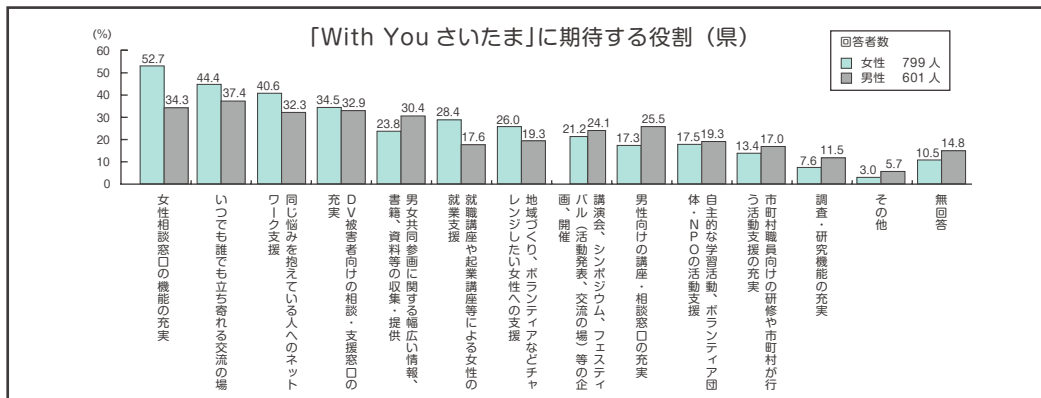
(3) 男女共同参画苦情処理制度の定着と充実

苦情を適切かつ迅速に処理するため、関係機関とより一層の連携を図るとともに、広く県民が利用できるよう制度の周知徹底を図ります。

2

男女共同参画推進センター（With You さいたま）による男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現に向けた総合的な拠点施設として、情報収集・提供、相談、学習・研修、自主活動・交流支援、調査・研究の各事業を行うことにより県の施策を実施し、県民及び市町村による男女共同参画の取組を支援します。

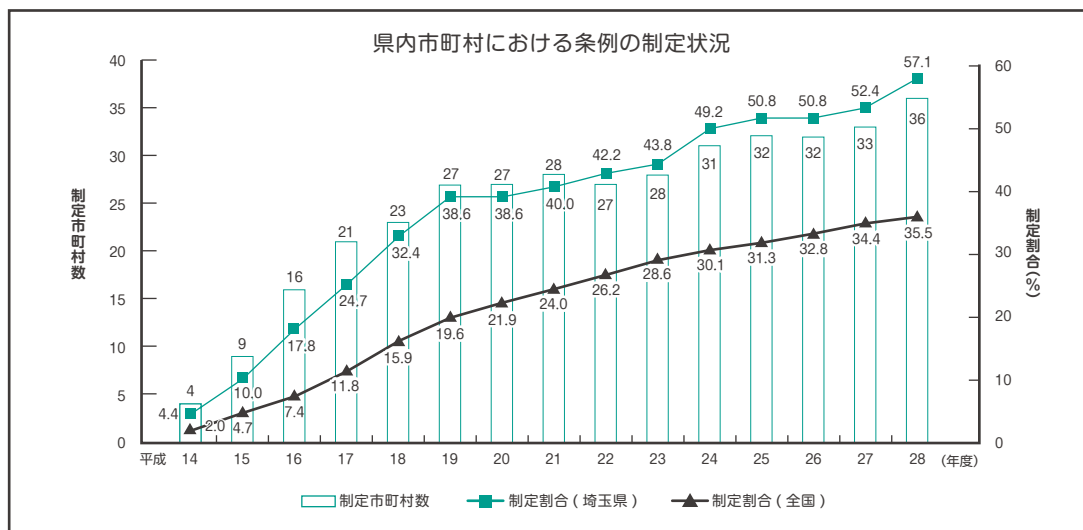


資料：県男女共同参画課「平成27年度男女共同参画に関する意識・実態調査」

3 市町村の推進体制の整備への支援と市町村との連携

県民に身近な市町村において、男女共同参画を推進するための専門担当課（係）の設置、条例や基本計画の策定をはじめ、職員研修や住民への意識啓発などの取組が効果的に行われるよう市町村の推進体制の整備を支援します。

また、市町村との連携を強化しながら共に取組を進めます。



資料：県男女共同参画課調べ

4 国・県民・事業者・民間団体との連携

県が主催する啓発事業への参加を働きかけるとともに、県民や事業者などにおける自主的な取組を促進するため、啓発、研修資料の作成・提供、自主的な研修などへの講師派遣、情報提供などの支援を行っていきます。

県議会による修正（一部）

さらに、民間団体への活動支援やネットワークの充実、国との連携を図ります。

5 計画推進の基盤となる調査研究の実施と計画の進行管理

県の特性を踏まえながら施策を展開していくために、現状や意識に関する調査や計画の進行管理を行います。

(1) 調査研究・情報収集と提供

男女共同参画の推進に関する国際社会の動向や国内外の取組について情報収集し、基本的な課題について調査研究を行います。

また、県の特性を踏まえながら施策を展開していくために、本県における男女共同参画をめぐる現状や意識に関する調査を行います。

さらに、こうした調査研究の成果や収集した情報について提供・発信していきます。

(2) 計画の進行管理

毎年度、数値目標の達成状況の把握や施策の男女共同参画配慮度評価などを行うほか、男女共同参画の推進状況、施策の実施状況を公表します。

参考資料

- 1 計画策定の経緯
- 2 計画の推進体制図
- 3 男女共同参画をめぐる動き
- 4 関係法令
 - 男女共同参画社会基本法
 - 埼玉県男女共同参画推進条例
 - 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
 - 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
 - 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約
- 5 用語の解説

1 計画策定の経緯

(1) 埼玉県男女共同参画審議会

- H28. 3. 29 第44回審議会
知事から「男女共同参画の推進に関する基本的な計画」の策定について諮問
- H28. 7. 21 第45回審議会
- H28. 9. 6 第46回審議会
- H28. 11. 16 第47回審議会
- H28. 12. 1 知事へ答申
「男女共同参画の推進に関する基本的な計画」について

(2) 埼玉県男女共同参画推進会議

- H28. 7. 1 幹事会「男女共同参画の推進に関する基本的な計画の策定について」

(3) 県民意見の募集

- H28. 10. 1～H28. 10. 31 県民コメント実施（意見数177件）
- H28. 10. 17 市町村説明会実施
- H28. 10. 17 広聴集会実施

(4) 県議会における審議

- H28. 12. 16 「埼玉県男女共同参画基本計画」の行政課題報告
- H29. 2. 20 「埼玉県男女共同参画基本計画」の議案提出
- H29. 3. 27 第36号議案「埼玉県男女共同参画基本計画の策定について」に対する修正可決

頁	原 案	修 正 案	修 正 理 由
25	女性の活躍が広がる一方で固定的な性別役割分担意識は十分解消されておらず、仕事と家庭の両立が難しいことを理由に、多くの女性が出産や子育てを機に離職しています。	女性の活躍が広がる一方で、仕事と家庭の両立が難しいことを理由に、多くの女性が出産や子育てを機に離職しています。	5か年計画の修正に伴う修正
56	性別による固定的な役割分担意識、また、それに基づく社会における制度や慣行は依然として根深く残っています。女性も男性も性別にかかわらず、あらゆる分野において個性や能力を発揮して自由に活躍できるよう、社会における制度や慣行の見直し、意識の改革を行う必要があります。	女性も男性も性別にかかわらず、あらゆる分野において個性や能力を発揮して自由に活躍できるよう、社会における制度や慣行の見直し、意識の改革を行う必要があります。	5か年計画の修正に伴う修正
83	イ 妊娠・出産に関する正しい知識（避妊や不妊、性感染症など）の普及啓発	イ 妊娠・出産に関する正しい知識（避妊や不妊、性感染症など）の普及啓発（中学生・高校生等に向けた教育を含む。）	5か年計画の修正に伴う修正
88	性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく慣行は、日常生活や事業活動の中に根深く残っています。このため、県が主催する啓発事業への参加を働きかけるとともに、県民や事業者などにおける自主的な取組を促進するため、啓発、研修資料の作成・提供、自主的な研修などへの講師派遣、情報提供などの支援を行います。	県が主催する啓発事業への参加を働きかけるとともに、県民や事業者などにおける自主的な取組を促進するため、啓発、研修資料の作成・提供、自主的な研修などへの講師派遣、情報提供などの支援を行います。	5か年計画の修正に伴う修正

(5) 埼玉県男女共同参画審議会委員名簿

【第8期】

(任期 平成26年7月1日～平成28年6月30日)

氏名	所属・役職等
相川 一彥	弁護士
井上 尚子	連合埼玉
岩見真里子	公募
大澤タキ江	長瀬町長
岡村 清子	東京女子大学現代教養学部教授
小笠原順子	NPO法人志木子育てネットワークひろがる輪代表理事
川眞田嘉壽子	立正大学法学部教授
絹谷よし子 →布川 裕子*	埼玉労働局雇用均等室長 * H27.4.1～
駒形 生子	公募
櫻田今日子	独立行政法人国立女性教育会館 事業課長
杉山 節子	公募
高梨 肇	(株)埼玉新聞社 取締役経営企画室長・総務経理局長
増井千恵子	(有)ますいいリビングカンパニー代表取締役、サイタマ・レディース経営者クラブ会長
町田 恭子	(一社)埼玉県経営者協会 総務課主事
松本 武洋	和光市長
山崎 哲哉	武蔵大学学長
吉岡 秀樹	埼玉県立蕨高等学校校長

(50音順、敬称略、所属・役職等は就任当時のもの)

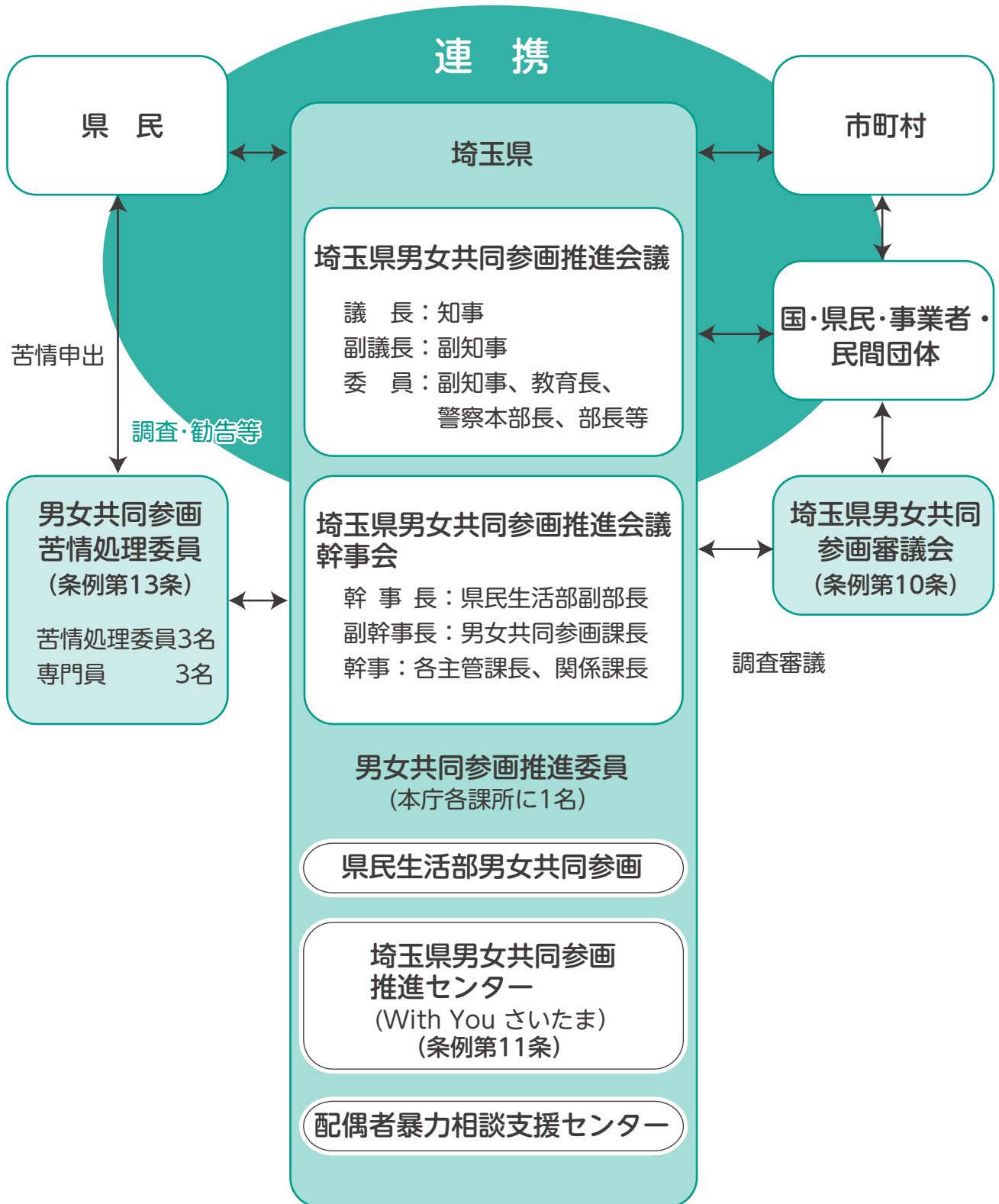
【第9期】

(任期 平成28年7月1日～平成30年6月30日)

氏名	所属・役職等
相川 一糸	弁護士
井上 尚子	連合埼玉
大澤タキ江	長瀬町長
岡村 清子	東京女子大学現代教養学部教授
小笠原順子	NPO法人志木子育てネットワークひろがる輪代表理事
小室 銘子	公募
櫻田今日子	独立行政法人国立女性教育会館 事業課長
瀬地山 角	東京大学大学院総合文化研究科教授
高梨 肇	(株)埼玉新聞社 取締役
高橋 努	越谷市長
武正 章	埼玉県立不動岡高等学校校長
布川 裕子	埼玉労働局雇用環境・均等室長
増井千恵子	(有)ますいいリビングカンパニー代表取締役、サイタマ・レディース経営者クラブ会長
町田 恭子	(一社)埼玉県経営者協会 事業課長
森 俊明	公募
湯澤 直美	立教大学コミュニティ福祉学部教授
横山由紀子	公募

(50音順、敬称略、所属・役職等は就任当時のもの)

② 計画の推進体制図



3 男女共同参画をめぐる動き

(1) 世界の動き

① 国際婦人年 ～世界的な行動の開始～

国際連合は、昭和20(1945)年に「国連憲章」を、昭和23(1948)年には「世界人権宣言」を採択し、性に基づく差別の禁止を重要な目標の一つに掲げ、男女平等の達成に向け取り組んできました。

さらに、性差別撤廃に向けて世界規模の行動をもって取り組むために、昭和50(1975)年を「国際婦人年」とすることが国連総会において決議されました。同年にはメキシコシティにおいて「国際婦人年世界会議」が開催され、「平等・開発・平和」を目標に「世界行動計画」が採択され、昭和51(1976)年から昭和60(1985)年までの10年間を「国連婦人の十年」とし、目標達成に向けて世界的な行動が始まりました。

② 女子差別撤廃条約と第1ILO第156号条約 ～締結には国内法等の整備が必要に～

昭和54(1979)年には、国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が採択されました。

この条約の前文には「女子に対する差別は、権利の平等の原則および人間の尊厳の尊重の原則に反するものである」という基本的な考え方が示されています。第1条の「女子に対する差別」では、性に基づくものであれば、区別、排除、制限も差別にあたると定義しています。

また、これを受けて、ILO(国際労働機関)においても性別役割分担意識を払拭することが求められ、昭和56(1981)年には、ILO第123号勧告「家族的責任を有する女子の雇用に関する勧告」に代えて、ILO第156号条約「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約」が採択されました。

③ 婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略 ～各国が取り組むべき施策の指針を採択～

「国連婦人の十年」最終年の昭和60(1985)年には、ケニアのナイロビにおいて世界会議が開催され、「国連婦人の十年」の成果の検討、評価を行い、「国連婦人の十年」の目標である、「平等・開発・平和」を継続するとともに、西暦2000年に向けて各国等が積極的措置を採る上でのガイドラインである「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を採択しています。

④ 第4回世界女性会議(北京女性会議) ～各国の行動計画の策定を～

平成7(1995)年に、「第4回世界女性会議」が中国の北京において開催され、21世紀に向けての女性の地位向上の指針となる「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。この「行動綱領」は「女性のエンパワーメントに関するアジェンダ(予定表)」と位置づけられ、12の重大問題領域を定め、戦略目標と各国がとるべき行動を示しています。12の重大問題領域は、A女性と貧困、B女性の教育と訓練、C女性と健康、D女性に対する暴力、E女性と武力紛争、F女性と経済、G権力及び意思決定における女性、H女性の地位向上のための制度的な仕組み、I女性と人権、J女性とメディア、K女性と環境、L女兒となっています。

⑤ 女性2000年会議 ～男女共同参画の推進は国際的な流れ～

平成12(2000)年6月には、ニューヨークで、国連特別総会「女性2000年会議：21世紀に向けての男女平等・開発・平和」が開催され、北京会議で採択された行動綱領の各国等の実施状況の検証と次へ進むための戦略が討議され、今後各国政府等のとるべき行動目標が「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ(成果文書)」として採択されました。

⑥ 第49回国連婦人の地位委員会(北京+10)閣僚級会合 ～北京宣言の実施状況の評価・見直し～

平成17(2005)年に、第49回国連婦人の地位委員会、通称「北京+10」が国連本部(ニューヨーク)で開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」の実施状況の評価・見直しを行うとともに、更なる実施に向けた戦略や今後の課題について協議しました。会議の主な成果として、「宣言」及び10項目からなる「決議」が採択されました。

⑦ 第54回国連婦人の地位委員会(北京+15)記念会合 ～北京宣言の実施状況の評価～

平成22(2010)年に、第54回国連婦人の地位委員会(北京+15)が国連本部(ニューヨーク)において、「北京宣言及び行動綱領」と第23回国連特別総会「女性2000年会議」成果文書の実施状況の評価を主要テーマに開催されました。会議の主な成果として、「宣言」及び7項目からなる「決議」が採択されました。

(2) 国の動き

- ① **婦人問題企画推進本部設置と国内行動計画の策定** ～世界の動きと同一歩調で～
 昭和50(1975)年の国際婦人年に開催された第1回目の世界女性会議で採択された「世界行動計画」を国内施策に取り入れるため、同年、女性の地位向上のための国内本部機構として「婦人問題企画推進本部」を総理府内に設置し、昭和52(1977)年には「国内行動計画」を策定して、向こう10年間の女性の地位向上のための目標を明らかにしました。
- ② **女子差別撤廃条約の批准と新国内行動計画の策定**
 ～男女平等に関する法律・制度面の整備を推進～
 女子に対する差別を撤廃し、男女平等の原則を具現化するための基本的かつ包括的な条約である「女子差別撤廃条約」の批准に向けて、国籍法の改正、男女雇用機会均等法の制定、家庭科の男女共修などの国内法等の整備を進め、昭和60(1985)年に批准し、72番目の締結国になりました。
 また、昭和62(1987)年には、ナイロビ将来戦略を受けた「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定しました。
- ③ **「男女共同参画推進本部」の設置** ～国の推進体制の拡充～
 平成6(1994)年に、総理府に「男女共同参画室」を新設するとともに、「婦人問題企画推進本部」を拡大発展させ、全閣僚をメンバーとする「男女共同参画推進本部」を、さらには、内閣総理大臣の諮問機関として、「男女共同参画審議会」を設置して国の推進体制を拡充、強化しました。
- ④ **ILO第156号条約の批准と男女共同参画2000年プランの策定**
 ～男女共同参画社会の形成に関する法律・制度面の充実～
 平成7(1995)年には、「育児休業等に関する法律」に介護休業制度を付加し、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」として大幅な改定を行い、ILO第156号条約を批准しました。
 北京女性会議で採択された「行動綱領」や男女共同参画審議会から答申された「男女共同参画ビジョン」を受けて、平成8(1996)年12月には、「男女共同参画2000年プラン」を総合的・体系的に整備しました。
- ⑤ **男女共同参画社会基本法の制定と男女共同参画基本計画の策定**
 ～男女共同参画社会の形成についての基本理念が明らかに～
 平成11(1999)年には、男女共同参画社会の実現に向けた取組を行う上での法的根拠となる「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定づける最重要課題に位置づけ、その実現に向けての国・地方公共団体及び国民の責務と施策の基本となる事項等について明らかにしました。
 また、平成12(2000)年には、この基本法に基づき「男女共同参画基本計画」を策定し、今後実施する施策の基本的方向や具体的施策の内容を示しました。
- ⑥ **男女共同参画局と男女共同参画会議の設置** ～推進体制の強化～
 平成13(2001)年には、中央省庁等の改革により、これまでの総理府「男女共同参画室」「男女共同参画審議会」が、内閣府「男女共同参画局」「男女共同参画会議」になり推進体制が強化されました。
- ⑦ **配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の施行**
 ～夫・パートナーからの暴力対策の具体化～
 平成13(2001)年には、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律が施行されました。「保護命令」が創設され、被害者が更なる暴力により、生命身体に危害を受けるおそれがあるときは、裁判所が、加害者を引き離すための命令を発することができるようになりました。
- ⑧ **次世代育成支援対策推進法の施行** ～国、県、市町村、事業者、地域が一体となって～
 平成15(2003)年には、「次世代育成支援対策推進法」が施行され、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行う「次世代育成支援対策」が進められています。
- ⑨ **配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正**
 ～都道府県による基本計画の策定を義務づけ～
 平成16(2004)年には、配偶者からの暴力の防止及び被害者保護に関する法律の一部を改正する法律が

施行されました。

これにより、都道府県に基本計画の策定が義務づけられたほか、配偶者からの暴力の定義が精神的暴力・性的暴力を含むものとして拡大されるとともに、保護命令制度が拡充されました。

⑩ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の一部改正 ～間接差別の禁止、男性へのセクシュアル・ハラスメント防止対策を義務づけ～

平成19(2007)年には、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の一部を改正する法律が施行されました。

これにより、間接差別など性別による差別禁止の範囲の拡大、妊娠・出産等を理由とする不利益取り扱いの禁止、男女労働者に対するセクシュアル・ハラスメントに関する事業主の雇用管理上の措置の義務化などが盛り込まれました。

⑪ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正 ～保護命令制度の拡充、市町村に対する基本計画策定の努力義務等を規定～

平成20(2008)年には、配偶者からの暴力の防止及び被害者保護に関する法律の一部を改正する法律が施行されました。

これにより、生命・身体に対する脅迫を受けた被害者も保護命令の申立てを可能とし被害者の親族等も接近禁止命令の対象とするなど保護命令制度が拡充されたほか、市町村に対する基本計画策定の努力義務について規定されました。

⑫ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正 (名称は改正後のもの)

～生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手からの暴力についても法律を準用～

平成26(2014)年には、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律が施行されました。

これにより、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力についてもこの法律を準用することとなりました。

⑬ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の施行 ～県及び市町村における推進計画の策定の努力義務、事業主行動計画の義務付け～

平成28(2016)年には、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が完全施行されました。

これにより、男女共同参画社会基本法の基本理念ののっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定められました。

(3) 埼玉県の動き

① 男女共同参画行政担当課の変遷 ～時代の流れと共に～

国際婦人年に始まる国際的な動きと、国内婦人問題企画推進本部の設置の動きを背景に、女性行政を担当する県の組織として、昭和51(1976)年、生活福祉部婦人児童課に婦人問題総合窓口を設置しました。

昭和52(1977)年、企画財政部婦人問題企画室長の職制を設置し、昭和54年、県民部婦人問題企画室長の職制を設置し、昭和55(1980)年、県民部婦人対策課を設置しました。その後、昭和62(1987)年に婦人行政課に名称変更、平成3(1991)年に女性政策課に、平成13(2001)年に男女共同参画課に名称変更しました。

② 埼玉県男女共同参画推進会議の変遷 ～庁内における推進体制の整備～

昭和52(1977)年、女性関係行政の体系化を行い、女性行政の総合的、かつ効率的な推進を図るとともに「県計画の策定」に向けて「婦人問題庁内連絡会議」を設置しました。

昭和55(1980)年、女性の地位向上に関する施策の総合的な調整に関する事項を審議する機関として「婦人関係行政推進会議」を設置しました。

平成3(1991)年、「女性関係行政推進会議」に名称変更、平成9(1997)年、知事を議長とする「男女共同参画推進会議」に改組しました。

③ 埼玉県男女共同参画審議会の変遷 ～外部有識者における諮問機関の整備～

昭和53(1978)年、知事の諮問に応じ、男女平等の推進に関する重要事項を審議する機関として「埼玉県婦人問題協議会」を設置しました。

平成3(1991)年、「埼玉県女性問題協議会」に名称変更、平成12(2000)年、「埼玉県男女共同参画審議会」に名称変更しました。審議会の役割として、条例第10条第1項の知事からの諮問のほか第2項では、「男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じ、調査し、及び知事に意見を述べること」が規定されました。

④ 第一次から第三次までの行動計画 ～時代に応じた行動計画の策定～

・第一次計画

「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」(昭和54～60年度)

女性の法的な面での地位は大きく向上したが、依然として固定的な男女の役割分担意識が残っているという認識にたち、埼玉県の女性の地位向上の新しい出発点として、真の男女平等の実現に向けて計画を策定しました。

「婦人と地位向上に関する埼玉県計画(修正版)」

昭和59(1984)年3月、計画策定後の社会情勢の変化に対応するため、見直しを行いました。

・第二次計画

「男女平等社会確立のための埼玉県計画」(昭和61～平成7年度)

単に女性の地位向上だけに止まらず、よりよい福祉社会と男女平等の社会を確立することをめざして、第二次計画を策定しました。

「男女平等社会確立のための埼玉県計画(修正版)」

平成2(1990)年3月、計画策定後の社会情勢の変化に対応するため見直しを行いました。

・第三次計画

「2001彩の国男女共同参画プログラム」(平成7～13年度)

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって、あらゆる活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的、文化的利益を享受し、共に責任を担う「男女共同参画社会」を確立することをめざして、第三次計画を策定しました。

⑤ 埼玉県男女共同参画推進条例の制定 ～全国に先駆けて～

住民や地域社会の視点に立ち、地域の実情を十分踏まえ、県民意見を最大限に反映した上で、総合的かつ計画的に推進するために、全国に先駆けて平成12(2000)年3月に制定しました。

⑥ 埼玉県男女共同参画推進プラン2010の策定 ～条例に基づく初の基本的な計画～

平成14(2002)年2月に、埼玉県男女共同参画推進プラン2010を策定し、あらゆる分野に男女共同参画と人権尊重の視点を取り入れることを主眼として、男女共同参画社会づくりのための具体的な道筋を示しました。平成19(2007)年2月には、計画期間の最終年度を平成23年度とするなど中間見直しを行い「埼玉県男女共同参画推進プラン」としました。

⑦ 男女共同参画推進センター(With You さいたま)の設置

～男女共同参画社会づくりの総合的な拠点～

県の施策を実施し、県民や市町村の取組を支援するため、平成14(2002)年4月に男女共同参画推進センター(With You さいたま)を開設しました。

⑧ 配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画の策定 ～DV総合対策の推進～

平成18(2006)年2月に、被害の発生防止から相談、一時保護、自立支援に至るまでの施策を総合的に推進するため、「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を策定しました。

⑨ 埼玉県女性キャリアセンターの設置 ～子育て期の女性の再就職を支援～

結婚や出産を機に退職した女性の再就職を支援するため、平成20(2008)年5月、男女共同参画推進センター(With You さいたま)内に開設しました。

⑩ ウーマノミクス課の設置 ～埼玉版ウーマノミクスの推進に向けて～

働く場における女性の活躍を支援するため、平成24(2012)年4月に、産業労働部にウーマノミクス課を設置しました。

(4) 男女共同参画に関する年表

年号	国際的な動き	国内の動き	埼玉県 の 動き		
			組 織	行動計画	主要事業その他
1945年 (昭20)	○国連憲章採択	○衆院法改正(成年女子に参政権)			
1946年 (昭21)	○国連に「婦人の地位委員会」設置	○戦後初の総選挙で女性の選挙権が行使され女性国会議員39人誕生			
1947年 (昭22)		○日本国憲法施行 ○民法改正・家制度廃止			
1948年 (昭23)	○第3回国連総会で「世界人権宣言」採択				
1967年 (昭42)	○第22回国連総会で「婦人に対する差別撤廃宣言」採択				
1975年 (昭50)	○国際婦人年 ○国際婦人年世界会議(メキシコ・シティ)で「世界行動計画」を採択	○「婦人問題企画推進本部」発足 ○総理府婦人問題担当室設置			
1976年 (昭51)		○民法一部改正(離婚後の氏の選択自由に) ○第1回日本婦人問題会議(労働省)	○生活福祉部婦人児童課に婦人問題担当副参事設置		
1977年 (昭52)		○国内行動計画策定 ○国立婦人教育会館が嵐山町に開館	○企画財政部に婦人問題企画室長設置 ○婦人問題庁内連絡会議設置		○埼玉婦人問題会議発足
1978年 (昭53)			○第1回埼玉県婦人問題協議会		
1979年 (昭54)	○第34回国連総会で「女子差別撤廃条約」採択		○県民部に婦人問題企画室長設置		
1980年 (昭55)	○「国連婦人の十年」中間年世界会議開催(コペンハーゲン) ○女子差別撤廃条約の署名式	○民法の一部改正(配偶者の法定相続分1/3→1/2)	○県民部婦人対策課設置 ○婦人関係行政推進会議設置	○「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」策定	
1981年 (昭56)	○ILO第156号条約の採択(ILO総会)(男女労働者特に家庭的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約)				
1984年 (昭59)		○国籍法及び戸籍法一部改正(子の国籍：父系血統主義→父母両系主義)		○「婦人の地位向上に関する埼玉県計画(修正版)」策定	
1985年 (昭60)	○「国連婦人の十年」最終年世界会議開催(ナイロビ)、「ナイロビ将来戦略」採択、NGOフォーラム開催	○「女子差別撤廃条約」批准 ○「男女雇用機会均等法」成立(施行は昭和61年) ○労働基準法一部改正(施行は昭和61年)			○「国連婦人の十年」最終年世界会議NGOフォーラムに派遣団参加
1986年 (昭61)				○「男女平等社会確立のための埼玉県計画」策定	
1987年 (昭62)		○「西暦2000年に向けての新しい国内行動計画」策定	○婦人対策課を婦人行政課に名称変更		
1989年 (平元)		○法例一部改正(婚姻、親子関係等についての男性優先規定の改正等)			

国連婦人の十年

年号	国際的な動き	国内の動き	埼玉県 の 動き		
			組 織	行動計画	主要事業その他
1990年 (平2)	○「ナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択(国連・経済社会理事会) ○ILO第171号条約(夜業に関する)採択(ILO総会)			○「男女平等社会確立のための埼玉県計画(修正版)」策定	
1991年 (平3)		○「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第一次改定)」策定 ○育児休業法成立(施行は平成4年)	○婦人行政課を女性政策課に名称変更 ○婦人行政推進行議を女性関係推進会議に名称変更		
1992年 (平4)		○初の婦人問題担当大臣設置			
1993年 (平5)	○世界人権会議(ウィーン) ○「女性に対する暴力撤廃宣言」採択(国連総会)	○パートタイム労働法成立			○「埼玉女性の歩み」発行
1994年 (平6)	○ILO第175号条約(パートタイム労働に関する)採択(ILO総会) ○国際人口・開発会議開催(カイロ)	○総理府男女共同参画室発足 ○内閣総理大臣の諮問機関として男女共同参画審議会設置			○「1994彩の国の女性」発行
1995年 (平7)	○社会開発サミット開催(コペンハーゲン) ○第4回国連世界女性会議開催(北京)「行動綱領」「北京宣言」の採択	○育児・介護休業法成立 ○ILO第156号条約批准		○「2001彩の国男女共同参画プログラム」策定	
1996年 (平8)		○「男女共同参画2000年プラン」策定			○「世界女性みらい会議」開催
1997年 (平9)		○労働基準法一部改正(女子保護規定の廃止等：施行は平成11年) ○男女雇用機会均等法一部改正(セクハラについての事業主配慮義務を規定：一部を除き平成11年施行)	○県民部女性政策課から環境生活部女性政策課に組織変更 ○女性関係行政推進会議を男女共同参画推進会議に改組		○女性センター(仮称)基本構想策定
1998年 (平10)					○女性センター(仮称)基本計画策定
1999年 (平11)	○「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約選択議定書」採択	○男女共同参画社会基本法成立 ○児童買春・児童ポルノ禁止法成立			○女性問題協議会：男女共同参画推進条例(仮称)答申
2000年 (平12)	○女性2000年会議開催(ニューヨーク)「政治宣言」「成果文書」採択	○「男女共同参画基本計画」策定 ○ストーカー規制法成立	○環境生活部女性政策課から総務部女性政策課に組織変更	○男女共同参画推進条例施行	○「彩の国国際フォーラム2000」開催 ○苦情処理機関の設置 ○訴訟支援の実施
2001年 (平13)		○内閣府に男女共同参画局設置 ○男女共同参画会議設置 ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」成立	○女性政策課を男女共同参画課に名称変更		
2002年 (平14)				○「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」策定	○埼玉県男女共同参画推進センター(With You さいたま)開設
2003年 (平15)		○「次世代育成支援対策推進法」成立			

第一章

第二章

基本目標Ⅰ

基本目標Ⅱ

基本目標Ⅲ

基本目標Ⅳ

基本目標Ⅴ

基本目標Ⅵ

基本目標Ⅶ

基本目標Ⅷ

第三章

参考資料

年号	国際的な動き	国内の動き	埼玉県の動き		
			組織	行動計画	主要事業その他
2004年 (平16)		○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正			○女性チャレンジ支援事業開始
2005年 (平17)	○第49回国連婦人の地位委員会(北京+10)開催	○「男女共同参画基本計画(第2次)」策定			
2006年 (平18)		○「男女雇用機会均等法」一部改正(男性に対する差別の禁止、間接差別の禁止等：施行は平成19年)		○「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定	
2007年 (平19)		○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正		○「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」中間見直し、「埼玉県男女共同参画推進プラン」とする	
2008年 (平20)			○総務部男女共同参画課を県民生活部男女共同参画課に組織変更		○女性キャリアセンター開設
2009年 (平21)		○女子差別撤廃委員会の総括所見公表		○「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第2次)」策定	
2010年 (平22)	○第54回国連婦人の地位委員会(北京+15)開催	○「男女共同参画基本計画(第3次)」策定	○女性キャリアセンターを男女共同参画推進センターに組織統合		
2012年 (平24)	○第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択	○「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」策定	○産業労働部ウーマノミクス課設置 ○女性キャリアセンターをウーマノミクス課に組織変更	○「埼玉県男女共同参画基本計画」策定 ○「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第3次)」策定	○埼玉県男女共同参画推進センター(With You さいたま)に配偶者暴力相談支援センターの機能を付加
2013年 (平25)		○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正(施行は平成26年) ○「日本再興戦略」(6月14日閣議決定)の中核に「女性の活躍推進」が位置づけられる			
2014年 (平26)	○第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択	○「日本再興戦略」改訂2014に「女性が輝く社会」の実現」が掲げられる ○女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(WAW! Tokyo2014)開催			
2015年 (平27)	○第59回国連婦人の地位委員会「北京+20」記念会合	○「女性活躍加速のための重点方針2015」策定 ○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」成立、施行(完全施行は平成28年) ○「男女共同参画基本計画(第4次)」策定			
2017年 (平29)				○「埼玉県男女共同参画基本計画」策定 ○「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第4次)」策定	

4 関係法令

男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第78号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差

別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければなら

ない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び

重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第一項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年6月23日法律第78号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成13年1月6日)

一 略

二 附則第10条第一項及び第五項、第14条第三項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。(以下略)

埼玉県男女共同参画推進条例

(平成12年3月24日条例第12号)

個人の尊重と法の下での平等は日本国憲法にうたわれており、男女平等の実現については、国際婦人年以來、国際連合が「平等・開発・平和」の目標を掲げ、各国が連帯して取り組んでいる。

また、あらゆる分野における女性に対する差別の解消を目指して、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸に男女平等のための取組が積極的に展開され、国内及び県内においても進められてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、真の男女平等の達成には多くの課題が残されている。

一方、現在の経済・社会環境は、急激な少子・高齢化の進展をはじめ、情報化、国際化など多様な変化が生じている。

特に、埼玉県においては、核家族世帯率が高く、女性の労働力率が出産・子育て期に大きく低下する傾向があり、また、男性は通勤時間が長く、家事・育児・介護等の家庭生活における参画が必ずしも十分ではない。

こうした現状を踏まえ、豊かで安心できる社会を築いていくためには、男女が、社会的文化的に形成された性別の概念にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現が重要である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かで活力ある21世紀の埼玉を築くため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、並びに男女共同参画の推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

二 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

三 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、女性に対する暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進は、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。

6 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の推進は、国際的な協力の下に行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的格差是正措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、男女共同参画の推進に当たり、市町村、事業者及び県民と連携して取り組むものとする。

3 県は、第一項に規定する施策を総合的に企画し、調整し、及び推進するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置等を講ずるように努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(県民の責務)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野に、自ら積極的に参画するとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、

女性に対する暴力を行ってはならない。

- 2 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び女性に対する暴力等を助長し、及び連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないように努めなければならない。

(県の施策等)

- 第9条** 県は、本県の特性を踏まえ、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策等を行うものとする。
- 一 男女が共に家庭生活及び職業生活を両立することができるように、その支援を行うように努めること。
 - 二 広報活動等の充実により、男女共同参画に関する事業者及び県民の理解を深めるとともに、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、男女共同参画を促進するための措置を講ずるよう努めること。
 - 三 あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合、事業者及び県民と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるように努めること。
 - 四 審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合にあっては、積極的格差是正措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図ること。
 - 五 女性に対する暴力及びセクシュアル・ハラスメントの防止に努め、並びにこれらの被害を受けた者に対し、必要に応じた支援を行うように努めること。
 - 六 男女共同参画の取組を普及させるため、当該取組を積極的に行っている事業者の表彰等を行うこと。
 - 七 民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動に資するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずること。
 - 八 男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する問題についての調査研究を行うこと。

(埼玉県男女共同参画審議会)

- 第10条** 埼玉県男女共同参画審議会(第12条第三項において「審議会」という。)は、男女共同参画の推進に資するために、次に掲げる事務を行う。
- 一 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。
 - 二 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じ、調査し、及び知事に意見を述べること。

(総合的な拠点施設の設置)

第11条 県は、男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施し、並びに県民及び市町村による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点施設を設置するものとする。

(基本計画の策定)

- 第12条** 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。
- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
 - 3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、県民の意見を聴くとともに、審議会に諮問しなければならない。
 - 4 知事は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
 - 5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(苦情の処理)

- 第13条** 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の事案について、県内に住所を有する者又は在勤若しくは在学する者(次項において「県民等」という。)からの申出を適切かつ迅速に処理するための機関を設置するものとする。
- 2 県民等は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情がある場合、又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合には、前項の機関に申し出ることができる。
 - 3 第一項の機関は、前項の規定に基づき苦情がある旨の申出があった場合において、必要に応じて、前項の施策を行う機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置をとるよう勧告等を行うものとする。
 - 4 第一項の機関は、第二項の規定に基づき人権を侵害された旨の申出があった場合において、必要に応じて、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うものとする。

(年次報告)

第14条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第13条の規定は、同年10月1日から施行する。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成27年法律第64号)

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念の通り、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第一項において「基本原則」

という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則の通り、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則の通り、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

（一般事業主行動計画の策定等）

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるた

めの措置を講じなければならない。

- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第9条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

- 第10条** 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第20条第一項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

- 第11条** 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。
- 一 第9条に規定する基準に適合しなくなったとき。
 - 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
 - 三 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第12条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする

場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第37条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第一項及び第三項、第5条の4、第39条、第41条第二項、第48条の3、第48条の4、第50条第一項及び第二項並びに第51条の2の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第36条第二項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第12条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第13条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の效果的

かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第14条 国は、第8条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第15条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第16条 第8条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、そ

の事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- 2 第8条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

- 第18条** 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第19条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

- 第20条** 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会のものとする。
- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第21条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

- 第23条** 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第18条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。
- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第18条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第24条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第25条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第26条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第27条 第8条から第12条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第28条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第29条 第12条第五項において準用する職業安定法第41条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 一 第18条第四項の規定に違反した者
- 二 第24条の規定に違反した者

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- 一 第12条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第12条第五項において準用する職業安定法第37条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第12条第五項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第10条第二項の規定に違反した者
- 二 第12条第五項において準用する職業安定法第50条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第12条第五項において準用する職業安定法第50条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第29条、第31条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第34条 第26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則
(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章(第7条を除く。)、第5章(第28条を除く。)及び第6章(第30条を除く。)の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

2 第18条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第24条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第3条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第5条 社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)の一部を次のように改正する。

別表第1第20号の25の次に次の一号を加える。

20の26 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)

(内閣府設置法の一部改正)

第6条 内閣府設置法(平成11年法律第89号)の一部を次のように改正する。

附則 第2条第二項の表に次のように加える。

平成38年3月31日

女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第5条第一項に規定するものをいう。)の策定及び推進に関すること。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成13年法律第31号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2

基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基

本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合には、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第5条及び第8条の3において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第6条** 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
 - 3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
 - 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当

たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第18条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいづれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第11条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第12条 第10条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第10条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第10条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条ノ2第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発

することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第12条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消の原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第10条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられて

いるときは、裁判所は、当該命令の効力の停止を命じなければならない。

- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第10条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

- 第17条** 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第六項の規定は、第10条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
 - 3 第15条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第10条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

- 第18条** 第10条第一項第一号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。
- 2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第18条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18

条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書 of 交付を請求することができる。ただし、相手方にとっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第二項(第18条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

- 第23条** 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努め

るものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第3条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
 - 二 第3条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
 - 三 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その10の5を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10の5以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

(この法律の準用)

第28条の2 第2条及び第一章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者（第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第6条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第一項から第4項まで、第11条第二項第2号、第12条第一項第1号から第4号まで及び第18条第一項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条 保護命令（前条において読み替えて準用する第10条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第一項（第18条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第一項（第28条の2において準用する第18条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附則〔抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘察し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成16年法律第64号〕〔抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(検討)

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成19年法律第113号〕〔抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附則〔平成25年法律第72号〕〔抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附則〔平成26年法律第28号〕〔抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第1条中次世代育成支援対策推進法附則第2条第一項の改正規定並びに附則第4条第一項及び第二項、第14条並びに第19条の規定 公布の日
- 二 第2条並びに附則第3条、第7条から第10条まで、第12条及び第15条から第18条までの規定 平成26年10月1日

(政令への委任)

第19条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

(1979年(昭和54年)国際連合採択
1981年(昭和56年)発効)

この条約の締約国は、国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、国際連合及び専門機関の主権の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確認し、アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国(社会体制及び経済体制のいかなる問わない。)の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育に

第一章

第二章

基本目標Ⅰ

基本目標Ⅱ

基本目標Ⅲ

基本目標Ⅳ

基本目標Ⅴ

基本目標Ⅵ

基本目標Ⅶ

基本目標Ⅷ

第三章

参考資料

は男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なことを認識し、女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、次のとおり協定した。

第1部

第1条 この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条 締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実現的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条 締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別

個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条 締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条 締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条 締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条 締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条 締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設にお

ける職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。

- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
 - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
 - (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
 - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
 - (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
 - (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
 - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
 - (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするため

に必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。

- (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野にお女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
 - (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
 - (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
 - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
 - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
 - (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を

組織する権利

- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部

第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかに問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部

第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後には23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に

提出することを約束する。

- (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
 - (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条 専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条 この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条 締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放

しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条 この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

5 用語の解説

行	用語	説明
あ	ウーマノミクス	ウーマン (Women) + エコノミクス (Economics) の造語。女性がいいきと夢を持って活躍することができるよう社会進出を進め、女性が得た収入を消費や投資に使い、それが地域経済の活性化につながるように取り組んでいくこと。ゴールドマン・サックス証券のキャシー・松井氏が提唱した考え方である。
	NPO基金	NPO活動を促進するため、平成16年度に県が1億円を拠出して創設した基金。 「民が民を支える」観点から県民や企業からの寄附を募り、各種助成事業などによりNPOの社会貢献活動を支援している。
	M字カーブ	女性の労働力率・就業率が、結婚や出産の時期に当たる年代に一度低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇すること。
	親の学習	家庭の教育力の向上を目指して行われる学習。中学生・高校生対象の「親になるための学習」と親対象の「親が親として育ち、力をつけるための学習」がある。
か	家族経営協定	家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるもの。
	学校応援団	学校における学習活動、安全確保、環境整備などについて、ボランティアとして、協力・支援を行う保護者・地域住民による活動組織。
	間接差別	性別以外の事由を要件に、一方の性の構成員に他の性の構成員と比較して相当程度の不利益を合理的理由なく与えること。
	キャリア教育	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方の実現を促す教育。
	競争入札参加資格審査	建設工事請負等に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格等について審査すること。
	けいさつ総合相談センター	警察活動への意見・要望又は苦情や激励、各種相談の総合相談窓口。
	健康長寿埼玉プロジェクト	誰もが健康で生き生きと暮らせる健康長寿社会の実現を目指して、埼玉県が推進するプロジェクト。ウォーキングや筋力アップなどに取り組む「健康長寿埼玉モデル」を構築し、県内市町村に普及を進めている。さらに、「健康マイレージ制度」を構築し、多くの人が楽しみながら継続できる仕組みで健康づくりの裾野を拡大していく。あわせて、自らの健康づくりを積極的に行うとともに、家族や友人など周囲の人に健康によい情報を広める「健康長寿サポーター」を養成している。
	公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センター	犯罪・交通事故等被害者の抱える不安や悩みへの相談・支援（自宅訪問・情報提供・警察署、裁判所、病院等への付添い）・法律相談（予約制）などを行っている犯罪被害者等早期援助団体【電話048-865-7830】
	国立女性教育会館	嵐山町にある男女共同参画社会の形成を目指した女性教育に関するナショナルセンター。国内外の女性関連施設等と連携し、さまざまな事業や研修を実施しており、「研修」「交流」「調査研究」「情報」の4つの機能をもって、男女共同参画社会の形成に向けた活動をしている。
子育て世代包括支援センター	市町村が設置する妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点。	

行	用語	説明
か	固定的な性別役割分担	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。
さ	在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン	厚生労働省では、在宅ワークの仕事を注文する者が在宅ワーカーと契約を締結する際に守るべき最低限のルールとして、「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」(平成12年)を策定した。その後、情報通信技術の更なる普及等により、従来のデータ入力やテープ起こしといった他の者が代わって行うことが容易な業務については、付加価値が低減し市場ニーズが縮小傾向になるとともに、個人情報保護の要請が高まる等、在宅ワークを取り巻く環境は大きく変わってきた。このような実態を踏まえ、平成22年3月に、適用対象の拡大、発注者が文書明示すべき契約条件の追加など、ガイドラインの改正を行っている。
	埼玉県5か年計画	本県の目指す将来像と平成29年度からの5年間に本県が取り組む施策の体系を明らかにした、県政運営の基本となる計画。
	さいたま農村女性アドバイザー	女性農業者の社会的役割の向上及び農業・農村における男女共同参画の推進を目的に、農業経営や地域社会に参画している女性農業者を「さいたま農村女性アドバイザー」として、知事が認定した者。
	埼玉版ウーマノミクスサイト	埼玉版ウーマノミクスプロジェクトの情報を発信するため、幅広く情報を発信するポータルサイト。
	彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センター	個々の案件に即した支援を実現するため、県、県警察、犯罪被害者援助センターの相談窓口を武蔵浦和合同庁舎(ラムザタワー)3階に集約し、犯罪被害者支援のワンストップ化を図っている。
	ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)という。
	事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等に関する措置等についての指針	事業主が講ずべきパートタイム労働者の適正な労働条件の確保と教育訓練の実施、福利厚生の充実、その他の雇用管理の改善及び通常の労働者への転換の推進に関する措置等についての指針(パートタイム労働指針)。
	次世代育成支援対策推進法	急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進することをもって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とするもの。 ※平成15年7月16日施行。
	生涯学習ステーション	埼玉県ホームページを通じて、分野別の指導者や月別のイベント・講座などの生涯学習に関する情報を提供するサイト。
情報通信機器を活用した在宅勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン	パソコンなどの情報通信機器を活用して在宅勤務を行う場合の労務管理上の留意点等について整理したガイドラインで、適切な就業環境の下での在宅勤務の実現を図ることを目的としている。	

行	用語	説明
さ	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	昭和54（1979）年に国連総会で日本を含む130か国の賛成によって採択され、昭和56（1981）年に発効。日本は、昭和60（1985）年に批准。女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定する。 「女子差別撤廃条約第7回及び第8回定期報告」の審査に関し、平成28（2016）年3月に女子差別撤廃委員会から公表された最終見解を踏まえ、日本政府として必要な取組等を行う。
	女性活躍推進法・次世代育成支援対策推進法による特定事業主行動計画（埼玉県女性活躍・子育て応援事業主プラン）	次世代育成支援対策推進法第19条に基づく、「新・埼玉県子育て応援事業主プラン（埼玉県特定事業主行動計画）」に女性活躍推進法第15条に基づき、女性活躍の視点も加え、「埼玉県女性活躍・子育て応援事業主プラン（埼玉県特定事業主行動計画）」として新たに計画を策定したもの。 県では、このプランに基づく取組を実施していくことにより、男性も女性もともに職場においてその個性と能力を十分発揮し、仕事と家庭を両立して、いきいきと仕事ができる職場環境をつくることで、埼玉県民に対するサービスの一層の向上を目指している。
	女性キャリアセンター	平成20年5月、県がさいたま市内に設置した、女性のための就業支援施設。個別相談、就職支援セミナー、職業紹介、職場におけるステップアップや業務スキル向上などに役立つ各種セミナー等により、女性の就業・定着・両立・キャリアアップを総合的に支援する。
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されるよう、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることが目的。基本原則を定め、国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等を定めている。10年間の時限立法。 ※平成27年9月4日公布・同日施行（一部平成28年4月1日施行）
	人身取引	人身取引は、「トラフィッキング」ともいわれ、他人を売春させて搾取することや強制的な労働をさせることなどを目的として暴力、脅迫、誘拐、詐欺、弱い立場の悪用などの手段を用いて人を獲得・輸送・引き渡すなどの行為をいう。このような人身取引は大変深刻な人権侵害である。国では平成26年に「人身取引対策行動計画」を策定し、人身取引の防止・撲滅と被害者の保護に向けた取組を実施。
	ストーカー行為等の規制等に関する法律	ストーカー行為を処罰する等ストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めることにより、個人の生命、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穏に資することを目的とする。 ※平成12年11月24日施行
	性感染症	主に性的接触によってうつる感染症。梅毒や性器クラミジア感染症などのほか、HIV感染症も含まれる。近年、性感染症に感染する人の増加や感染者の低年齢化が問題となっている。
	性的マイノリティ（LGBT等）	同性愛者・両性愛者・性同一性障害者などのこと。性的少数者。セクシュアルマイノリティ。
	性と生殖に関する健康と権利	性と生殖に関する健康（リプロダクティブ・ヘルス）とは、平成6（1994）年の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成7（1995）年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。 また、性と生殖に関する権利（リプロダクティブ・ライツ）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを獲得する権利」とされている。

行	用語	説明
さ	セクシュアル・ハラスメント	相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的うわさの流布、衆目へふれる場所へのわいせつな写真などの掲示など、様々な態様のものが含まれる。
	積極的格差是正措置	様々な分野において活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するもの。
	創業・ベンチャー支援センター埼玉	創業を目指す方や創業まもない企業などの皆様へそれぞれのステージに合わせたアドバイスや各種サービスを行う、公的な創業支援の総合相談機関。女性起業支援ルーム「COCOオフィス」の運営も行っている。
	総合評価落札方式	平成17年4月1日に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき実施される入札方式。これまでの価格のみの競争だった入札方式とは異なり、新しい技術や企業のノウハウと言った価格以外の要素を含め、総合的に評価する落札方式。
た	多様な働き方実践企業	短時間勤務など多様な働き方を実践することにより、男女がともに仕事と子育て等を両立し生き生きと働き続けられる職場環境づくりに取り組み、県から認定を受けた企業をいう。
	短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律	短時間労働者の適正な労働条件の確保及び教育訓練の実施、福利厚生の充実、職業能力の開発及び向上等に関する措置等を講ずることにより、短時間労働者がその有する能力を有効に発揮できるようにすることを目的として制定された法律。通称「パートタイム労働法」。
	男女共同参画アドバイザー	男女共同参画についての学習活動や地域の活動に指導・助言できる専門的な指導者を「男女共同参画アドバイザー」として登録し、紹介している。
	男女共同参画苦情処理制度	男女共同参画の推進に関する県の施策等への苦情や、女性への暴力、セクシュアル・ハラスメントなどにより人権を侵害され相手方に対し改善等を求めるものについて、苦情処理委員が調査を行い、必要に応じて県の機関や関係者に対し助言、意見表明、勧告等を行う制度。
	男女共同参画推進センター (With You さいたま)	男女共同参画社会づくりのための総合拠点。男女共同参画社会の実現に向けた県の施策を実施するとともに、県民及び市町村の男女共同参画の取組を支援することを目的として次のような事業を行っている。 1 情報収集・提供事業、2 相談事業、3 学習・研修事業、4 自主活動・交流支援事業、5 調査・研究事業 さいたま市に平成14年4月に開設、愛称は「With You(ウィズユー)さいたま」。
	男女共同参画の視点から考える表現ガイド	県が行う広報において男女共同参画の視点から、使用を控えるべき表現などの「表現留意基準」を平成3年度に定めた。この基準を見直し、具体的な表現の手がかりを提供することを目的として、平成15年3月に「男女共同参画の視点から考える表現ガイド」を作成。
	男女共同参画配慮度評価	県施策について、男女共同参画を推進する視点からの配慮の度合いを評価する。年1回実施し、結果を「男女共同参画に関する年次報告」に掲載している。通称「チェックポイント5」。
	男女別統計	男女間の意識による偏り、格差及び差別の現状並びにその要因や現状が生み出す影響を客観的に把握するための統計。
	DV対策関係機関連携会議	DV被害者の保護及び自立支援を円滑に実施するために、被害者支援に関わる機関・団体等の連携を図るために平成13年に設置。

行	用語	説明
な	二次的被害	被害に関する捜査や事情聴取、裁判などの過程における担当者や、被害を相談したり診療を受けたりする際に接する担当者等から、被害の状況を繰り返し尋ねられたり、性的な経験を聞かれたり、心無い言葉をかけられたりすることなどにより、被害の苦しみを再度受けること。
	妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い (マタニティ・ハラスメント)	働く女性が妊娠・出産を理由とした解雇・雇止めをされることや、妊娠・出産にあたって職場で受ける精神的・肉体的な嫌がらせのこと。 男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法により、事業主が労働者に対して妊娠等を理由とする不利益取扱いを行うことは禁止されていたが、法改正により、平成29年1月から、妊娠等を理由とする就業環境を害する言動や嫌がらせについての防止措置義務が追加された。
	認定農業者	「農業経営基盤強化促進法」に基づき、農業経営改善計画を作成し、①計画が市町村基本構想に照らして適切であること、②計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切であること、③計画の達成される見込みが確実であることを基準に市町村長が認定を行った者。
	ノーマライゼーション	障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルであるという考え。デンマークのバンク・ミケルセンが知的障害者の処遇に関して唱え、北欧から世界へ広まった障害者施策の最も基本的な概念。
は	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする。 ※平成13年10月13日施行
	配偶者暴力相談支援センター	配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律により、都道府県に義務(市町村に努力義務)づけられているDV被害者救済のための拠点施設。センターでは次の業務を行う。 ①相談②医学的・心理学的な指導③一時保護④自立支援のための情報提供・援助⑤保護命令制度に関する情報提供・援助⑥被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報の提供・援助
	派遣元事業主や派遣先が講ずべき措置に関する指針	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律に基づき、労働者派遣契約の締結に当たっての就業条件の確認、契約に定める就業条件の確保、性別による差別の禁止、適切な苦情の処理など派遣元や派遣先が講ずべき措置を定めた指針。
	働く人のメンタルヘルス相談	職場の人間関係や仕事上のストレスなど、働く人の心の悩みの専門家である産業カウンセラーが、悩みの解決に向けてアドバイスを行う。悩みを持つ本人、家族や会社の同僚からの相談も受けている。従業員のメンタルヘルス対策に取り組もうと考えている事業主や衛生管理者からの相談にも対応している。
	ハローワーク浦和・就業支援サテライト	平成24年10月に、武蔵浦和合同庁舎(ラムザタワー)にオープンした総合就業支援施設。全国2か所(埼玉・佐賀)で実施された「ハローワーク特区」を活用して設置。県が行う就職相談などのサービスとハローワークの職業紹介を一体化し、相談から就職までスムーズかつスピーディーにワンストップの支援に努めている。
	パワー・ハラスメント	同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。
	犯罪被害者相談センター	埼玉県警察本部犯罪被害者支援室に設置されている、犯罪被害者等からの電話相談、面接相談及び専門的知識や技術を有する職員(臨床心理士)によるカウンセリングの実施のほか、関係機関・団体との連携を図る犯罪被害者相談窓口。

行	用語	説明
は	放課後子供教室	全ての子供を対象として、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、地域住民の参画を得て子供たちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を行うもの。
	放課後児童クラブ	保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るもの。
	法的識字能力（リーガル・リテラシー）	自分にどんな権利があり、その権利を行使するために、どのように手続をすればよいかを理解する能力。そのための法律や関連の制度の存在を知り、その知識を使いこなすことができる能力をいう。
ま	民間シェルター	民間団体によって運営されている暴力を受けた被害者が緊急一時的に避難できる施設。現在民間シェルターでは、被害者の一時保護だけに止まらず、相談への対応、被害者の自立へ向けたサポートなど、被害者に対する様々な支援を行っている。
	迷惑行為防止条例	公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等を防止し、もって県民生活の平穏を保持することを目的とする。 ※昭和38年11月15日施行（公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為の防止に関する条例） ※平成17年4月1日施行（埼玉県迷惑行為防止条例に名称変更）
	メディア・リテラシー	メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力のこと。
や	ユニバーサルデザイン	年齢、性別、能力の違いなどにかかわらず、すべての人が暮らしやすいまちや、利用しやすい施設、製品、サービスなどをつくっていかこうとする考え方。
ら	利用者支援事業	子育て家庭や妊産婦がニーズに合わせて、幼稚園・保育所や地域の子育て支援事業などから必要な支援を選択して利用できるように、市町村が、情報の提供や相談・援助などを行う事業。
	労働力率	15歳以上の人口に占める労働力人口の割合。労働力人口は就業者に完全失業者を加えた人数で、15歳以上の人のうち、仕事をしている人、仕事を休んでいる人や、仕事はしていないが求職中で働こうとしている人。
わ	ワークライフバランス	仕事と生活の調和のこと。国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを指す。



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」

埼玉県男女共同参画基本計画

平成29年3月

発行 埼玉県県民生活部男女共同参画課

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

TEL 048-830-2927

FAX 048-830-4755

E-mail a2920@pref.saitama.lg.jp

<http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/a0309>